

令和3年度

事業計画書



「すべては愛から始まる」

社会福祉法人 成仁会

特別養護老人ホーム 成仁ハウス百年の里
特別養護老人ホーム 富美岡荘
養護（盲）老人ホーム 祥風苑
地域密着型介護老人福祉施設 蔵ハウス大船渡
認知症対応型共同生活介護事業所 まちぐるみ
大船渡市デイサービスセンター

小規模多機能型居宅介護施設 ひころいちの郷
富美岡荘ホームヘルプ事業所
大船渡市福祉の里指定居宅介護支援事業所
富美岡荘指定居宅介護支援事業所
大船渡市福祉の里在宅介護支援センター
社会福祉法人 成仁会 SGビル

基本理念

「すべては愛から始まる」

社会福祉法人 成仁会

我が法人の基本理念・方針は、創業者精神にある

成仁会は、福祉の理想を実現し、皆が幸せに暮らすために、社会福祉法及び介護保険法に基づき、深い愛情と尊敬、法人をあげて至誠の心と情熱を持ち、施設経営事業の推進と地域福祉に貢献することを基本理念とする。

- 一、博く愛すること
- 一、礼をもって老者に仕えること
- 一、広く万人のために活動すること
- 一、健康を大切にすること
- 一、生涯学ぶこと

<成仁会の思い>

我々「成仁会」は、法人開設 45 年を迎え、社会福祉法・介護保険法の理念に基づき、さらに創業者精神を堅持し、広く深く事業の発展と安定のためまい進するものである。その創業者精神とは、創業者である山崎伊一郎、山崎シゲ会長の思い「人間愛」から始まり、当法人の「すべては愛から始まる」を法人の基本と位置づけ、慈しみ、愛情、そして、高齢者が困難な時こそ「どうにかしてあげられないか」の意志表示と行動から始まったものである。

山崎シゲ会長のケアの哲学と思想は以下のものであり、これを法人の方針とする。

- ① 相談されたらいやとは言わないケアの実践とサービス開発
- ② 看取りを尊重できることが究極のケア、ケアの根源
- ③ 食べる喜び、食べたいと思う心を尊重するケア
- ④ 不安に寄り添い、和らげるケア
- ⑤ 生きることを喜び合えるケア
- ⑥ 一期一会のケア
- ⑦ ケアの言語化、データ化によるケアの科学化、見える化
- ⑧ 地域を愛し、地域に愛されるケア

- ⑨ 「古い」を尊重し、「古い」に礼を尽くし、感謝し、「古い」に学ぶケア
- ⑩ 職員が人間として成長し、輝くケア

我々「成仁会」は、この高齢者福祉への愛情と情熱を掲げ、高齢者の尊厳と暮らしを守り、「相手の身になって」を真に実践し、高齢者サービスを利用する方々のために、グループ法人である社会福祉法人社の里福祉会とともに実行するものである。

<山崎シゲ会長の栄誉>

- ◎平成 30 年 12 月 23 日、山崎シゲ会長は、平成最後の御下賜金を賜る栄に浴した。会長の長年に亘たる公明正大な法人経営と先進的な技術を取り入れた施設運営などの功績が高く評価されたものである。
- ◎令和 2 年 11 月 13 日、山崎シゲ会長は、埼玉医科大学病院緩和医療科の客員研究員に任命された。会長のケアの哲学と思想が同病院に評価されたものであり、併せて予防医学を目指す同病院の「介護医療連携プロジェクト」の実証実験施設に法人施設が認定された。

<法人の目指す姿>

“生きていくことへの全人的サポートを目指す”

◎施設サービス

一人ひとりが、住みやすく生活しやすく、安心してそれまでの自律的な暮らしが継続できる施設サービスを目指す。

◎在宅サービス

住み慣れた地域において、それぞれの自律的な暮らしが、安定し、安心して継続できる在宅サービスを目指す。

◎全人的にみつめる

その人の人生のすべてを理解することに努め、尊厳ある介護サービスの提供を目指す。

<「至誠」を貫く>

「至誠を貫く」とは、その時その時に与えられた仕事に本気で取り組むということです。それが当たり前になれば、誰の前であっても、与えられた仕事に真剣に取り組む姿がほんとうの自分の姿になるのです。そして、知らず知らずのうちに誰からも頼られる人になるのです。この人だったら「しっかりと責任を果たすだろう。」と誰もが思うようになります。いわば周囲からの信頼が「自分の役割」に気づかせてくれるのです。

また、「至誠」すなわち誠を尽くし、精いっぱい真心を持って相手に話しえくことで、その相手に必ずわかってもらえる、心に思うことを言葉にしてこそ初めてわかり合えるのです。

<成仁会 五つの思い>

- 一、真心を込めて入居者様と接しましたか
- 一、言ったことをきちんと行うことができましたか
- 一、気持ちを込めていましたか
- 一、自分のできる限りのことができましたか
- 一、最後まで諦めずに行うことができましたか

<職員のあるべき姿>

介護員を含む私たち全職員は、利用者・入居者の皆様に対して、「じゃあ明日します」と言うことは、有ってはならないことです。明日という日が必ずあるとは限りません。今、その時その瞬間に行動、実践することが、利用者・入居者皆さまの「生命を守り」「生きがいを守り」「心を守り」その人の「尊厳を守る」ことになるのです。

更に、介護の仕事は、一人の力では決してうまく行かず、チームワークが必要である。介助する職員によってサービスや対応が違えば、入居されている方は戸惑ってしまうことになる。どの職員が現場に入っても、同じサービスを提供できるようにするのは、普段から職員同士が互いに理解し合うことが不可欠です。

そのため、「心を手にして」・「心を声にして」・「心を瞳にして」、職員は思っていることを相手に伝えることが必要です。会長・理事長の施設づくりを施設長→副施設長→課長→担当職員へ広く伝えることによって、全職員が思いを共有し、心を一にして日々の仕事に臨むことができるものであります。

全職員は、基本理念である「すべては愛からはじまる」を胸に刻み、シゲ会長が創業来40年以上貫いて来た、とことんとことん「相手の身になって」やさしく思いやる気持ちを心にして実践することが、介護の姿勢にも通じるものであり職員のあるべき姿であると考えられます。

目 次

○ 基本理念	
○ 社会福祉法人成仁会	
令和3年度に向けて	2
令和3年度事業計画	4
社会福祉法人成仁会組織格付・組織図	11
社会福祉法人成仁会役員名簿	13
社会福祉法人成仁会の沿革	14
社会福祉法人成仁会経営施設の概要	17
社会福祉法人成仁会令和3年度年間行事計画	25
法人委員会活動計画	26
施設ごと委員会活動計画	27
施設ごと職員研修計画	29
社会福祉法人成仁会令和3年度防災計画	30
社会福祉法人成仁会自衛消防隊組織図	32
備蓄品管理状況	33
○ 特別養護老人ホーム 成仁ハウス百年の里	
施設理念・方針・目標	36
1 総務部総務課	39
2 事業部生活相談課	40
3 事業部介護課	41
4 事業部看護課	43
5 事業部栄養管理室	45
年間行事計画	47
○ 特別養護老人ホーム 富美岡荘	
施設理念・方針・目標	50
1 総務部総務課	53
2 事業部生活相談課	54
3 事業部介護課	55
4 事業部看護課	56
5 事業部栄養管理室	57
年間行事計画・クラブ活動計画	59
○ 養護（盲）老人ホーム 祥風苑	
施設理念・方針・目標	62
1 総務課	65
2 生活相談課	66
3 介護課	68
4 看護課	70
5 栄養管理室	72
年間行事計画・クラブ活動等の計画	74

○ 地域密着型介護老人福祉施設 蔵ハウス大船渡

施設理念・方針・目標	76
1 生活相談課	79
2 介護課	81
3 看護課	83
4 栄養管理室	85
年間行事計画	87

○ 認知症対応型共同生活介護事業所 まちぐるみ

施設理念・方針・目標	90
1 生活相談係	92
2 介護係	94
年間行事計画	96

○ 大船渡市デイサービスセンター

施設理念・方針・目標	98
年間営業計画	102
年間行事計画	103

○ 小規模多機能型居宅介護施設 ひころいの郷

施設理念・方針・目標	106
1 総務相談係	109
2 介護係	110
3 看護係	111
年間行事計画	112
職員研修計画	113

○ 富美岡荘ホームヘルプ事業所

事業所理念・方針・目標	116
ヘルパー合同会議・研修計画	119

○ 大船渡市福祉の里指定居宅介護支援事業所

事業所理念・方針・目標	122
職員研修計画	126

○ 富美岡荘指定居宅介護支援事業所

事業所理念・方針・目標	128
職員研修計画	132

○ 大船渡市福祉の里在宅介護支援センター

事業理念・方針・目標	134
------------	-----

○ 社会福祉法人成仁会 SGビル

名称・所在地・事業の目的 ほか	136
-----------------	-----

令和3年度

事 業 計 画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

社会福祉法人 成仁会

令和3年度に向けて

～ 地域共生社会の実現に向けて ～

＜令和3年度の介護報酬改定＞

介護報酬は3年ローテーションで改定が行われており、令和3年度の改定率は0.70%で4期連続でのプラス改定となりました。改定にあたって示された5つの視点と特筆すべき改定内容は以下のとおりです。

- ① 感染症や災害への対応力強化→業務継続計画の策定、研修、訓練の実施
- ② 地域包括ケアシステムの推進→無資格者への認知症基礎研修受講の義務化
- ③ 自立支援・重度化防止の取組の推進→科学的介護の取組が特養にも拡充
- ④ 介護人材の確保・介護現場の革新→介護福祉士の割合の高い加算区分の新設
- ⑤ 制度の安定化・持続可能性の確保→報酬体系の簡素化

＜科学的介護による質の向上＞

当法人は「創業者精神」のもとで、これまで、様々なイノベーションに挑み、業務の効率化を進めてきたほか、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題とされる中にあって、「創業者精神」に基づいてパーソナルケアの徹底を実践してまいりました。手厚いサービスの提供には、サービスの「質の向上」を追求することが重要課題となってきます。

近年は、様々な科学的データや知見を活用して利用者の現状を可視化し、それらの情報を職員間で共有しながら介護実践に取り組む「科学的介護」が注目されています。私どもは、「ケアを科学的に見つめる」「データに基づくケア」を全国に先駆け長年に渡って実践してきたことが高く評価され、昨年11月、山崎シゲ会長が埼玉医科大学緩和医療科の客員研究員に任命され、成仁会とグループ法人である杜の里福祉会の各施設が、同病院が進める「医療介護連携プロジェクト・病態変化感知システム」の実証実験の施設（令和3年4月から2年間）として認定を受けました。

今後は、この実証実験を通じて得られる各種データの解析によって実証されたエビデンス（科学的根拠）に基づいて、利用者の日常生活を効果的に支援し、こらからも介護の「質の向上」を一丸となって目指してまいります。

令和3年度におきましても、入居者・利用者の皆様お一人おひとりの幸せを心から願うとともに、コロナウィルス等の感染予防対策をしっかりと実行し、「心を手にして」ひたすら尽くして参りますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人 成仁会

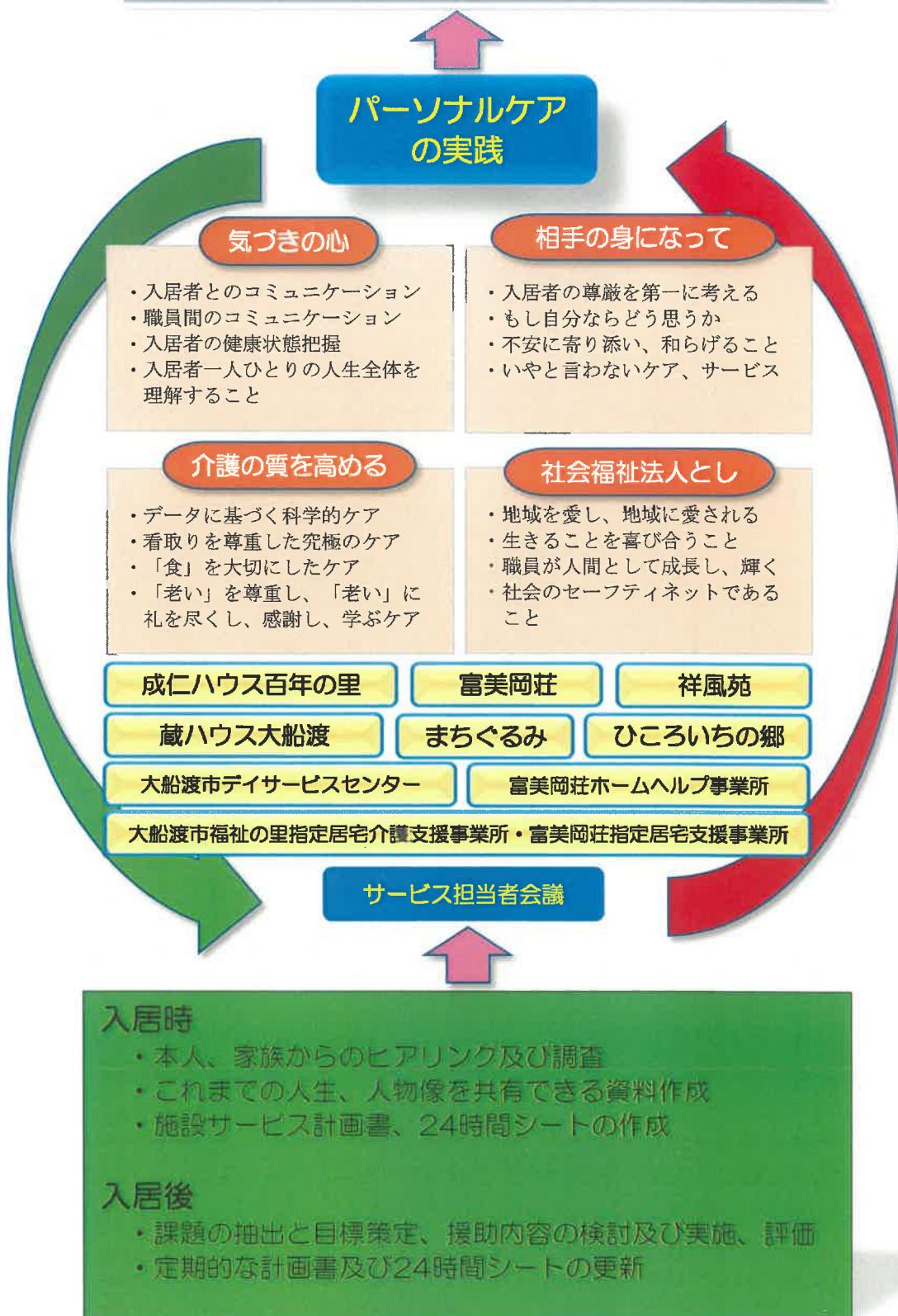
会長 山崎 シゲ

理事長 山崎 和彦



成仁会が実践する施設運営

その方が歩んできた人生を理解し、施設での人生のラストステージを安心して過ごして頂く



令和3年度事業計画

I パーソナルケアの徹底

我が法人は、個人の尊厳保持、権利擁護、利用者の自律的な暮らしへの全人的なサポートを目指した利用者本位のサービスを提供する。

(1) 全人的理解に基づくケアの推進

一人ひとりの実態調査を充実させ、幼少期から成人期、現在に至るまで人生の背景等、利用前の生活パターン、病歴などから、病歴など「その人を良く知る（全人的理解）」ケアカンファレンスを徹底した介護を推進する。

(2) 嘱託医と連携した医療・看取りの充実

嘱託医である山崎内科医院と連携を密にし、個々の入居者の皆様の心身の状況に応じた適切な医療の提供と、そのご家族の意向を踏まえた看取りの充実に努める。

II. 介護の質の向上等

介護と医療の連携によって得られる各種のデータから実証されたエビデンス（科学的根拠）に基づいた科学的介護を実践して介護の質の向上に取り組むと共に、家族への情報提供と説明責任を果たす。

(1) 科学的介護による介護の質の向上

埼玉医科大学病院緩和医療科＜岩瀬哲教授＞「医療介護連携プロジェクト」に参画し、以下の実証実験に取り組む。

- ① 介護員が世界標準の ADL（日常生活動作）評価指標を用いて入居者の食事、移動、排泄等の現状を可視化・数値化する。
- ② 岩瀬教授が開発した「病態変化感知システム」のデバイスを入居者に装着し、ADL と相関関係にある中枢神経・心肺機能の変化を測定する。

この実証実験によって得られる各種のデータは埼玉医科大学病院で解析され、そこで実証されたエビデンス（科学的根拠）に基づき、ADL 低下、脳梗塞の発症、認知症の進行など、入居者の病状変化の早期察知が可能となる。

これらの情報を職員間で共有・活用し、入居者の日常生活を支援する科学的介護の実践を通して「介護の質の向上」に取り組む。

(2) 家族等への情報提供と説明責任

利用者の皆様の個々の状況については、ご家族に情報提供を行うとともに、要望等については、施設運営に対する重要なメッセージと受け止め、苦情解決第三者委員会における助言も得ながら、確実かつ迅速な説明責任の履行に努める。

(3) 利用者情報の事業所間の連携と共有

ケアマネジヤーやヘルパーなど在宅サービス部門が現場で得た情報、各施設・事業所が得た情報は、法人全体で情報共有し、利用者の皆様の個々の状況について把握し、包括的な「介護の質向上」に努める。

III. 危機管理対策の強化

自然災害など予期せぬ事態が発生した場合に、被害の拡大防止と業務継続に向けた危機管理対策に努める。

(1) 自然災害への対策

東日本大震災の経験を踏まえ、避難訓練の実施、入居者・職員・避難者・地域住民の長期避難に備えた食料（1カ月程度）や各種器材の備蓄など、自然災害への対策に引き続き努める。

(2) 感染症対策

基礎疾患を有する高齢者が集団で生活する介護施設では、感染症がひとたび発生するとクラスターとなる確率が高いことから、日頃の感染予防対策の徹底はもとより、感染事案の発生を想定した「事業継続計画（BCP）」の策定、研修の実施、訓練の実施を行うなど、危機管理としての感染症対策の強化に努める。特に新型コロナウイルス感染予防対策として、高齢者及び従事者のワクチン接種は、行政と連携を密にして実施する。更に水際対策として抗原検出キットを使用した全職員一斉検査の実施や施設関連の徹底した環境の整備に取り組む。

IV. 職員の意欲・能力向上への取組

職員が専門性を發揮しながら安心して働き続けられるよう、職員の意欲・能力の向上を促す取り組みを推進する。

(1) 職員教育・スキルアップ研修

法人主催の研修受講や外部研修会の参加を通じて専門知識の習得や技術向上を促すほか、無資格者への認知症基礎研修の計画的な受講など、職員教育とスキルアップに取り組む。

(2) 介護ロボット・AI技術の導入

画像認識見守りAI機器の活用は、入居者の転倒防止に加え、夜間勤務者の負担軽減となっているなど、介護現場におけるAI技術導入への期待は高まっており、今後とも新たな機器の導入について調査を行う。

V. 人材の確保、職員教育・研修の充実

介護の社会的価値や魅力を広く正しく伝えるなど、様々な人材確保対策に積極的に取り組む

(1) ホームページを活用した人材確保の取組み

ホームページの活用により、各施設が独自に更新できる環境が整ったことから、更新頻度を高めると共に、「当法人・施設で働きたい」と思っていただけるよう、介護を目指す求職者の視点に立った魅力ある情報提供に取り組む。

(2) 職員の意欲・能力・人間力向上への取組み

職員一人ひとりの能力を十分に発揮するために必要なコミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性や人間力を高める研修会など、人財育成の策定と合わせて実施する。

VI. 地域連携包括事業の実施

地域の多様な主体と連携し、支援を必要とする地域住民の課題を受け止めながら、包括的な相談支援を行う。

(1) 居宅介護支援センター事業

要介護認定を受けた高齢者のケアプランを作成し、地域の介護事業所が提供する介護サービスを受けながら在宅生活が継続できるよう、寄り添い型の相談支援を行う。

(2) 地域包括支援センター事業

地域の高齢者が抱える課題を受け止め、総合相談、支援体制づくり、介護予防など、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、地域まるごと支え合い活動を推進する。

VII. 公益的取組の推進

地域の多様な福祉ニーズや課題等への社会貢献として、地域の支え合い活動と連動した公益的取組等を推進する。

(1) 公益的取組の推進

地域の方々や関係機関との意見交換を通じてニーズの把握に努め、これまで培ってきた専門性やノウハウを活用し、さらに地域の活動とも連動しながら、社会貢献としての公益的取組を進め、法人の認知度を高める。

また、実際には悲惨な状況にある在宅高齢者の存在を法人全体で認識し、救済の方途を探る。

(2) IWATE あんしんサポート事業の推進

法人の公益的取組として、IWATE あんしんサポート事業に参画し「福祉サービスを提供するに当たっての責務」を果たすべく、福祉的課題を抱える方の自立サポートを岩手県市町村行政・県市社会福祉協議会等と連携し、日常生活上の困りごと解決に貢献する。

VIII. 経営ガバナンスの強化

評議員会・理事会の内部統制機能の発揮や監事監査の実施等により、自立的で適正な法人運営を行う。

(1) 評議員会・理事会による内部統制

評議員会・理事会における役割・権限に基づいた審議と意思決定が適切に行われ、法人の内部統制が確実に機能する自律的で適正な法人運営に努める。(今年度は評議員・役員の改選期)

(2) 業務監査・会計監査の実施

法人の自主点検に加え、法人の監事による業務監査と会計監査を受けることにより、適正な業務執行と効率的な経営を推進し、公正で安定した法人経営に努める。

IX. 事業計画の進捗管理

事業計画の円滑な推進に向け、定期的な検討会議による事業の検証・評価・見直しなど、確実な進捗管理を行う。

(1) 財務会議等における進捗管理

月例の財務会議において事業進捗や財務状況を把握・検証し、確実に事業を推進する。また運営会議、連絡会議、各種委員会の開催により、施設・事業所間の職員の意識共有と事業の円滑な推進を図る。

(2) 新規事業の検討

法人において保有している土地を活用し、デイサービス事業所、グループホーム、サロン等を兼ね備えた複合的な総合福祉施設の開設検討、ケアマネ事業所の合併も視野に入れ調査・検討を継続的に進めると共に、福祉の枠組みを越えた多様な団体等とも積極的に連携し、地域共生社会の実現に向けた取組を模索していく。

(3) 収益事業の推進

「人々の健康と未来に貢献する事業」として着手した微量血液検査事業は、生活習慣病やガンのリスクを早期に発見し、適切な医療につながっていることから、広義の「公益的取組」と位置づけており、新型コロナウィルス感染症の流行が収まった段階で事業を再開する。また、新型コロナウィルスの検出検査キットの取扱いによって市民の自主的な健康管理を支援する。

(4) 法人合併の検討

当法人のグループ法人である社会福祉法人社の里福祉会（仙台市）との合併について、両法人間の合意形成に向けた課題の整理を行う。

X. 財務・資産の適正管理

財務状況の把握・分析や法人保有の遊休資産の有効活用など、コスト意識をもった財務・資産の適正管理に努める。

(1) 財務状況・資金運用の適正管理

月ごと決算状況を明らかにし、法人の財務状況を的確とすることにより、戦略的な法人運営に努める。併せて資金運用のリスク管理や運用状況の検証など、資金運用規程に基づいた適正な管理に努める。

(2) 保有資産の有効活用

法人所有の土地等については、介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような複合的な総合福祉施設建設に向けた検討、居宅事業所の合併等、新規事業と連動した活用について継続した検討を行う。

(3) 監査法人監査による適正管理

監査法人による財務会計、並びに運営全般にかかる法人監査の実施により、運営体制、管理体制、透明性、安全性、充実性を確保し、社会福祉法人として適正な管理体制を築く。

XI. 東日本大震災から 10 年

アウターライズ地震の備えと防災意識の徹底した取組を行う。

(1) 災害に備える

東日本大震災から 10 年目となり、「天災は忘れた頃にやって来る」と言う格言があるように、アウターライズ地震、津波、水害等に備え、日々の食料、自家発電、燃料等の確認・備蓄や災害時の対応について、利用者、入居者の安全確保や職員の行動について徹底した取組を行う。

XII 法人の歩みの追想

創業からこれまでの法人の歩みを振り返るとともに検証し、今後の事業運営に資するために記念事業を実施する。

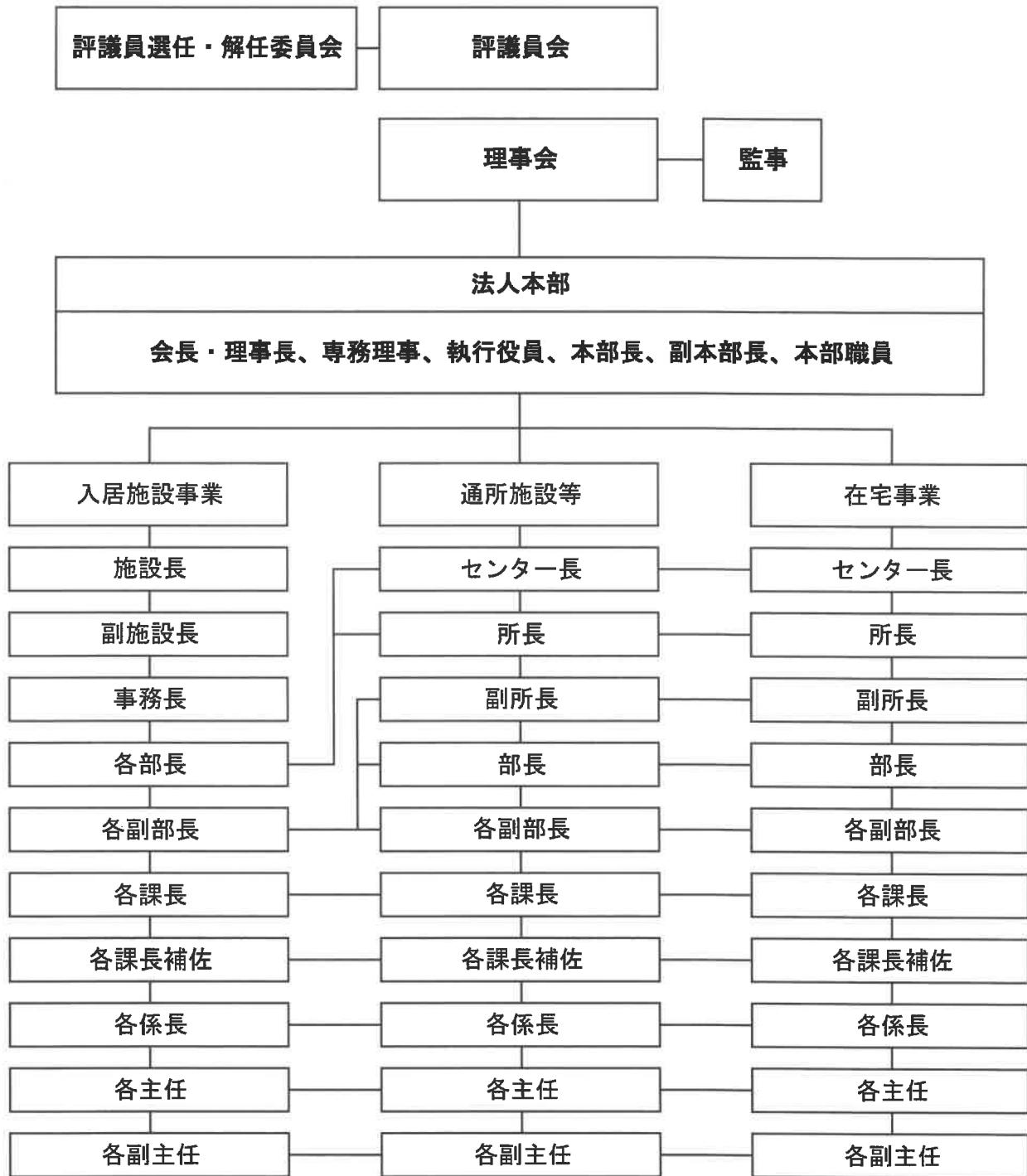
(1) 物故者大法要の開催

創業以来、亡くなられた利用者、関係者に哀悼の誠を捧げ、ご冥福を祈るとともにこれからより更なる精進を誓う。

(2) 記念誌等の発刊

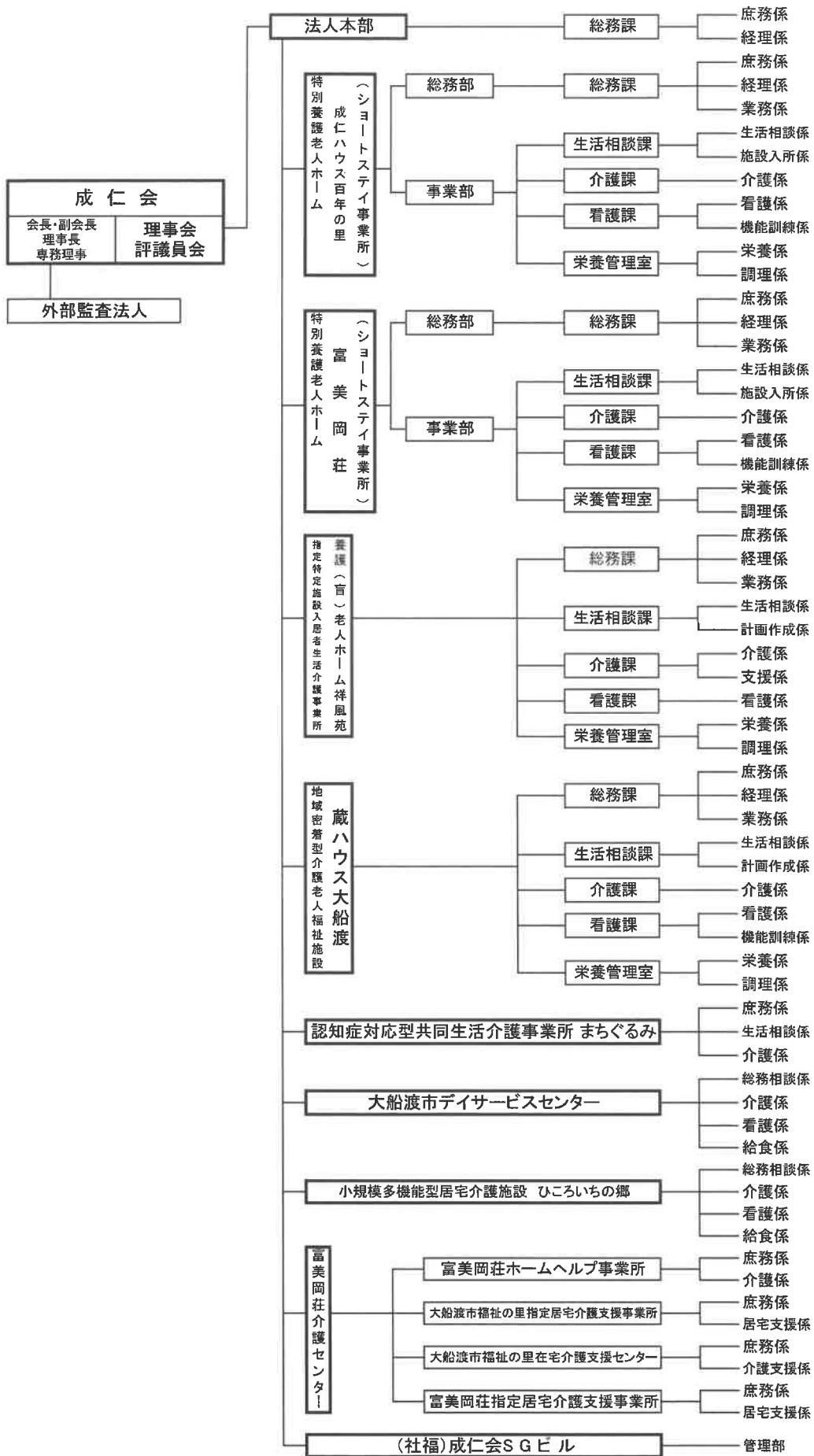
これまでの当法人の歩みをまとめた記念誌を作成するとともに、「続・富美岡荘物語」の発刊に向けた準備に着手する。創業以来、亡くなられた利用者、関係者に哀悼の誠を捧げ、ご冥福を祈るとともにこれからより更なる精進を誓う。

社会福祉法人成仁会 法人組織の格付



※職務格付については、当該当者の現行辞令に基づき、本人の経歴・資格・法人での実績等を勘案して、年度ごとに理事長が別に定めることができる。

社会福祉法人成仁会 組織図



社会福祉法人成仁会 役員名簿

理事会

役 職	氏 名	任 期
理事長 代表理事	山崎 和彦	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
会長	山崎 シゲ	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
副会長	山崎 一郎	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
専務理事	山口 清人	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
理事	中嶋 豊	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
理事	葛西 修哉	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
理事	千葉 敏郎	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
理事	佐々木 一雄	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
理事	金子 英輝	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
理事	今野 昭男	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時

監事會

役 職	氏 名	任 期
監事	佐藤 不二雄	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
監事	鈴木 信男	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時

評議員会

役 職	氏 名	任 期
評議員	佐藤 雄幸	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	津田 静月	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	今野 隆子	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	今野 龍雄	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	佐藤 忠清	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	細川 廣行	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	佐藤 かなえ	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	新沼 賢	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	遠藤 雅法	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	浜田 浩誠	平成29年4月1日～令和2年度に関する定時評議員会終結時
評議員	小野寺 有一	令和元年6月21日～令和2年度に関する定時評議員会終結時

社会福祉法人成仁会の沿革

許可年月日・番号	昭和50年12月25日第1114号	設立登記年月日	昭和51年1月19日
昭和46年	気仙広域圏事業とし、養護老人ホームの昭和51年度建設計画が策定される		
49. 8. 12	気仙広域首長会議に特別養護老人ホーム建設と運営は社会福祉法人とすべきとの報告がされる		
10. 25	山崎伊一郎、大船渡市長に特別養護老人ホーム建設計画の申出する		
10. 31	大船渡市助役、県へ建設計画を説明		
50. 3. 5	特別養護老人ホーム建設計画協議書提出		
4. 29	社会福祉法人成仁会設立準備総会開催		
4. 29	山崎伊一郎・山崎シゲと特別養護老人ホーム用地の土地使用貸借契約締結		
6. 27	気仙地域各市町の支援、山崎伊一郎及び有志の協力により特別養護老人ホームの設置の要望がまとまり、社会福祉法人成仁会認可申請書提出		
12. 25	社会福祉法人成仁会設立認可（第1114号）		
51. 1. 19	社会福祉法人成仁会設立登記（初代理事長 山崎伊一郎）		
5. 1	特別養護老人ホーム富美岡荘開設（定員 50床）		
53. 2. 26	気仙広域圏協議会に増床（50床）計画を説明		
5. 20	昭和52年2号台風被害による土留災害復旧工事（岩手県福祉基金助成）		
54. 2. 16	特別養護老人ホーム富美岡荘整備（拡張）計画協議書提出		
55. 2. 17	特別養護老人ホーム富美岡荘定員変更（定員105床）		
9. 29	創業者 初代理事長 山崎伊一郎 逝去		
10. 21	第2代理事長 志田武之助就任		
58. 4. 1	老人居宅生活支援事業の開始（定員 10床）		
60. 2. 26	福祉の里整備推進協議会に参加		
61. 11. 1	大船渡市市政功劳表彰（社会福祉法人成仁会）		
63. 12. 22	スプリンクラー整備工事完成		
平成元年8. 1. 4	第3代理事長 山崎一郎就任		
2. 3	養護老人ホームの基本設計		
4. 2. 1	山崎一郎・山崎シゲと、特別養護老人ホーム用地の貸借契約締結		
2. 21	養護老人ホームの整備計画書提出		
6. 1	大船渡市長から大船渡市ディサービスセンターの運営委託		
6. 25	大船渡市長と盲養護老人ホーム用地の土地使用貸借契約締結		
5. 2. 24	特別養護老人ホーム富美岡荘ショートステイ専用居室及び合併浄化槽大規模修繕整備計画書提出		
4. 1	養護（盲）老人ホーム祥風苑開設（定員 50床）		
12. 1. 10	（財）中央競馬馬主福祉財団からの助成により浴室整備事業（浴水循環炉過装置）完成		
6. 2. 28	合併浄化槽大規模修繕工事完成		
3. 1. 2	県に老人居宅生活支援事業変更届の提出（新定員 30床）		
3. 1. 5	特別養護老人ホームショートステイ専用居室棟（20床）の利用開始		
10. 1	大船渡配食訪問サービス事業開始		
7. 1. 10	大船渡市福祉の里在宅介護支援センター開所		
10. 4	厚生省並びに岩手県の「ケアプラン評価モデル事業」指定施設として特別養護老人ホーム富美岡荘に、コンピューターシステム導入		
12. 2. 28	特別養護老人ホーム富美岡荘に、大船渡市福祉の里在宅介護支援センター併設		
8. 5. 1. 10	社会福祉法人成仁会、特別養護老人ホーム富美岡荘創立20周年記念事業		
5. 1. 10	故 山崎伊一郎初代理事長胸像建立		
9. 3. 30	特別養護老人ホーム富美岡荘大規模修繕工事完成		
4. 1	大船渡市より富美岡荘ホームヘルプ事業の受託		
10. 1. 2. 1. 19	「富美岡大観音」を富美岡荘前庭に建立		
12. 4. 1	介護保険制度開始【指定事業所】		
	介護老人福祉施設富美岡荘、富美岡荘ショートステイ事業所、大船渡市ディサービスセンター		
	富美岡荘ホームヘルプ事業所、大船渡市福祉の里指定居宅介護支援事業所		
12. 7. 1	山崎シゲ副理事長の寄贈により、盛町に富美岡荘介護センター開所		
11. 1	富美岡荘ショートステイ床より特別養護老人ホーム富美岡荘に6床を転換し、富美岡荘の定員111名ショートステイ事業所の定員24名となる		

1 3, 6, 1 5	苦情解決第三者委員会の発足
1 1, 2 4	評議員会の発足
1 5, 6, 3	第4代理事長 山崎シゲ就任
9, 2 7	大船渡市へ地域介護・福祉空間整備事業計画書の提出
1 8, 3, 2	社会福祉法人成仁会ロゴマークの制定 
4, 1	富美岡荘介護センターを盛町字町地内に移転
9, 1 4	大船渡市より平成19年度地域密着型サービス事業所（地域密着型介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護）の候補決定を受ける
1 0, 1	指定特定入居者生活介護養護（盲）老人ホーム祥風苑事業開始
1 9, 1, 2 4	大船渡市が平成19年度地域密着型サービス事業の協議書を岩手県に提出
6, 2 8	大船渡市より平成19年度地域密着型サービス施設整備費補助金事業の内示を受ける
7, 2	大船渡市へ平成19年度地域密着型サービス施設整備費補助金事業補助金等交付申請書を提出
7, 3	大船渡市より平成19年度地域密着型サービス施設整備費補助金事業補助金等の交付決定を受ける
9, 2 0	独立行政法人福祉医療機構から福祉貸付資金の内定を受ける
1 2, 1 4	富美岡荘ホームヘルプ事業所用地として使用する土地の行政財産使用許可を受ける
1 2, 1 4	地域密着型サービス事業 地域密着型介護老人福祉施設藏ハウス大船渡・認知症対応型共同生活介護事業所まちぐるみ新築工事に係る指名競争入札の実施
2 0, 1, 8	地域密着型サービス事業 地域密着型介護老人福祉施設藏ハウス大船渡・認知症対応型共同生活介護事業所まちぐるみ新築工事着手
1, 2 2	介護保険制度指定更新【指定事業所】 介護老人福祉施設富美岡荘、富美岡荘ショートステイ事業所、大船渡市デイサービスセンター 富美岡荘ホームヘルプ事業所、大船渡市福祉の里指定居宅介護支援事業所
7, 2 2	秋篠宮殿下、同妃殿下 養護（盲）老人ホーム祥風苑お成り
8, 1	社会福祉法人成仁会SGビル収益事業（不動産の貸しビルの経営）開始
8, 7	地域密着型サービス事業 地域密着型介護老人福祉施設藏ハウス大船渡・グループホームまちぐるみ開所式
8, 1 1	地域密着型サービス事業 地域密着型介護老人福祉施設藏ハウス大船渡・グループホームまちぐるみ開設
1 1, 1 0	社会福祉法人成仁会山崎シゲ理事長が岩手県知事表彰受賞
2 1, 1, 8	【指定事業所】藏ハウス大船渡ショートステイ事業所開所
2 2, 4, 1	【指定事業所】富美岡荘指定居宅介護支援事業所開所
4, 2 9	社会福祉法人成仁会山崎シゲ会長が春の叙勲瑞宝双光章受章
7, 2 6	社会福祉法人成仁会会长山崎シゲ氏叙勲受章祝賀会開催
2 3, 3, 1 1	午後2時46分 東日本大震災発生 富美岡荘・祥風苑 避難者を約500名受け入れ デイサービスセンター 避難者を約100名受け入れ 藏ハウス大船渡 避難者を約100名受け入れ (社福)成仁会SGビルを大船渡市、大船渡市シルバー人材センター及び(株)アマタケに無償貸与
7, 1	(社)三陸福祉会の復興のため(社)成仁会・(社)鳴瀬会・(社)高寿会の4法人で復興支援調印式
9, 2	藏ハウス大船渡にて鎮魂・復興祭の開催
9, 1 5	祥風苑第19回合同敬老会 岩手県知事出席
2 4, 1 0, 1 5	新施設建設のため岩手県へ老人福祉施設整備費協議書を提出
2 5, 3, 2 7	老人福祉施設新築工事（宮田地区敷地造成工事）に係る土地売買契約の締結・調印式
4, 1 9	岩手県より平成25年度老人福祉施設等整備費補助金の内示
8, 9	平成25年8月9日大船渡市より平成25年度整備分介護サービス施設整備・運営事業者候補者（小規模多機能型居宅介護分）の決定通知（定員25名）
9, 2 6	理事会にて新老人福祉施設の名称を、特別養護老人ホーム「成仁ハウス百年の里」に決定
1 2, 2 0	小規模多機能型居宅介護施設整備（日頃市町字上宿17-4）に伴う土地売買契約の締結・調印式を行った。
1 2, 2 6	岩手県へ平成25年度老人福祉施設等整備費補助金交付申請書の提出
1 2, 2 7	特別養護老人ホーム「成仁ハウス百年の里」新築工事安全祈願祭
2 6, 1, 2 7	大船渡市より平成25年度介護サービス施設整備等臨時特例事業費補助金の内示
2, 2 6	大船渡市より平成25年度施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金の内示

2 6.	4. 1 1	小規模多機能型居宅介護施設新築工事安全祈願祭
	4. 7	准看護師養成事業開始 第1回生2名 気仙沼市医師会附属准看護学校入学 新小規模多機能型居宅介護施設の名称を、小規模多機能型居宅介護施設「ひころいちらの郷」に決定
	1 1. 2 8	小規模多機能型居宅介護施設「ひころいちらの郷」新築工事の完成届を受けた
2 7.	3. 2 5	大船渡市より指定地域密着型サービス事業所の指定通知を受ける（平成27年4月1日）
	4. 1	小規模多機能型居宅介護施設「ひころいちらの郷」開所
	4. 3 0	岩手県より介護老人福祉施設富美岡荘の入所定員減少の認可（入所定員30人 平成27年5月1日）
	4. 3 0	岩手県より特別養護老人ホーム成仁ハウス百年の里の認可（入所定員81人 平成27年5月1日）
	4. 3 0	岩手県より特別養護老人ホーム成仁ハウス百年の里の指定通知を受ける（平成27年5月1日）
	4. 3 0	大船渡市より百年の里ショートステイ事業所の開始届を受ける（定員21人 平成27年5月1日）
	4. 3 0	岩手県より百年の里ショートステイ事業所の指定通知を受ける（平成27年5月1日）
	5. 1	特別養護老人ホーム成仁ハウス百年の里、百年の里ショートステイ事業所開所
2 8.	4. 1	富美岡荘ショートステイ事業所 入所定員7名増床
2 9.	4. 1	特別養護老人ホーム富美岡荘 入所定員12名増床
3 0.	5. 1 8	特別養護老人ホーム成仁ハウス百年の里 2017医療福祉建築賞受賞
1 1.	1	特別養護老人ホーム成仁ハウス百年の里 入所定員3名増床
1 2.	2 3	天皇陛下より御下賜金を賜る
3 1.	4. 1	大船渡市デイサービスセンターの管理運営に関する基本協定の締結（期間更新）
R 1.	6. 1 2	社会福祉法人成仁会の定款変更認可（収益事業の追加）
R 2.	1. 3 1	大船渡市への派遣職員用宿舎として提供していたSGビル改修工事の竣工
R 2.	1 1. 1 3	埼玉医科大学緩和医療科より山崎シゲ会長が客員研究員として辞令を受ける
R 2.	1 1. 1 3	埼玉医科大学緩和医療科より成仁会施設が「医療介護連携プロジェクト」の実証実験施設として認定を受ける

社会福祉法人成仁会 経営施設の概要

【法人本部】

所 在 地 岩手県大船渡市立根町字宮田9番地1
設 立 年 月 日 昭和 50 年 1 月 19 日
代 表 者 山崎 和彦

【特別養護老人ホーム成仁ハウス百年の里】

所 在 地 岩手県大船渡市立根町字宮田9番地1
経 営 主 体 社会福祉法人 成 仁 会
開 設 年 月 日 平成 27 年 5 月 1 日
施 設 名 特別養護老人ホーム成仁ハウス百年の里
(介護保険事業所番号:0370300543)
施 設 長 山崎 シゲ
総 定 員 数 105 名
長期入所定員 84 名
短期入所定員 21 名
職 員 数 75 名(調理員は業務委託のため含まず)
敷 地 の 所 有 社会福祉法人成仁会所有地
敷 地 面 積 9, 958. 99m²
建 築 面 積 2, 323. 14m²
建 物 の 面 積 5, 742. 17m²
建 物 の 構 造 鉄筋コンクリート造 3階建
工事施行状況 直営・請負の別 請 負
契約年月日 平成 25 年 12 月 21 日
着工年月日 平成 25 年 12 月 24 日
竣工年月日 平成 27 年 2 月 28 日



【特別養護老人ホーム富美岡荘】

所 在 地	岩手県大船渡市猪川町字富岡 148 番地
経 営 主 体	社会福祉法人 成仁会
開 設 年 月 日	昭和 51 年 5 月 1 日
施 設 名	特別養護老人ホーム 富美岡荘(介護保険事業所番号:0370300147)
施 設 長	村 上 博
総 定 員 数	52 名
長期入所定員	42 名
短期入所定員	10 名
職 員 数	32 名(調理員は業務委託のため含まず)
敷 地 面 積	6,730.80 m ²
建 物 面 積	富美岡荘…1階 1,906.93 m ² /2階 1,064.18 m ² /3階 32.38 m ² 延合計 3,003.49 m ² ショート専用棟…376.01 m ² 建物の構造 富美岡荘…鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 ショート専用棟…鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平屋建



【養護（盲）老人ホーム祥風苑】

所 在 地 岩手県大船渡市猪川町字富岡 176 番地
経 営 主 体 社会福祉法人 成仁会
施 設 名 養護（盲）老人ホーム 祥風苑（介護保険事業所番号:0370300360）
施 設 長 崎 山 美知枝
開 設 年 月 日 平成 5 年 4 月 1 日
入 所 定 員 50 名
職 員 数 28 名（調理員は業務委託のため含まず）
敷 地 面 積 6,510 m²
敷 地 の 所 有 借地（市有地・無償）
建 物 の 面 積 1,658.46 m²
建 物 の 構 造 鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
建設設備の区分 創 設
工事施工状況 直営・請負の別 請 負
契 約 年 月 日 平成 4 年 7 月 29 日
着 工 年 月 日 平成 4 年 7 月 30 日
竣 工 年 月 日 平成 5 年 3 月 22 日



【地域密着型介護老人福祉施設蔵ハウス大船渡】

所 在 地 大船渡市盛町字町 3 番地 1
経 営 主 体 社会福祉法人 成仁会
開 設 年 月 日 平成 20 年 8 月 11 日
施 設 名 蔵ハウス大船渡
施 設 長 小笠原 登志江
施 設 の 種 類 地域密着型介護老人福祉施設
入 所 定 員 29 名
職 員 数 24 名 (調理員は業務委託のため含まず)

【認知症対応型共同生活介護事業所まちぐるみ】

所 在 地 大船渡市盛町字町 3 番地 1
経 営 主 体 社会福祉法人 成仁会
開 設 年 月 日 平成 20 年 8 月 11 日
施 設 名 まちぐるみ
施 設 長 小笠原 登志江
施 設 の 種 類 認知症対応型共同生活介護事業所
入 所 定 員 9 名
職 員 数 7 名 (調理員は業務委託のため含まず)

敷 地 面 積 1,647.82 m² (社会福祉法人成仁会所有地及び一部借地)
敷 地 の 所 有 社会福祉法人成仁会所有地
建 物 の 面 積 2,641.55 m²
建 物 の 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根鉛メッキ鋼板葺 3 階建
工 事 施 行 状 況 直営・請負の別 請 負
契 約 年 月 日 平成 20 年 1 月 8 日
着 工 年 月 日 平成 20 年 1 月 8 日
竣 工 年 月 日 平成 20 年 7 月 31 日



【大船渡市デイサービスセンター】

所 在 地 大船渡市立根町字田ノ上 30 番地 22
施 設 の 名 称 大船渡市デイサービスセンター(介護保険事業所番号:0370300071)
所 長 金 野 晃
開 設 年 月 日 平成 4 年 6 月 1 日
設 置 主 体 大船渡市
運 営 主 体 社会福祉法人 成仁会
利 用 定 員 1 日 30 名
職 員 数 18 名 (調理員は業務委託のため含まず)
建 物 面 積 347.1 m²
工事施工状況 平成 3 年 8 月 13 日 契約
平成 3 年 8 月 14 日 着工
平成 4 年 2 月 29 日 竣工



【小規模多機能型居宅介護施設 ひころいの郷】

所 在 地 大船渡市日頃市町字上宿17-4他
経 営 主 体 社会福祉法人 成仁会
開 設 年 月 日 平成 27 年 4 月 1 日 予定
施 設 名 小規模多機能型居宅介護施設 ひころいの郷
所 長 三 浦 くみ子
施 設 の 種 類 小規模多機能型居宅介護
登 錄 人 員 25 名
職 員 数 11 名 (調理員は業務委託のため含まず)
敷 地 の 所 有 社会福祉法人成仁会 所有地
敷 地 面 積 3,020 m²
建 築 面 積 355.60 m²
延べ床面積 339.04 m²
建 物 の 構 造 軽量鉄骨造 平屋建
工事施行状況 直営・請負の別 請 負
契約年月日 平成 26 年 3 月 24 日
着工年月日 平成 26 年 3 月 26 日
竣工年月日 平成 26 年 10 月 31 日



【富美岡荘ホームヘルプ事業所】

所 在 地 大船渡市盛町字町 6 番地 1
設置・運営主体 社会福祉法人 成仁会
施設の名称 富美岡荘ホームヘルプ事業所
部 長 佐々木 和 美
施設の種類 指定訪問介護事業所
開 設 平成 12 年 4 月 1 日

【大船渡市福祉の里指定居宅介護支援事業所】

所 在 地 大船渡市盛町字町 6 番地 1
設置・運営主体 社会福祉法人 成仁会
施設の名称 大船渡市福祉の里指定居宅介護支援事業所
副 部 長 鈴木 浩子
施設の種類 指定居宅介護支援事業所
開 設 平成 12 年 4 月 1 日

【富美岡荘指定居宅介護支援事業所】

所 在 地 大船渡市盛町字町 6 番地 1
設置・運営主体 社会福祉法人 成仁会
施設の名称 富美岡荘指定居宅介護支援事業所
所 長 石井 千枝子
施設の種類 指定居宅介護支援事業所
開 設 平成 22 年 4 月 1 日

【大船渡市福祉の里在宅介護支援センター】

所 在 地 大船渡市猪川町字富岡 148 番地
設 置 主 体 大船渡市
運 営 主 体 社会福祉法人 成仁会
施設の名称 大船渡市福祉の里在宅介護支援センター
副 部 長 鈴木 浩子
施設の種類 地域型在宅介護支援センター
開 設 平成 7 年 10 月 1 日



【社会福祉法人成仁会 SGビル】

所 在 地 大船渡市盛町字町 6 番地 8
経 営 主 体 社会福祉法人 成仁会 理事長 山崎和彦
事業開始年月日 平成 20 年 8 月 1 日
建 物 名 称 社会福祉法人成仁会 SGビル
事 業 の 種 類 不動産貸しビルの経営



社会福祉法人成仁会 令和3年度年間行事計画

月	行　　事
4月	辞令交付式 監査法人による会計監査実施（令和2年度決算） 新採用職員歓迎会・観桜会
5月	法人監事による内部監査実施（令和2年度決算・法人施設運営）
6月	理事会（令和2年度決算） 定時評議員会（令和2年度決算、理事・監事の選任） 夏期賞与支給式 法人運営施設における運動会
7月	職員研修
8月	法人監事による内部監査実施 盛町道中踊り参加 法人夏まつり
9月	法人運営各施設における敬老会 理事会
11月	法人監事による内部監査実施
12月	理事会（令和3年度補正予算） 冬期賞与支給式 監査法人による会計監査実施（令和3年度期中監査） 社会福祉法人成仁会忘年会 各施設におけるクリスマス会・餅つき会等年末行事
1月	年頭の会長挨拶 法人運営各施設における年始行事
2月	法人監事による内部監査実施
3月	苦情解決第三者委員会 理事会（令和3年度最終補正予算、令和4年度当初予算）

法人委員会活動計画

委員会名	活動目標	活動内容
教育・育成委員会	法人・施設の理念を理解し、実践できるよう研修・指導について検討し、必要な人材の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修への研修内容及び参加者の検討 復命及び外部講師を招いての全体研修企画 ケアに関する様々な情報収集・発信 職員のスキル確認と資質の向上を図る。 新人研修企画
労働安全衛生委員会	職員の健康管理、職場での事故対策について検討し、快適な職場環境を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 業務上の事故について、アセスメント、分析、対策検討 腰痛、喫煙対策 メンタルヘルスの分析・対策
入所検討会	入所決定する過程の透明性と公平性を確保し、施設入所の円滑な実施につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所での案を検討し、入所を決定する。開催日時は随時開催
栄養管理委員会	各施設の情報交換及び連携調整を図り、食べる楽しみを提供することで暮らしの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 行事食の検討 嗜好調査、市場調査の情報共有及び書類の一元化 外部業者との連携 備蓄品の管理
地域交流委員会 (広報委員会含)	地域における福祉・介護の拠点となるため、地域交流や情報発信を通じて相互連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 地域に向けて施設の情報や介護情報を発信 福祉拠点となる要件の検討・実施 地域行事への参加 地域のボランティアの開拓 広報誌の企画、発行

※ コロナウィルス感染予防対策として、法人本部より隨時情報発信を行う。

施設ごと委員会活動計画

委員会名	活動目標	活動内容
内部研修委員会	研修により、各部署、委員会活動の活発化と資質の向上を図り、統一したケアへつなげる。	<ul style="list-style-type: none"> 年間の内部研修計画を立て、関係各部署、委員会が起案、実施、報告がなされるよう連携調整を図る。
入所検討委員会	事前情報により、検討会参加への資料を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急度や家族、社会背景など検討し申し込んだ方の順位づけを行う。
給食委員会	個々に合った食事形態の検討をし、安全で楽しんでいただける食事の提供を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の嚥下、咀嚼、状態の把握に努める。 嗜好調査の実施や食に関する希望や意見の聞き取りを実施するとともに委託業者との連携を図る。
広報委員会	広報を通して施設の情報を公開し、地域や家族との繋がりを深める。	<ul style="list-style-type: none"> 隔月で広報誌を発刊する。 各種写真を整理し掲示する。 広報誌作成ソフトを活用し、作成方法を共有する。
行事企画委員会	入居者の生活にメリハリをつけ、季節に合わせた行事を楽しんでいただく。	<ul style="list-style-type: none"> 各部署や各施設、地域と連携し、年間行事を円滑に実施する。 各行事の実施状況を記録し、報告を行う。
リスクマネジメント委員会	介護事故の予防について、正しい知識を持ち実践する。	<ul style="list-style-type: none"> 危険予知の知識を持ち、予防策を検討する。 発生した事例の分析、集計、予防策を検討する。
感染症予防対策委員会	感染症予防、まん延防止を図る。 ※コロナ感染予防対策として、別途法人主導による対策を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> 感染症に対する知識、対応についての周知徹底を図る。 必要物品を管理する。
褥瘡予防対策委員会	褥瘡予防の正しい知識と技術を習得し、統一的な情報管理を行う。入居者の褥瘡ゼロを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 情報を把握し、予測される入居者を選定する。発生時はマニュアル及び状態に沿って早期対応する。 褥瘡に関する職員研修を年2回実施する。
身体拘束廃止委員会	入居者の人権や尊厳に関する理解を深め、不適切な行為を防止する。	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束ゼロを目指し、介護の質の向上につなげる。

委員会名	活動目標	活動内容
防災委員会	災害発生時における入居者及び職員の安全な避難方法の確立に努めるとともに、防災意識の高揚に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の防災訓練を計画し、実施する。 ・設備の使用方法説明を実施する。 ・内部研修を実施する。
医療的ケア推進委員会	施設における医行為についての周知と対策に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアに関する体制、手順を確認する。 ・医療行為に係る事故及びヒヤリハット事例を検討、分析する。 ・認定介護員に対する研修を実施する。
※コロナ対策委員会 (法人と連動)	※法人主導による、全施設と連携した対策を都度講じ、必要に応じたコロナ対策会議、感染予防の研修会等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染者発生状況により、都度の対策や正確な情報の発信。 ・感染予防対策の周知徹底。 ・嘱託医、行政、保健所との連携。 ・必要な物品類の管理調達。 ・感染者が発生した場合の対応対策。
※「医療介護連携プロジェクト・病態変化感知システム」実証化テスト・プロジェクトチーム	埼玉医科大学病院 緩和医療科が掲げる「医療介護連携プロジェクト・病態変化感知システム」の「実証化テスト臨床施設」として認定を受けたことによる、病態変化システムの完成に向けた役割を果たす。	<ul style="list-style-type: none"> ・実証化テスト臨床施設として、埼玉医科大学病院 緩和医療科・岩瀬教授と連携を密にし、全職員が一丸となって課題を達成し、より一層介護の質の向上に努める。

施設ごと職員研修計画

【基本方針】

介護サービスの専門職としての自覚を持ち、入居者様やご家族に信頼していただけるよう、職員の資質の向上を図り、総合的ケアサービスを提供する。

月	研修項目	担当	月	研修項目	担当
4月	成仁会職員としての心構えについて	施設長	10月	身体拘束廃止について	身体拘束廃止委員会
	倫理及び法令遵守について	相談課		ターミナルケアについて	看護課
5月	接遇について	介護課	11月	ノロウイルス予防対策について	感染症対策委員会
	守秘義務及び個人情報保護について	相談課		リスクマネジメントについて	事故防止対策委員会
6月	感染症(疥癬)食中毒予防、まん延防止について	感染症予防対策委員会	12月	褥瘡予防について	褥瘡予防委員会
	プライバシー保護について	介護課		感染症及びインフルエンザ予防対策について	感染症予防対策委員会
7月	事故発生時の対応について	リスマネ委員会	1月	交通安全について	施設長
	褥瘡予防について	褥瘡予防委員会		職員のメンタルヘルスについて	看護課
8月	緊急時の対応と施設の医療について	看護課	2月	介護保険制度について	相談課
	身体拘束について	身体拘束廃止委員会		腰痛予防について	看護課
9月	権利擁護について	相談課	3月	非常災害について	防災委員会
	認知症及び認知症ケアについて	相談課		事業計画について	施設長

- ※ 医療的ケア推進に向けた研修として、指導看護師・認定介護員で構成された研修も実施する。
- ※ コロナウィルスに関するコロナ対策会議や感染予防研修会等を隨時実施する。
- ※ 全職員の接遇・接客等について、法人と連携しながら研修・勉強会を隨時実施する。

社会福祉法人 成仁会 令和3年度 防災計画

【方針】

- ・さまざまな災害に対し、入居者、利用者及び職員の生命を守ることを最優先とし、成仁ハウス百年の里・ひころいの郷は施設毎、富美岡荘・祥風苑・ディサービスセンターでは3施設合同、蔵ハウス大船渡・グループホームまちぐるみは2施設合同で、毎月実践的な想定で防災訓練を実施する。同じく、富美岡荘居宅・福祉の里居宅・ヘルプ事業所については年4回同様の防災訓練を実施する。
- ・訓練の想定として火災、地震、津波、大雨、土砂等の災害は、発生の時間帯(日中・夜間)からその規模を含めてあらゆる場面を想定し、特に火災発生時、地震発生時の初動対応から避難経路や避難場所の確認を繰り返し行うことで、入居者、利用者及び職員の防災意識を高める。また、不審者に対する訓練を随時取り入れ、防犯対策を行う。
- ・東日本大震災の教訓から防災備蓄品(食料、水、発電機、投光発電機、通信機器、暖房設備、各種燃料等)を備蓄・管理し、職員には操作方法を習熟させる。
- ・百年の里周辺地域の下欠、菅生地域及びひころいの郷周辺地域宿地域の消防団との協力体制を進める。
- ・富美岡荘周辺地域の富岡・下欠地域及び蔵ハウス大船渡周辺地域の盛町本町地域の消防団との協力体制を進める。

【成仁ハウス百年の里 年間訓練内容】

月	内 容	月	内 容
4	一新入職員に対する防災訓練 ・地震及び火災発生時の対応要領 ・消火器及び屋内消火栓の取り扱い及び初期消火訓練	10	一総合訓練一(日中1階) ・消火器及び屋内消火栓を使用した消火訓練 ・施設入居者参加の避難訓練
5	一総合訓練一(日中1階) ・地震発生後、1階洗濯室から出火想定で訓練	11	一内部研修一 ・暗室、スモーク充満での個室内避難体感訓練
6	一総合訓練一(夜間1階) ・119番通報による通報訓練 ・消火器及び屋内消火栓を使用しての初期消火訓練	12	一総合訓練一(夜間1階) ・119番通報による通報訓練 ・消火器及び屋内消火栓を使用しての初期消火訓練
7	一総合訓練一(日中2階) ・地震発生後、2階施設内から出火想定で訓練 ・消火器及び屋内消火栓を使用しての初期消火訓練	1	一非常伝達訓練一(夜間) ・成仁会職員非常連絡網を使用した電話、又は、成仁会一斉メール(Biz安否確認アプリ)による伝達訓練
8	一総合訓練一(日中3階) ・地震発生後、3階施設内から出火想定で訓練 ・119番通報による通報訓練	2	一総合訓練一(日中2階) ・2階コンセントの漏電による出火想定で訓練 ・119番通報による通報訓練
9	一総合訓練一 ・立根川氾濫による水害を想定で訓練 ・はしご車救援時の配置確認	3	一総合訓練一 ・地震発生後、大津波警報発令 ・盛川氾濫の可能性による3階への避難

※ 感染症の動向により計画を変更する場合あり

【富美岡荘・祥風苑・ディサービスセンター三施設合同 年間訓練内容】

月	内 容	月	内 容
4	一新入職員に対する防災訓練 ・地震及び火災発生時の対応要領 ・消火器及び屋内消火栓を使用しての初期消火訓練	10	一総合訓練一(ディサービス日中想定) ・集中豪雨によるセンター外の土砂崩れ想定で訓練 ・市防災無線での避難準備情報を基準とし対策本部
5	一総合訓練一(富美岡荘日中想定) ・地震発生後、施設内から出火想定で訓練 ・消火器及び屋内消火栓を使用しての初期消火訓練	11	一総合訓練一(富美岡荘夜間想定) ・地震発生後、施設内から出火想定で訓練 ・暗室状態での施設入居者参加の避難訓練
6	一総合訓練一(祥風苑日中想定) ・地震発生後、施設内から出火想定で訓練 ・119番通報による通報訓練	12	一総合訓練一(祥風苑夜間想定) ・地震発生後、施設内から出火想定で訓練 ・暗室状態での施設入居者参加の避難訓練
7	一総合訓練一(ディサービス日中想定) ・地震発生後、センター内から出火想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練	1	一非常伝達訓練一(夜間) ・成仁会職員非常連絡網を使用した電話、又は、成仁会一斉メール(Biz安否確認アプリ)による伝達訓練
8	一総合訓練一(富美岡荘日中想定) ・地震発生後、施設内から出火想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 ・消火器及び屋内消火栓を使用しての初期消火訓練	2	一総合訓練一(富美岡荘夜間想定) ・不審者侵入想定で訓練 ・110番通報による通報訓練 ・施設入居者参加の避難訓練
9	一総合訓練一(祥風苑日中想定) ・大雨による土砂崩れ想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練	3	一総合訓練一(祥風苑夜間想定) ・不審者侵入想定で訓練 ・110番通報による通報訓練

※ 感染症の動向により計画を変更する場合あり

【蔵ハウス大船渡・グループホームまちぐるみ合同 年間訓練内容】

月	内 容	月	内 容
4	-新入職員に対する防災訓練- <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び火災発生時の対応要領 ・消火器及び屋内消火栓の取り扱い及び初期消火訓練 ・消防用設備及び館内非常放送器材の取扱説明 	10	-総合訓練一(日中3階) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、3階施設内からの出火想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 ・119番通報による通報訓練
5	-津波避難訓練一(日中) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、大津波警報が発令の想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 ・1階入居者を上階への避難訓練 	11	-津波避難訓練一(夜間) <ul style="list-style-type: none"> ・夜間、地震発生後、大津波警報が発令の想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 ・1階入居者を上階への避難訓練
6	-総合訓練一(日中1階) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、1階施設内より出火想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 	12	-総合訓練一(夜間2階) <ul style="list-style-type: none"> ・夜間、地震発生後、2階施設内から出火想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練
7	-津波避難訓練一(夜間) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、大津波警報が発令の想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 ・1階入居者を上階への避難訓練 	1	-非常伝達訓練一(夜間) <ul style="list-style-type: none"> ・成仁会職員非常連絡網を使用した電話、又は、成仁会一斉メール(Biz安否確認アプリ)による伝達訓練 ・火災発生時の通報手順に従った通報訓練
8	-水害避難訓練一(日中) <ul style="list-style-type: none"> ・大型台風接近による暴風雨の強まりにて訓練 ・避難準備情報発令に伴う避難準備訓練 ・避難警報・大雨洪水警報により、盛川の氾濫危険 ・水位到達による施設入居者の一次避難訓練 	2	-総合訓練一(夜間事務室) <ul style="list-style-type: none"> ・夜間事務室より出火想定で訓練 ・119番通報による通報訓練 ・消火器を使用しての初期消火訓練 ・施設入居者参加の避難訓練
9	-水害避難訓練一(夜間) <ul style="list-style-type: none"> ・大型台風接近による暴風雨の強まりにて訓練 ・避難準備情報発令に伴う避難準備訓練 ・避難警報・大雨洪水警報により、盛川の氾濫危険 ・水位到達による施設入居者の一次避難訓練 	3	-津波避難訓練一(日中) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、大津波警報が発令の想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 ・地震発生に伴う被害予想箇所の再現訓練 ・上階への避難訓練

【ひこりいちの郷 年間訓練内容】

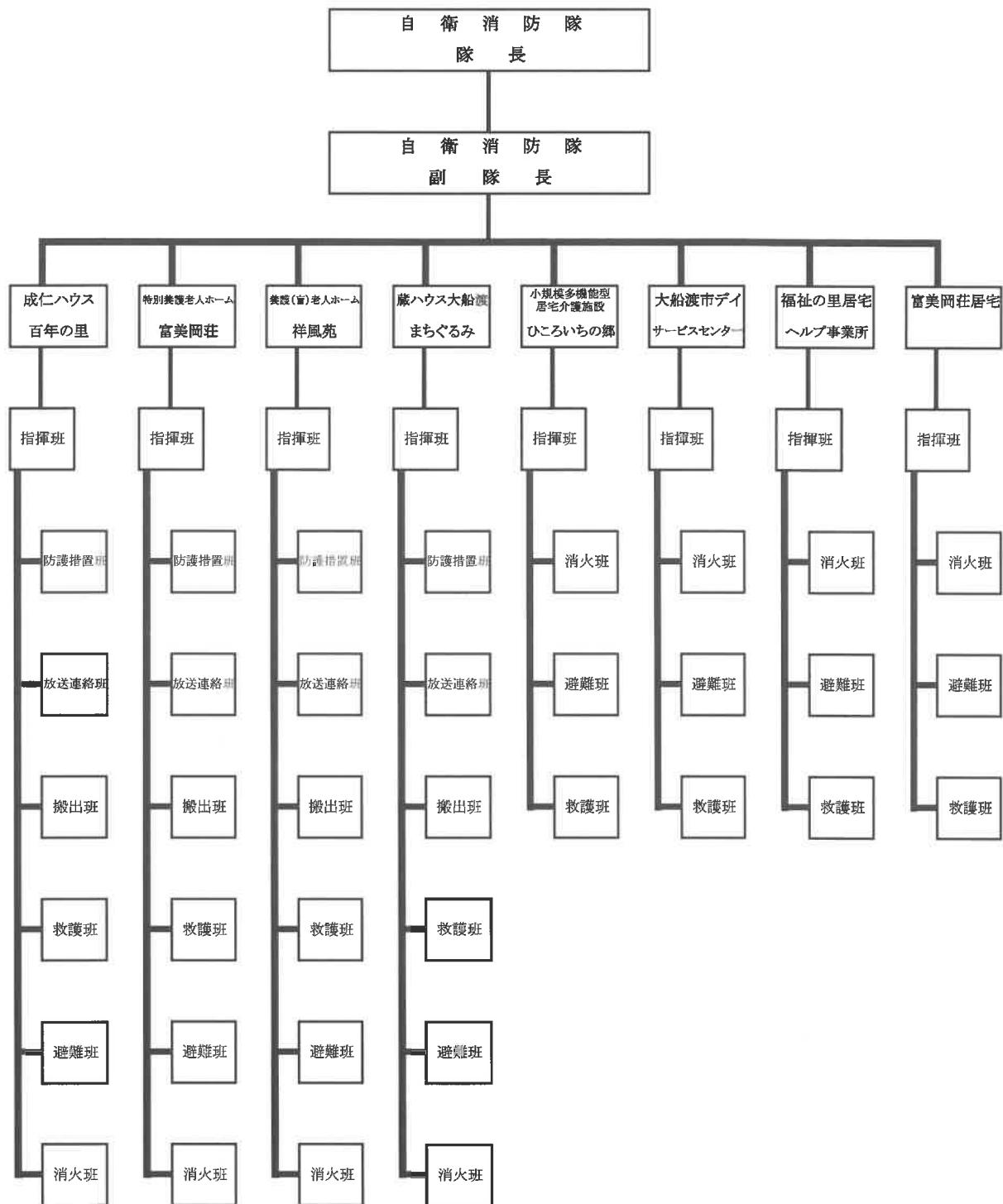
月	内 容	月	内 容
4	-新入職員に対する防災訓練- <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び火災発生時の対応要領 ・消火器及び屋内消火栓の取り扱い及び初期消火訓練 	10	-総合訓練一(日中1階) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、1階施設内より出火想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練
5	-総合訓練一(日中想定) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、施設内から出火想定 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 	11	-総合訓練一(日中想定) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、施設内から出火想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練
6	-総合訓練一(日中想定) <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨による河川氾濫と土砂崩れ想定で訓練 ・市防災無線での避難準備情報を基準としての避難誘導処置 	12	-総合訓練一(夜間想定) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、施設内から出火想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練
7	-総合訓練一(日中想定) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、施設内から出火想定 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 	1	-非常伝達訓練一(夜間) <ul style="list-style-type: none"> ・成仁会職員非常連絡網を使用した電話、又は、成仁会一斉メール(Biz安否確認アプリ)による伝達訓練
8	-総合訓練一(日中想定) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、施設内から出火想定 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練 	2	-総合訓練一(夜間想定) <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨による河川氾濫と土砂崩れ想定で訓練 ・市防災無線での避難準備情報を基準とした避難誘導処置
9	-総合訓練一(夜間想定) <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨による地域の河川氾濫と土砂崩れ想定で訓練 ・市防災無線での避難準備情報を基準とした避難誘導処置 	3	-総合訓練一(夜間想定) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、施設内から出火想定で訓練 ・地震発生に伴う被害者の救助訓練

【富美岡荘居宅・福祉の里居宅・ヘルプ事業所 年間訓練内容】

月	内 容	月	内 容
4	-新入職員に対する防災訓練- <ul style="list-style-type: none"> ・地震及び火災発生時の対応要領 ・119番通報専用電話機の取扱説明 	10	-総合訓練一(日中想定) <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練(電話連絡、声掛け等) ・地震発生後、センター内から出火想定
7	-総合訓練一(日中想定) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、センター内から出火想定 ・119番通報による通報訓練 	1	-非常伝達訓練一(夜間) <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、百年の里から出火想定で訓練 ・Biz安否確認アプリ使用操作の説明

※ 各事業所感染症の動向により計画を変更する場合あり

社会福祉法人成仁会 自衛消防隊組織図



備蓄品管理状況

(令和3年3月現在)

種別	品 名	数 量	保管場所
食料品 (入居者分)	米	各施設で準備 入居者(人数) × 1週間分	各施設厨房
	レトルトお粥		
	粥ゼリーの素		
	缶詰		
	レトルト食品		
	のり佃煮・調味みそ・ねり梅		
	ペースト食品(ソフト食用)		
	乾物品(みそ汁の具など)		
	みそ		
	各種調味料		
食料品 (職員分)	米	法人で準備 250人分×2週間分	富美岡荘厨房
	缶詰		
	レトルト食品		
	乾物品(みそ汁の具など)		
	みそ		
	各種調味料		
経管栄養	濃厚流動食	2週間分	各施設
水	5年保存水(飲料水)	3日分	富美岡荘厨房
調理用品	使い捨て容器(食事用)、練炭、カセットガスボンベ、 練炭コンロ、カセットガスコンロ		富美岡荘 (厨房・地下倉庫)
生活用品	オムツ・尿とりパッド	各種事業所毎	各事業所
	紙パンツ	50箱	富美岡荘
	マスク	多数	
その他	ポータブル発電機、軍手、ペーパータオル、反射式ストーブ、ゴム手袋、ティッシュペーパー、ファンヒーター、オイルヒーター、長靴、トイレットペーパー、扇風機、ディスポグローブ、ウェットティッシュ、投光器、手指消毒アルコール、タオル、車椅子、消毒ジェル、毛布、歩行器、ガムテープ、乾電池(単1~単4)、杖、ロープ、ラジオ、電灯、電気コードドラム、湯たんぽ、他多数。		

※公用車にヘルメット、タオル、マスク、ラジオ付き電灯等を常に積載している。

令和3年度

事 業 計 画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

特別養護老人ホーム 成仁ハウス百年の里

特別養護老人ホーム 成仁ハウス百年の里

～すべては“愛”から始まった～

山崎シゲ会長の哲学 10 項目の実践

ユニット型施設でのパーソナルケアの実践

【施設理念】

- 1 相手の身となり、「心を言葉に、行動に」とことん笑顔で優しく「心を手にして」お世話します。
- 2 「ここで暮らして良かった」と思っていただける施設をつくります。
- 3 地域に根差し、地域と共に支え合う施設を目指します。

【方針】

- (1) 入居者の尊厳を守り支えるケア
- (2) パーソナルケアの実践
- (3) 生活歴実態調査の充実
- (4) 全職員によるチームケアの実践
- (5) 職員の資質とコミュニケーション能力の向上
- (6) 地域への社会貢献
- (7) 法人本部及び各事業所との連携
- (8) 感染症予防
- (9) 埼玉医科大学の実証実験の実施

【目標】

① 入居者の尊厳を守り支えるケア

ア 創業者精神に基づき、障害を抱えても自分らしくあるための生活を支えていけるよう支援する。権利擁護の観点からも身体拘束ゼロを目指し、常に代替えケアを模索し提供していく姿勢で臨む。介護度4・5の方が、日々の生活の中で、本当に何を求めているのかリサーチし、安楽な身体状況を保ち、精神的に満足いただくために、個々のニーズに合わせた介護をすることで、最期まで、その人らしく、家族にとっても安らかなものとなるよう支援する。

② ユニット型施設を生かしたパーソナルケアの実践

ア 最新のユニット型施設の機能を十分にいかし、個人をより深く見つめ、行動を把握し、「日々の記録」「24時間シート」を活用しながら、ケアを科学

的に見つめ、入居者が望まれる生活をより豊かなものにするため、データ化した根拠のあるパーソナルケアを提供する。

イ お一人おひとりの人生を理解するためにも、その人の生涯時々の写真を添付し、その方の歴史を感じる。この人生写真を充実させ、スタッフで共有し、尊厳あるケアに結びつけていく。

③ 生活歴実態調査の充実

ア パーソナルケアの一番大事なことは、その人を全人的にみつめ理解することです。そのために利用前訪問時の生活歴実態調査のあり方を明確にする。自宅での私の一日表、通院状況や服薬状況、さらに人生写真と共に、その時の出来事を記載したその方の歴史を感じる人生写真を充実させ、実態調査面接記録をスタッフで共有しながら、尊厳あるパーソナルケアに結びつける。

④ 全職員によるチームケアの実践

ア 多職種一人一人が自分の役割を最大限に發揮し連携を密にすることで、安心、安全を担保し幸せな暮らしの継続を目指す。

イ 終えんを迎える入居者の「言葉なき声」を感じ取り、家族の心理に思いを巡らせ、肉体的、精神的苦痛の緩和に努め、最期が安らかなものとなるよう支援する。

⑤ 職員教育、指導システムの構築。コミュニケーション能力向上

ア 根拠あるケアを提供するに当たり、知識や技術の向上を図るために、研修情報の把握に努め、外部研修への参加と、それに伴う復命研修を実施し、全職員で共有できるシステムをつくる。

イ 各委員会を設置し、定期的な委員会の開催を進め、制度に基づいた内部研修会を委員会主導で開催する。また、必要に応じた内部研修や、本部と連携し、外部講師によるリモート研修などへの参加を計画する。

ウ 業務を通しての研修(OJT)を実施し、技術の確認を行うとともに応用力を身につけてもらう取り組みを進める。

エ 介護保険制度の理解を深め、法令を遵守しながら業務を遂行する。

オ 「コミュニケーションはキャッチボール」を合い言葉にお互い安心感をもち、話しやすい雰囲気づくりを意識することで、より良いケアの提供につなげる。

⑥ 地域への社会貢献

ア 地域の助け合い協議会などへ積極的に参画し、ニーズの把握に努め、社会資源としての役割を果たす。また、社会情勢に見合った方法での相談対応など、話しやすい雰囲気づくりを職員の共通認識とする。

⑦ 法人本部及び各事業所との連携

ア 同一法人として、常に連携を図り、情報を共有する。特にコロナ禍での連携は今以上に密に連携する。

⑧ 感染症予防

ア 新型コロナ感染症の収束が見えない中、情報収集に努め可能な限りの予防策を講じる。現場での危機意識を共通のものとし、危機管理の徹底を図る。

⑨ 埼玉医科大学の実証実験の実施

ア 埼玉医科大学実証実験施設の認定を受け、未来の予防医学の発展のための一助となるよう、職員一丸となって取り組んでいく。

山崎シゲ会長の10項目の哲学

- ① 相談されたらいやとは言わないケアの実践とサービス開発
- ② 看取りを尊重きることが究極のケア、ケアの根源
- ③ 食べる喜び、食べたいと思う心を尊重するケア
- ④ 不安に寄り添い、和らげるア
- ⑤ 生きることを喜び合えるケア
- ⑥ 一期一会のケア
- ⑦ ケアの言語化、データ化によるケアの科学化、見える化
- ⑧ 地域を愛し、地域に愛されるケア
- ⑨ 「老い」に礼を尽くし、感謝し、「老い」に学ぶケア
- ⑩ 職員が人間として成長し、輝くケア

1 総務部総務課

【実施項目と実施の概要】

・ 窓口対応・電話対応

ア 施設の窓口であり施設の顔であることを念頭に置き、「笑顔で挨拶」、「感謝の言葉、ありがとうございます」を笑顔で！を忘れず対応にあたる。窓口対応においての感染症予防には、細心の注意をはらいながら、心のこもった対応を心掛ける。また、電話対応においても、相手に「笑顔」が見えるような、明るく、心のこもった対応をする。

・ 施設内外の連携強化

ア 施設内における各部署との連携や成仁会が運営する施設間の連絡調整を密にし、円滑な施設運営ができるように努める。

・ 資質の向上

ア 介護の知識や技術の習得、資格取得に向けての予算措置を行うことで資質の向上に尽力する、また、厚生労働省等からの通知による法改正や制度改正、新会計基準等についても積極的に研修会へ参加し、常に適切な事務対応ができる体制を整える。

2 事業部生活相談課

【実施項目とその概要】

・尊厳を支えるパーソナルケアプランの立案と実践

ア パーソナルケアの基本となる、その人を全人的にみつめるため、実態調査の充実を図る。これまで歩んでこられた人生を理解するためにも、文章のみならず折々の写真を添付し、歴史を感じることが重要であると考える。入所前面接記録では、自宅での過ごし方、服薬状況や通院状況、そして人生写真、さらに今現在障害を抱えても、どう生きていきたいのかを、都度ご本人、ご家族の要望を聞き取りながらケアプランを立案し、現場スタッフとの共有をはかる。また、一生懸命な入居者様を精いっぱい褒めていくことで、尊厳あるケアを実践していく。

・社会的資源の有効活用

ア 限りある社会的資源である施設入所及び短期入所であるため、新型コロナウィルス感染症による世界的な新しい生活様式について社会・地域情勢を見極め、介護とマッチングさせながら、常に稼働率が100%を維持できるよう努める。

・本人及び家族の寄り添った見取りケアの実践

ア 各課連携のもと、入居者の状態変化の早期発見をし、本人及び家族の意向に沿った終末を迎えるよう調整する。また、新型コロナウィルス感染症禍においては面会制限を実施することとなるが、地域情勢や詳細な家族情報を収集し、個人情報保護を徹底しながら終末期における身元家族等の見取りが実現可能なものとなるよう尽力する。

・確実な請求事務の遂行

ア 令和3年度は介護報酬改定となるため、法令を十分に理解し、法的根拠に基づいて各種加算について確実な請求業務を遂行する。また、加算請求内容の確認を行い、過誤が発生したら速やかに過誤請求を実施し、不正請求防止に努める。

イ 利用者負担金について関係部署と連携し、未収がないよう実施する。

・入居者決定の公平性と待機者の実態把握

ア 入所の決定に際し、県の入所に関する指針及び入所時判定基準に則り、公平性、透明性を確保し、各居宅介護支援事業所と連携し情報収集を行い、法人内各事業所合同での入退所判定会を開催し、緊急度や入所必要度の高い方が円滑に入所できるよう努める。

・相談、苦情、事故発生時の迅速な対応

ア 相談窓口として、誠実で丁寧な対応に努める。事故発生時には、関係機関、家族への連絡調整を迅速に行い、再発防止に努める。

3 事業部介護課

【実施項目とその概要】

・医療、介護、暮らしが融合したパーソナルケアの実践

ア 山崎シゲ会長の10項目の哲学に基づいてケアを実践していく。山崎会長と山崎理事長の想いにユニットケアの手法を引用、さらに一生懸命な入居者様に感謝の気持ちをこめて精いっぱい褒めていく。日々の暮らしの中で、当法人が目指すパーソナルケアを実践する。

イ 入居者様の今を見つめるだけではなく、人生の過程において個々に“物語”がある事を、具現化・可視化する。つまりは「その人を知る」というアセスメントをより強化していく。全人的に理解するため、生活歴を写真で見えるようにし、その人の人生に思いを馳せる。

ウ 入居者、ご家族が望まれる生活にどのようにしたら満足してもらうことが出来るかをチームとして朝、昼、夕とユニット内、医務室で他部署とミーティングを重ねてい

く。また、生活の中に選択肢が持てる場面を多くしていくことが重要である。

・根拠を持った全人的なケアの実践

ア 入居者のほとんどが何らかの形で医療を必要としており、健康な状態で生活することが望ましいことから、日々の細かな変化を見落とすことがないよう、医務課と確認をしあいながら身体的ケアを実践する。

イ 食べる喜び、食べたいと思う心を尊重するケアの実践として栄養課と連携することが非常に重要である。五感に響く食事と介護員がメニューに見合った雰囲気作りをすることでより楽しめる食事になるよう努めていく。

ウ 穏やかな日常は“非日常的”な“ハレ”的機会があつてこそ感じて頂ける。そのためにも古き良き祭事であつたり、社会の中にはりふれている集団行動のようなイベントを盛り込むことで心理的な高揚を促進し、身体の安定に繋げていく。感染症時期にあつては創意工夫をしながら進めていく。

・ケア記録から発展したケアの展開へ

ア 入居者及び家族と積極的にコミュニケーションを図り、1日をどのように過ごしたいか検討する。また、1日が充実できる多様な選択肢を提案する。

24時間シートをケアプランとの連動で強化し、ご家族様にケアの見積書としてご提案していく。

イ ケアの記録は、パーソナルケアの根拠であることを職員が正しく認識できるよう、定期的な勉強と研究を行う。

ウ 「日々の記録」「24時間シート」をケアの根拠と据え置き、入居者が望まれる生活をより豊かなものにするため、各部署情報を集約させる。面会制限の中、定期的に入居者、ご家族がリモート面会できるよう計画する。

・求められる職員になるための切磋琢磨

- ア 全人的な介護をするためにも、自立と自律を上手く支援していくことが非常に重要となることから職員の人間教育は不可欠であり、パーソナルケアの実践を通して職員の成長を目指していく。
- イ 日々の支援に携わるなかでの接客のあり方、心のありようが言葉に手に現れることを念頭に置く。人生の先輩である入居者様に対して、優位に立っている言葉づかいになっていないかなど、「五省」をもって日々業務にあたることで、法人理念を具現化したマニュアルを全ユニットで活用しながら、職員が同じ志を持って業務を遂行するよう、上司から部下へ、先輩から後輩へ会長の想いを声に出して伝えていく。
- ウ パーソナルケアは同僚に対しても実践する。このことで大きなトラブルを防ぐと共に、人としての成長につなげていく。

・埼玉医科大学の実証実験施設としての役割を果たす

- ア 実証実験施設として、求められる事柄に全職員で前向きに取り組んでいく。ADL評価など日々の業務に生かすことで、より身近なものとして組み込んでいく。

【五省・現代版】

- ・誠実さや真心、人の道に背くところはなかったか
- ・発言や行動に、過ちや反省するところはなかったか
- ・物事を成し遂げようとする精神力は十分であったか
- ・目的を達成するために、惜しみなく努力したか
- ・怠けたり、面倒くさがったりしたことはなかったか

4 事業部看護課

【実施項目とその概要】

・山崎内科医院との連携を図る

ア 施設医務室のすべての業務において、嘱託医である山崎内科医院との連携は欠かせないものであることをふまえ、コミュニケーションを密に図る。

・健康管理につとめる

ア 一般状態の観察及び平常値の把握に努める。日常の様子を把握することが異常の早期発見につながることをふまえ、日々の暮らしに密着した看護を目指す。

イ オンコール体制のもと、急変時は待機看護師が嘱託医の指示により対応する。

ウ 状態変化時は、嘱託医、ご家族、各部署への情報発信を行い、共通認識のもと対応する。

エ 看護師の報告が、嘱託医の目となる意識を持ち日々の観察を行う。

・確実な情報提供に努める

ア 日々の観察・記録を確実に行い、嘱託医への報告、関係医療機関受診時及びご家族への情報提供に努める。

・看取り期の看護の役割を担う

ア この時期の見極めは、日々の観察と嘱託医の判断によるものであり、ご家族への説明や意向の確認など、嘱託医との情報共有が重要と考える。この時期の介護の中心となり各部署へ情報を発信し、共通認識のもと安全を担保し、苦痛の緩和に努める。また、コロナ禍での面会制限の可能性を含め、ご家族との連携を密に図る。

・感染症予防、まん延防止に努める

ア 感染症の時期、流行情報の収集に努め、各部署と連携し必要な策を講じる。インフルエンザワクチン接種など、嘱託医の協力のもと実施していく。またコロナ情報の収集に努め、個人防護や消毒法など、隨時実施していく。

イ 入居者の快適な居住環境整備を重点に、温度・湿度管理など各部署で情報共有し対応する。

・**残存機能維持に努める**

ア 個々の身体状態を評価し、残存機能維持や低下防止のため、レク体操の実施や生活リハの取り組みの提供など専門職として介護に参加する。コロナ禍での外出制限のある中、各課連携しラジオ体操を実施する。

・**褥瘡予防に努める**

ア 褥瘡予防のため、褥瘡リスクアセスメント・スケールを活用し、褥瘡発生リスクの高い要因を評価する。その評価に基づいて看護・介護の予防対策を講じていくとともに、スキントラブルの予防に努める。

・**職員の健康管理に努める**

ア 職員健診や予防接種の実施及び腰痛予防のための研修を実施する。

5 事業部栄養管理室

【実施項目と実施の概要】

・個人に合わせた、おいしく楽しい食事の提供

- ア 入居者一人ひとりに合わせた形態・内容での食事を提供する。
- イ おいしく楽しく食事ができるよう、季節に由来した行事食やイベント食を企画する。
- ウ ユニットへ出向いて入居者と一緒に調理するなど、施設での日常の食事に変化を持たせ、食欲増進につなげる。
- エ 最後まで食の楽しみを持っていただけるよう、看取り期の方の食事を創意工夫する。

・入居者の栄養・食事状態の把握

- ア 嗜好調査を年2回実施し、個々の嗜好に合わせた食事提供を実施する。
- イ 実際の食事状況の観察を行い、摂取量や嚥下状態などを確認し、一人ひとりの状態に合わせた形態での食事提供につなげる。
- ウ 24時間シートなどを活用し、他職種や委託業者とも情報を共有して、適切な食事を提供する。

・栄養ケアマネジメントの実施

- ア 適切な栄養アセスメント（食事摂取量・体重の変化・嚥下状況等）を行い、個々の栄養状態の把握をする。
- イ 他職種協働のもと、それぞれの専門的な視点からの情報を基に入居者及び家族の意向に沿った栄養ケア計画を作成・実施する。定期的にモニタリングし、評価・再アセスメントを行う。

・衛生管理と感染症予防

- ア 安全な食事提供を第一として、厨房業務は大量調理マニュアルに基づく管理・点検を行う。
- イ 厨房従事者及び厨房内の衛生管理を徹底し、点検記録簿の確認を実施する。
- ウ 感染症予防のための正しい手洗いの啓発、食中毒など感染症に関する情報の早期収集と伝達を行う。

・委託業者との連携・調理業務の管理

- ア 委員会を毎月開催し、委託業者・各職種との情報共有を図る。より良いものを提供するという意識を持ち、委託業者とも互いに協力して業務を行う。
- イ 新調理システム（クックサーブ・クックチル）の利点を生かして効率よ

く調理業務を行う。安定した調理・味付けなど調理技術の更なるレベルアップを目指す。

・法人栄養士間での情報の共有・地域への栄養情報の発信

ア 各施設の情報の交換・共有を密にして、法人全体での栄養業務や食事内容のレベルアップを図る。

イ 栄養だよりを作成・配布し、在宅で暮らす高齢者向けに食の情報を発信する。

【行事食等】

月	行事食	施設行事
4月	花まつり	観桜会
5月	開所記念、こどもの日、母の日	
6月	旧端午の節句、父の日	
7月	七夕、土用の丑の日	
8月	お盆（3日間）	夏祭り
9月	重陽の節句、秋分の日	敬老会
10月	体育の日	
11月	文化の日・勤労感謝の日	
12月	冬至、年越し	クリスマス忘年会 餅つき
1月	お正月（3日間）、餅の日・七草粥 小正月	
2月	節分、バレンタインデー	
3月	ひなまつり、春分の日	

＜その他の取り組み＞

○行事委員と連携し、ホーム喫茶・野外食などのイベントを企画・実施する。

○嗜好調査等を参考に選択食やバイキング食を定期的に取り入れる。

年間行事計画

入居者様が行事を通して、季節を感じ、楽しく過ごしていただけよう、計画を掲げ実行する。

時期	行事名	内 容
4月	花まつり	花御堂に安置した誕生仏像に甘茶を掛けて、お釈迦様の誕生を祝う。
	観桜会	桜の名所巡りや、お花見弁当などを楽しんでいただく。
5月	開所記念日	成仁ハウス百年の里の開所を職員と一緒に祝いする。
	端午の節句	鯉のぼりや五月人形を展示し、甘酒や柏餅をいただきながら楽しんでいただく。
	母の日	メッセージカードを渡し、感謝の気持ちを伝える。
6月	運動会	万国旗を掲げ、一同に会して各種目に参加していただき、職員ともに全員参加し、楽しみながら身体を動かす機会を設ける。
	父の日	メッセージカードを渡し、感謝の気持ちを伝える。
8月	七夕	施設には七夕飾りを飾り、短冊に願い事を書いていただく。盛町の伝統行事となる七夕に出かけて昔を懐かしんでいただく。
	夏祭り	企画や夜店を出し地域の方々と一緒に盆踊りを楽しむ。
	お盆	迎え火、送り火をするとともに、施設の仏壇にお参りする。
9月	敬老会	高齢者を敬う気持ちを式典やごちそうでもてなし、感謝の気持ちを伝える。
	お彼岸	お仏壇にお参りする。
10月	十五夜	秋の収穫に感謝し、入居者様とお月様にお供えする団子を作る。
	スポーツ大会	さまざまな競技を企画し、ユニット対抗で楽しんでいただく。
11月	作品展示会	日常制作した品を、蔵ハウス文化祭に出展する。
12月	忘年会	1年間の感謝や労いを、職員とともに楽しんでいただく
	クリスマス 餅つき	施設長がサンタクロースにふんし、プレゼントを渡す。 入居者全員でお正月を迎える準備をする。
1月	お正月	元旦には職員が着物で出勤し、お正月の雰囲気を楽しんでいただく。餅を提供し召し上がっていただくとともに、昔ながらのお正月遊びで楽しんでいただく。
	小正月	水木団子を作り、旧正月を祝う。
2月	節分	鬼にふんした職員に豆まきし、健康と幸福を願う。
3月	ひな祭り	雛壇や打掛を展示するとともに、甘酒や桜餅をいただきたり、お茶をたてたりして安らいでいただく。
	お彼岸	お仏壇にお参りしていただく。
随時	クラブ活動等	お誕生日会、バスハイク等隨時実施する。

令和3年度

事業計画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

特別養護老人ホーム 富美岡荘

特別養護老人ホーム 富美岡荘

～肌と肌とを通して安心と信頼が感じあえる支援を致します～

【 施設理念 】

- 1 私たちは、山崎シゲ会長のこれまでの介護に対する思いや姿勢・職員、入居者様に対するあたたかい心・この富美岡荘の良き伝統をとことんとことん継承します。
- 2 私たちは、「老い」を尊重し、「老い」に礼を尽くし、感謝し、「老い」に学ぶケアを実践します。
- 3 私たちは、全ての入居者様の肌と肌を通じて行われる、コミュニケーションを大切にし、入居者様に寄り添い、身体的・精神的に不安を和らげ、安全で安心して生活できるよう、個々の訴えに合わせ、一緒に生きることを喜び合えるケアに努めます。
- 4 私たちは、安定した経営基盤の確保に努めます。

【 方針 】

- (1) 入居者の尊厳を守りパーソナルケアの実践
- (2) 生活歴実態調査の充実
- (3) 埼玉医科大学病院緩和医療科と医療介護連携プロジェクト実証化テストの連携
- (4) 肌と肌とを通じて行われる、コミュニケーションを重視したケアの実践
- (5) 感染症予防の徹底と入居者様の健康管理
- (6) コンプライアンス（法令順守）の徹底
- (7) 明るく、生き生きとした働き甲斐のある職場環境づくり
- (8) 防災対策の徹底
- (9) 相談・苦情・事故発生時の迅速対応
- (10) 地域貢献事業の推進
- (11) 職員の資質向上と教育
- (12) 法人本部及び各事業所との緊密な連携
- (13) 安定した経営基盤の確保

【 目標 】

① 入居者の尊厳を守りパーソナルケアの実践

全職員で一人ひとりの入居者の尊厳を守り、入居者の生活を尊重し、在宅での生活が継続できるよう、より入居者を深く見つめる。

本人が「こうしたい。あ～なりたい。」と思われることを導き、介護度4・5の方が、日々の生活の中で、本当に何を求めているのかリサーチし、安楽な身体状況を保ち、精神的に満足いただくために、個々のニーズに合わせた介護をすることで、最期まで、その人らしく、家族にとっても安らかなものとなるよう支援する。

「勘と経験」による「気づき」のケアとデータを基にした根拠のある科学的ケアの調和を図り、安心した暮らしの継続ができるよう相手の身になって寄り添うケアの実践に努める。また、プライバシーの保護にも努める。

② 生活歴実態調査の充実

パーソナルケアの一番大事なことは、その人を全人的にみつめ理解することです。そのために利用前訪問時の生活歴実態調査のあり方を明確にする。自宅での私の一日表、通院状況や服薬状況、さらに人生写真と共に、その時の出来事を記載したその方の歴史を感じる人生写真を充実させ、実態調査面接記録をスタッフで共有しながら、尊厳あるパーソナルケアに結びつける。

③ 埼玉医科大学病院緩和医療科との医療介護連携プロジェクト実証化テストの連携

ADLのモニタリングを基礎とした病態変化感知システムを利用して、病態悪化を未然に防ぎ健康寿命の延伸を目的とした実証化テストを実施する。

④ 肌と肌を通じて行われるコミュニケーションを重視したケアの実践

職員と入居者との間で、一定時間やさしく触れ合い、身体的・精神的な不安や興奮を抑え、痛みを緩和し、安心と信頼の感情を、もたらすよう努める。

⑤ 感染症予防の徹底と入居者の健康管理

感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等）の予防対策として、基本である、うがい・手洗い・消毒・マスク使用を徹底し、外出ができるだけ抑え、予防に関する知識を習得し、感染経路の遮断、日々の環境整備（消毒）を継続し、入居者の健康管理を徹底し感染症予防に努める。

⑥ コンプライアンス（法令順守）の徹底

健全な事業の運営にあたり、介護保険法及び関係法令を遵守し、的確な業務体制の整備に努める。特に、高齢者虐待・身体拘束に関する法令は、職員に周知徹底する。

⑦ 明るく、生き生きとした働き甲斐のある職場環境づくり

職員が、「明るく、元気に、前向きに」をモットーとして、生き生きと働き、組織人として連帯感を強め、働き甲斐のある職場環境をつくることに努める。

⑧ 防災対策の徹底

毎月、さまざまな想定（火災・地震・自然災害・不審者侵入等）で、人命第一（入居者・職員）を考え、訓練を実施する。非常災害時等に必要な備品及び食料の備蓄管理に努める。

⑨ 相談・苦情・事故発生時の迅速対応

相談には、親身に受け止め、出来る限り意向に沿うよう、手を差し伸べ、苦情には、迅速・丁寧・誠心誠意対応するとともに、事故発生時も同様に対応するよう努める。また、苦情解決第三者委員会に報告する。

⑩ 地域貢献事業の推進

低所得者に対する減免措置の実施に努める。

⑪ 職員の資質向上と教育

専門的な知識・技術の習得、職業倫理の徹底を図るために、各種外部研修会に積極的に参加し、復命研修を通して職員個々の更なるサービスの資質の向上に努めるとともに、丁寧な言葉使いや感謝する心を持つことで、ひとりの人間として成長できるよう努める。

⑫ 法人本部及び各事業所との緊密な連携

法人本部及び各事業所としっかりと連携し、同じ対応ができるよう努める。

⑬ 安定した経営基盤の確保

本入所・ショートステイの利用率 100%を目指し、経費の節減を図り、可能な限り安定した経営基盤を確保するよう努める。

1 総務部総務課

【 実施項目とその概要 】

・業務の効率化及び適正な事務処理

業務の迅速化・効率化に努め、適正な施設運営に努める。国保連の事務請求処理については、期限を厳守し的確な請求を行う。

・埼玉医科大学病院緩和医療科との連携

総務部庶務課として、率先して相談課・介護課・看護課と連携し、実証化テストがスムーズに実施できるよう連携する。

・毎月の財務会議の開催

財務会議を開催し、決められた経費の中で安定した施設運営を目指し積極的にコスト削減を働きかける。

・笑顔で窓口対応

施設の窓口であり、施設の顔でもある事務室は、お客様に施設の第一印象を与えることを念頭に置き、にこやかな窓口対応・丁寧な言葉使いと感謝の気持ちをもつて電話対応に努める。

・施設内及び各事業所との連携強化

各事業所間との連携調整や施設内における各部署との連携を密にし、円滑で安定した施設運営ができるよう努める。

・事務職としての資質の向上

法改正や制度改正等に係る研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努める。

・コンプライアンス（法令順守）の徹底

健全な事業の運営にあたり。介護保険法及び関係法令を遵守し、的確な業務体制の整備に努める。特に高齢者虐待・身体拘束に関する法令は、職員に周知徹底する。

・明るく、生き生きとした働き甲斐のある職場環境づくり

職員が「明るく、元気に前向きに」をモットーとして、生き生きと働き、組織人として連帯感を強め、働き甲斐のある職場環境をつくることに努める。

・地域貢献事業の促進

低所得者に対する減免措置の実施に努める。

2 事業部生活相談課

【 実施項目とその概要 】

- ・パーソナルケアの実践（一人ひとりに寄り添う個別介護計画）
全職種が一人ひとりの入居者の尊厳を守り、生活を尊重し、在宅での生活が継続できるよう、きめ細かな実態調査を行い。その方の人生歴を理解し、相手の身になって寄り添う個別介護計画を作成し実施する。また、プライバシーの保護にも努める。
- ・埼玉医科大学病院緩和医療科と医療介護連携プロジェクト実証化テストの連携
常に埼玉医科大学病院緩和医療科と連携を密にし、実証化テストの継続を図る
- ・肌と肌を通じて行われるコミュニケーションを重視したケアの実践
職員と入居者との間で、一定時間やさしく触れ合い、身体的・精神的な不安や興奮を抑え、痛み緩和し、安心と信頼の感情をもたらすよう努める。
- ・高稼働率の維持継続
経営基盤の安定及び地域福祉の貢献を目的として、高稼働率を維持し、常に最新情報を確認し、空ベット利用等について各事業所と連携を図る。
- ・身体拘束廃止及び虐待防止に向けた取り組み
身体拘束について、更なる適正化に努め、全職種に周知徹底を図る。また、虐待防止については、入居者の人権を尊重し、安心・安全な生活を提供できるようサービスの質の向上に努める。
- ・相談・苦情への対応
相談には、親身に受け止め、出来る限り、ご希望に沿うよう手を差し伸べ、苦情には迅速・誠心誠意対応し、事故発生時も迅速に対応することを職員に徹底し、法人の苦情解決第三者委員会に報告する。
- ・介護報酬の適正管理
介護報酬改定の内容を十分精査し、介護報酬の適正管理に努める。
- ・職員の資質向上と教育
専門的な知識・技術の習得、職業倫理の徹底を図るために、各種外部研修会に積極的に参加し、復命研修を通して職員個々の更なるサービスの質の向上に努めるとともに、丁寧な言葉使いや感謝する心をもつことでひとりの人間として成長できるよう努める。
- ・防災対策の徹底
毎月、さまざまな想定（火災・地震・自然災害・不審者侵入等）で、人命第一（入居者・職員）を考え訓練を実施する。また、非常災害時等に必要な備品及び食糧の備蓄管理に努める。

3 事業部介護課

【 実施項目とその概要 】

・パーソナルケアの実践

職員みんなで一人ひとりの入居者の尊厳を守り、生活を尊重し、在宅での生活が継続できるよう、より深く見つめるために、カンファレンスを行い、本人が「こうしたい。あ～なりたい。」と輝いている時代を見つけ出し、感謝の心で相手の身なつて寄り添い、生きることを喜び会えるケアに努める。

・埼玉医科大学病院緩和医療科と医療介護連携プロジェクト実証化テストの連携

埼玉医科大学病院緩和医療科が必要とするデータを継続的に収集し、医療と介護の連携を図り、根拠のある化学的ケアの構築を図り、健康寿命の延伸に努める。

・肌と肌とを、通じて行われるコミュニケーションを重視したケアの実践

職員と入居者との間で、一定時間やさしく触れ合い身体的・精神的に不安や興奮を抑え、痛みを緩和し、安心と信頼の感情をもたらすよう努める。

・身体拘束廃止及び高齢者虐待防止

入居者の基本的人権の尊重を常に念頭に置き、身体拘束廃止及び高齢者の虐待防止に努める。

・感染症予防

感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等）予防に対する内部研修を実施、予防知識の習得と発生時の迅速な対応の周知徹底に努める。

・褥瘡予防

長時間の同一体位・栄養不良・皮膚の汚れ、血行障害等による褥瘡予防として、長時間圧迫をしない体位交換、寝具のしわとり、身体の清潔保持、バランスのいい食事（高たんぱく・高カロリー）、適度な水分補給等を入居者本人にあった食事形態で栄養をとる。

・口腔ケア

口腔機能の維持や経口摂取の維持を目指す。協力歯科病院と連携し口腔衛生予防を強化する。

・家族との連携

広報誌「富美岡荘物語」を家族に送付し、入居者の近況報告を行うことで、家族との連携を図る。

・実習生の受入れ

ボランティア及び実習生を積極的に受け入れ、人材不足の解消・地域社会との連携強化に努める。

4 事業部看護課

【 実施項目とその概要 】

・健康管理

入居者の健康チェック（年2回の健康診断）を実施し、体調変化を早期発見・対応する。褥瘡予防及び健康管理に努める。また、職員の年2回の健康診断を実施し、本人に結果を伝える。また、職員と入居者との間で、やさしく寄り添い丁寧な言葉使いで不安や興奮を抑え、痛みの緩和し、安心と信頼の感情をもたらすよう努める。

・埼玉医科大学病院緩和医療科と医療介護連携プロジェクト実証化テストの連携

常に埼玉医科大学病院緩和医療科と連携を密にし、実証化テストの継続を図る。

・施設内感染の予防（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等）

さまざまな感染症の研修会に積極的に参加し、最新の情報を収集する。常に施設内の清潔保持及び環境整備を図り、施設内感染の予防に努める。

・嘱託医や協力医療機関・家族との連携

嘱託医である山崎内科医院、協力医療機関である岩手県立大船渡病院・阿部歯科医院との連携を密に行い、家族には詳細に報告し、誠意ある対応に努める。

・ターミナルケア（看取り介護）

入居者の尊厳、家族の意思を尊重し、嘱託医との連携を密に行い、他職種一丸となり、入居者・家族の意思・希望に添ったターミナルケアの実践に努める。

機能訓練

【 実施項目とその概要 】

・日常生活の中で、残存機能を最大限活かし、その人らしく生活できるよう支援する。

「看護課業務計画表」※早番、日勤、により構成され各業務に分担する。

業 務	内 容
① 嘱託医への報告	14時30分（土曜日は10時30分）、緊急時は随時報告
② 嘱託医の回診	火曜日、木曜日（体調不良者他）
③ 健康診断	入居者 年2回（体重、検尿、心電図、血圧）年1回（胸部写真） 職員 年2回（身長、体重、検尿、血液検査、心電図、 聴力検査） 年1回（胸部写真）
④ インフルエンザの予防接種	入居者、職員 年1回実施（家族から承諾書を受ける）
⑤ 肺炎球菌ワクチンの予防接種	5年に1回（個々に接種時期に合わせ希望者に実施）
⑥ 諸行事への参加	介護課と連携し事前に健康チェック
⑦ 皮膚の全身観察、処置	皮膚の全身観察を行い、必要な処置を実施
⑧ 協力病院等への受診	岩手県立大船渡病院、阿部歯科医院、他受診対応
⑨ オンコール体制	夜間救急時は看護師の待機者が嘱託医の指示で対応、施設長、相談課、身元への状態報告等

5 栄養管理室

【 実施項目とその概要 】

- ・衛生管理の徹底

「安全かつ美味しい食事作り」を念頭に置き、集団給食における食中毒予防に努める。

- ・点検・記録

大量調理マニュアルに基づき調理業務を行い、点検・記録を確実に実施する。

- ・選択食を導入した食事の充実

より美味しい食事を目指し、選択食やバイキング食を実施し、食事内容に変化をもたせ、食を通して季節を感じられるよう行事食やイベントを企画し、食事内容の充実に努める。

- ・他職種との連携

他職種協働のもと、専門的な視点から情報を収集し、一人ひとりに合った栄養ケア計画を作成・実施する。

- ・一人ひとりに合わせた食事

個々の嗜好・状態に合わせ、終末期においても食べる喜び、食べたいと思う気持ちを尊重し最後まで経口摂取ができるよう創意工夫に努める。

- ・災害時の備蓄食の管理

緊急時・災害時に備え、備蓄品を定期的に点検し管理・保管に努める。

栄養係業務

【 実施項目とその概要 】

- ・栄養管理・業務管理

施設給食サービス業務運営の総括、給食委員会の開催・運営、施設内関係部門との連絡・調整、栄養基準に基づく摂取基準の作成、献立表の確認、食数の指示・管理、食事箋の管理、嗜好調査の企画・実施、検食の実施・評価、業務分担・職員配置表の確認

- ・調理作業管理・材料管理

作業仕様書・作業実施状況の確認、検収簿の点検、食材の使用状況の確認

- ・衛生管理・労働安全衛生

衛生面の遵守事項の作成、衛生管理簿の点検・確認、緊急対応を要する場合の指示、健康診断実施状況等の確認、検便結果の確認

- ・栄養情報の発信

各施設栄養士で連携し、在宅で暮らす高齢者に向け、栄養便りを通じ食の情報を発信していく。

【 行事食等 】

<毎月の取り組み>

○選択食・バイキングは2週間に1回実施する。

- ・おかず選択食 3種類のメニューから1つ選択。
- ・汁物選択食 3種類のメニューから1つ選択。
- ・主食（ごはん、パン、麺）選択食 3種類のメニューから選択。

○おやつバイキング 数種類のおやつから好きなものを選択。

○ホーム喫茶、手作りおやつの実施。

○誕生会には誕生会メニューを提供し、誕生者にはケーキをサービスする。

○様々な大手食品メーカーとコラボし月に何度か大手食品メーカーの食品を提供する。

<年間予定>

月	季節行事・節句	その他行事・イベント	バイキング
4	花祭り(甘茶・なべ焼き)	観桜会（弁当・団子） 回転寿司	パンバイキング
5	端午の節句 母の日	開荘記念日・お祝い膳 郷土料理	天ぷらバイキング(実演)
6	父の日	富美岡荘大運動会	ぼたもちバイキング
7	七夕 土用の丑の日	野外食（バーベキュー） 郷土料理	助六バイキング
8	お盆メニュー	成仁会夏祭り	冷たい麺類バイキング おやつバイキング(甘味)
9	重陽の節句 十五夜（団子） 秋分の日	敬老会・お祝い膳 野外食（さんまの塩焼き） 郷土料理	お団子バイキング
10	体育の日	焼き芋	おやつバイキング (ハロウィン)
11	文化の日	回転寿司・屋台おでん 郷土料理	お弁当バイキング
12	冬至 年越し	クリスマス・忘年会 もちつき大会	あったか麺類バイキング
1	正月メニュー 七草粥 鏡開き 小正月	もちの日（1・3・5日） 水木団子作り 郷土料理	丼ものバイキング
2	節分 立春	バレンタイン喫茶	和菓子バイキング
3	ひなまつり 春分の日	ひなまつり 郷土料理	ケーキバイキング

※コロナ過の蔓延時は、施設内で、楽しんで食事ができるようにする。

年間行事計画

【 基本方針 】

入居者が季節を感じながら、生活にメリハリをつけ、楽しんで過ごしていただけるよう計画を作成し実施することを基本方針とする。

月	行 事	内 容 と 目 的
4	花祭り 観桜会	・お釈迦様の誕生を祝し、お茶会（甘茶）を楽しみ交流を深める。 ・桜の名所をバスで見物し、春の雰囲気を楽しむ。
5	開荘記念日 母の日	・富美岡荘開荘を祝い、お祝い膳を提供し、成仁会の歴史を振り返る。 ・メッセージカードを女性に渡し感謝の気持ちを表す。
6	父の日 富美岡荘大運動会	・メッセージカードを男性に渡し感謝の気持ちを表す。 ・体力づくりとコミュニケーションを図り家族との思い出を作る。
7	バーベキュー大会	・外でバーベキューやスイカ割りを行い、夏の雰囲気を感じる。
8	盛町道中踊り 盛町七夕 成仁会夏祭り 迎え火、送り火	・盛町夏祭りの道中踊りに参加し、地域交流を図る。 ・あんどん七夕の見物をし、地域交流を図る。 ・夜店の雰囲気や、見物等で夏の夜を家族、地域の方々と楽しむ。 ・先祖の供養を行う。
9	富美岡荘敬老会 彼岸供養	・地域の方々、家族、職員で入居者の長寿をお祝いする。 ・先祖の供養と物故者の供養を行う。
10	芸術祭	・作品出展と見物をする。自己発表と達成感で次の意欲を引き出す。
11	紅葉狩りバスハイク	・バスハイクで紅葉見物をする。
12	クリスマス・忘年会 餅つき大会	・プレゼントや余興、ホーム内喫茶でケーキをいただき、クリスマスの雰囲気を味わいながら一年を振り返る。 ・入居者、職員で賑やかに餅つきをし、正月を迎える準備をする。
1	羽根つき、福笑い 書初め 初詣 水木団子作り	・職員と一緒に、正月行事を楽しむ。 ・書初めをし、季節を味わう。 ・富美岡観音様で、新年の祈願をする。 ・旧正月の行事とし、団子を作り施設内の雰囲気作りをする。
2	節分	・保育園児との交流行事で、一緒に豆まきをし、交流を深める。
3	ひな祭り 彼岸供養	・雛壇を飾り、甘酒と桜餅で季節行事を楽しむ。 ・先祖の供養と物故者の供養を行う。
観音様ご縁日（毎月）		*ご詠歌を流し、観音様のお参りをする。
誕生日会（毎月）		*誕生日を迎える入居者を祝い、地域交流を深める。

※コロナ過の蔓延時は、施設内での行事に変更または中止する。

クラブ活動計画

【 基本方針 】

クラブ活動を通して、脳の活性化・心肺機能の強化・生活リハビリ・自発性の促進等につなげ、喜びや充実感、次への意欲を見出していく。多くの入居者に参加していただき、日常生活に変化を持たせ日中の生活の充実と活性化を図ることを基本方針とする。

クラブ名	実施日	内容・目的	指導者
いきいきクラブ	月 間 予 定 を 基に実施	脳の活性化を図り、認知症予防に努める。 運動等で日常の生活への変化をもたらせる。	介護職員

令和3年度

事 業 計 画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

養護(盲)老人ホーム 祥風苑

養護（盲）老人ホーム 祥風苑

盲老人の健やかな暮らしに彩りを添え ～専門性の向上で更に前進～

【施設理念】

- 1 私たちは、視覚障がいの入居者一人ひとりが、幸福の為に自分らしく充実した生活が送れるよう深い愛情を持って仕える姿勢と、専門性の高い支援を行います。
- 2 私たちは、入居者がこの施設で健康で明るく楽しく快適に生活していただくよう、安心できる安全な生活空間と環境づくりに努めます。
- 3 私たちは、入居者一人ひとりが地域社会の一員として生活できるよう支援いたします。
- 4 私たちは、専門職として盲老人の身になり、尊厳あるケアの提供に努めます。

【方針】

- (1) 入居者一人ひとりの尊厳を守り、意思や人格を尊重する支援
- (2) 「健康寿命の延伸研究」及び「健康維持管理」の推進
(埼玉医科大学病院緩和医療科認定施設としての研究と実践)
- (3) 生活歴実態調査の充実
- (4) 入居者個人を全人的に理解し、チームによる科学的なパーソナルケアの実践
- (5) 県内唯一の盲老人施設として、特殊性や専門性の追求と情報発信
- (6) 安心・安全・安楽な生活環境の充実
- (7) 入居者の社会参加の推進
- (8) 職員の資質向上と、心身の健康促進
- (9) 法人本部、各事業所等との綿密な連携

【目標】

①盲老人の尊厳を守り自分らしい生活を支える真心を込めたサービスの提供

入居者一人ひとりの尊厳を守るべく、誠心誠意相手を敬い、自らが望む自分らしい日常生活、明るく楽しい生きがいのある生活を最大限に尊重し、相手の身になり、心を込めて適時適切な支援を提供する。

②健康寿命の延伸研究と、健康維持の管理と推進

埼玉医科大学病院緩和医療科認定施設として、最先端の健康寿命延伸研究に総力を挙げて取組む。また、利用者の健康維持のために、日々変化する健康状態の把握とバイタルチェック、健康診断、栄養管理に努める。

特にも、コロナウィルス、インフルエンザ等の感染症予防に関する正しい知識を習得し、日々の清掃、消毒等を徹底するとともに、施設内の温度管理、湿度管理にも留意し、あらゆる感染原因に対して万全の予防対策に努める。さらに、免疫力を高める栄養管理を行う。

③生活歴実態調査の充実

パーソナルケアの一番大事なことは、その人を全人的にみつめ理解することです。するために利用前訪問時の生活歴実態調査のあり方を明確にする。自宅での私の一日表、通院状況や服薬状況、さらに人生写真と共に、その時の出来事を記載したその方の歴史を感じる人生写真を充実させ、実態調査面接記録をスタッフで共有しながら、尊厳あるパーソナルケアに結びつける。

④入居者個人を全人的に理解し、チームによる科学的なパーソナルケアの実践

入居者が生まれてからこれまでに歩んできた人生の歴史や人となりを理解し、知り得たすべての情報をもとに策定した支援計画に則り、各職種からなるチームで、介護度4・5の方々も日々の生活の中で、本当に何を求めているのかリサーチし、安楽な身体状況を保ち、精神的に満足いただくために、その人の尊厳を重視したニーズに合うパーソナルケアを科学的データも活用し実践する。また、入居者個々の細かなご意見、ご要望には常に真摯に耳を傾け、誠意をもって迅速に対応する。さらに、入居者が常に相談しやすい雰囲気づくりに心掛ける。

⑤盲老人施設としての特殊性や専門性の追求と情報収集・情報発信

全職員が視覚障がい者の身になり、盲老人ケアの専門性や独自性について追求し、入居者各々がより充実した生活が送れるように支援する。さらに、情報伝達の専門スキルとして「点字」の習得を目指す。

・ また、県内唯一の盲老人ホームを、広報紙(活字版・点字版)やホームページ等を通じてアピールするとともに、県内の措置機関や関係施設等と密に連携しながら各地域の盲老人に関する情報を収集し、入居希望者の把握に努める。

⑥安心安全な生活環境作りと非常時や災害時の安全対策

盲老人が安心して安全に生活できるように、施設内外の設備や備品等の整備と、生活空間の安全確保に努める。

また、入居者及び職員の生命を最優先とし、さまざまな状況を想定した防災訓練を通じ、自然災害や火災、不審者の侵入等に対する安全対策を徹底する。

⑦地域社会、関係団体との交流と社会貢献活動の推進

外出活動を通じて、自らが社会の一員であるとの意識を醸成する。また、視覚障がい者協会や各種ボランティア団体を積極的に受け入れて交流を図ることにより、入居者自身の社会参加を促進するとともに、社会貢献につなげる。

⑧職員の資質向上と心身の健康促進

盲老人の多様なニーズに対応するため、原点に立ち返り全職員を対象として施設内外研修会への参加を積極的に進め、盲老人ケアの専門的な知識や技術、社会人としての教養の習得に努める。また、定期健康診断、ストレスチェックを受検し、心身の健康管理を徹底する。

⑨法人及び各事業所との緊密な連携

法人本部及び各事業所との連携を密にし、様々な情報の共有を図る。

⑩虐待防止、身体拘束ゼロの推進

高齢者に対する虐待、身体拘束に関する基本的な知識をよく理解し、全職員共通の認識のもとに虐待防止、身体拘束ゼロを徹底し施設内の介護事故を未然に防止する。

1 総務課

【 実施項目とその概要 】

・施設全体の連携・連絡・統括の役割を遂行

施設の全職種、職員、入居者の状況把握と、連携・連絡事項の発信を施設長の指示により、正確に遂行する。

・法人本部、各事業所との円滑な連携と情報共有

法人本部、各事業所、施設内各課との連携調整を密にし、情報を共有しながら共通の認識のもとで円滑な施設運営に努める。

・好印象をもたれる接遇の実践

施設の窓口、顔であることを自覚し、丁寧な言葉使いで、明るく電話応対、接客に心がけ、入居者や来苑者に好印象をもっていただくよう接遇を実践する。

・感染症予防と衛生管理

水際で感染症を予防すべく、窓口対応の総務課が職員や来客にうがいや手洗いを実施するよう促す。また、衛生用品の管理と補充の徹底をする。

・正確な事務処理

事務の執行にあたっては、日常的に点検し、工夫を進めるとともに、各課と連携をし、正確に、効率良く遂行する。また、法人諸規程の規定及び岩手県による事務指導に基づいて、適正、正確な事務処理に努める。

・コスト意識の醸成

収益の確保、支出の抑制など、常にコスト意識をもった効率的な予算執行にあたり、もって安定した事業運営に努める。

・職員研修の充実

施設内での定期的な研修会の開催及び参加、外部機関が主催する各種研修会への積極的に参加を働きかけ、全職員の専門的な知識、技術の向上に努める。

・災害時・緊急時に対する備えと対応

地震・津波・火災・交通事故等の予期しない緊急事態が発生した場合の対処を法人本部・施設長の指示のもと、総務課が率先して行う。

また、災害時に備えた日用品や衛生用品、器具や備品の購入と管理を行う。

2 生活相談課

【 実施項目とその概要 】

・盲老人ケアの専門性を確立する

祥風苑入居に至る背景を入所前面接において、視覚障がいのみならず、聴覚、精神等の障害や病歴、生まれてから現在に至るまでの人生を聞き取るとともに、できる限りその時代、時代の人生写真を提供して頂き、その人となりを理解する。さらには、自宅でどのように24時間過ごしていたか、病院への通院歴や薬の服用に至るまでを詳細に把握し、その情報を現場スタッフと共有し、入居者を全人的に理解することで尊厳あるパーソナルケアに結び付ける。

また、視覚障がいをもった相談員の配置により、入居者とのコミュニケーションや、相談対応、マッサージで心のケアを行う。その知識や経験を活かして職員を指導し、専門性を確立する。

・個別ニーズへの対応と生きがいづくり支援

入居者に寄り添い、全人的に理解し、入居者一人ひとりが自分らしく自立した生活が送れるよう、本人の持つ能力や社会資源を活用しながら援助を行なう。

新型コロナウイルスにより、ご家族との関係が疎遠にならないようにテレビ電話やDVD、写真を活用して様子をお伝えする。また、生活が単調にならないように、各課と連携し、工夫を凝らして行事やクラブ活動を暮らしに取り入れるように支援をする。

・入居者の健康寿命延伸研究とQOL（日常生活動作）の向上

埼玉医科大学病院緩和医療科認定施設として、最先端の健康寿命延伸研究に携わり、盲老人のADL（日常生活動作）を適切に評価できるようバーサルインデックス（機能的評価）をはじめとする、DBD（認知症行動障害スケール）、VI（意欲の指標）などの評価のツールを活用し、科学的ケアの一助とするとともに、入居者の健康維持とQOLの向上を目指す。

・LIFE（科学的介護情報システム）活用で科学的ケアとケアプラン策定及び加算の算定

国が示した「自立支援・重度化防止の取り組みの推進」の中で、介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みの推進という観点から、LIFEを活用し、科学的データに基づくケアプランを策定する。さらに、評価データを提出することにより科学的介護推進体制加算、ADL維持加算の算定を目指す。

・地域貢献活動と地域交流の実施

新型コロナウイルスの流行状況に応じて、ボランティアの受け入れや、地域交流活動、また盲老人の理解を深める学習への協力など地域貢献活動を実施する。

・苦情、相談、要望への迅速な対応

月1回入居者職員懇談会を開催するとともに苦情受付窓口を設け、自身も視覚障

がいのある相談員や生活相談員により、入居者や家族からの個別の苦情や相談等に
対して迅速に対応する。

・**関係機関との連携体制の強化と待機者の掘り起こし**

措置機関や居宅介護事業所や医療機関等と連携を図り、地域で生活する視覚障が
い者や要援護者の把握・情報共有に努め、待機者の掘り起しに当たる。

・**法令順守の視点に立った援助**

自らの組織に関わる法令等を理解し、介護報酬の請求に当たるとともに個人情報
の保護を徹底する。適正にサービスが実施されているか定期的に内部評価を行う。

・**事故の防止と環境整備**

ヒヤリハットの分析や、実際にアイマスクをして施設内の危険箇所を点検し、環
境整備及びケアプランに反映させ、各課連携のもと事故防止に努める。重大事故発
生時には速やかに法人本部、各関係機関へ連絡する。

・**多様な医療ニーズ、看取りへの対応**

専門医への受診、入院など家族と連携しながら対応する。看取りについては、本
人、家族の意向を十分に聞き、本人が望む最期が迎えられるように各課と連携を図
り、心を込めて寄り添い精一杯の看取りを行う。

3 介護課

【 実施項目とその概要 】

・ 盲老人の身になり、真心と愛情あふれる専門的ケアの提供

県内唯一の盲老人施設の職員として、「目が見えないこと」や「老いること」への不自由さや不安感など、様々な感情やニーズを職員一人ひとりが入居者の身になり実感し、深い愛情をもって、丁寧な言葉がけと真心を込めた立ち振る舞いでケアにあたる。

また、「パーソナルケア」の考えに基づき、生活相談員が調査した入所前面接時の細かな情報と人生写真を共有し、入居者の生まれてから歩んだ人生の歴史を全人的に理解し、個人の尊厳を重んじた専門的ケアを提供する。

さらに、高齢化と重症化に伴い、介護度の高い入居者が多くなっている中、基本となる三大介護（食事、入浴、排泄）の技術力向上と、認知症、精神疾患等を併せもつ入居者の心理面を理解し、日々の細かな変化に気づく観察力と即応性を磨き、多様なニーズに多様な手段をもって対応できる介護力のレベルアップと専門性を高める。このことにより、入居者に「安心・安楽・満足」を提供する。

・ QOL（日常生活動作）の向上とパーソナルケア（個別介護）を科学的にチームで実践

視覚障害はもとより、聴覚、精神等の障がいを重複している方や、高齢化に伴い多様な疾患、運動機能低下、認知機能低下の入居者が増加している。

今年度は、埼玉医科大学病院緩和医療科認定施設として、最先端の健康寿命延伸研究に携わり、盲老人のADLを適切に評価できるよう「バーサルインデックス」をはじめとする、ADL評価のツールを活用し、入居者のQOLの改善と健康維持向上を目指す。

また、特定ケアプラン、処遇計画は、パーソナルケアを基本に全職種で作成する。その計画に基づいたケアをチームで提供し、詳細なケア記録をデータとして残す。再度プランの見直しはそのデータに基づきを行い、入居者の充実した暮らしにつなげるという「科学的ケア」を実践する。

・ 感染症・褥瘡予防の徹底

感染症（新型コロナウィルス・インフルエンザ・ノロウィルス等）予防の知識と対応方法を習得し、入居者、職員ともに罹患しないよう予防の徹底をする。

発生時には、報告、連絡、相談速やかにし、マニュアルに沿った迅速な対応をする。また、高齢化に伴い重症者が多くなっている。褥瘡の予防をすべく、細やかに皮膚の観察をするとともに看護課との連携を図る。更に、年間を通じて施設内外の研修会等、知識を高める。

・ クラブ活動、行事、余暇活動等の充実

コロナ禍で外出や地域交流が困難な中、ストレスの軽減を考慮し、施設内で各種クラブ活動や行事等、入居者間の交流と残存機能を活かした活動を行う。更

に、達成感、充実感から暮らしの中での「生きがい」を見出すよう支援する。

- ・ **身体拘束、虐待、介護事故の防止への取り組み**

リスクマネジメント委員会を中心としてヒヤリハット事例の原因を探り、危険を予測し、事故の発生を未然に防ぐ。また、認知症の理解を深め、身体拘束や虐待を防止し、安全で安心した暮らしが継続できるよう支援する。

- ・ **マッサージやタクティールケアによる安楽なひとときを提供**

コロナ禍で制限された生活が続く中、ほんのひとときでも気持ちよく、安楽で、幸せを感じていただくように、専門職員によるマッサージを行う。会話を楽しみながらリラックスすることにより、ストレス解消にもつなげる。

また、職員もタクティールケアの知識を習得し、入居者とのコミュニケーションを図り、安心・安楽なひとときを提供する。

- ・ **ご本人が望むその人らしい最期に真心と感謝を込めて寄り添う（看取りケア）**

尊厳のあるその人らしい穏やかな最期が迎えられるように、各課と連携し、真心と感謝を込めた寄り添う看取りを行う。

4 看護課

【 実施項目とその概要 】

・ 盲老人に寄り添ったチームによる専門的ケアと科学的ケアの実践

「パーソナルケア」の考えに基づき、生活相談員が調査した入所前面接時の細かな情報と人生写真を共有し、入居者の生まれてから歩んだ人生の歴史を全人的に理解し、個々の疾病や通院状況、服用していた薬についての情報を把握する。

日々の体調については「聴く」「見る」「触れる」ことから盲老人の心理を理解するとともに、個人の尊厳を重んじ、専門性を活かしたケアを提供する。

また、詳細なデータ記録を活用し、全職種と連携しながらチームによる科学的なケアを提供していく。さらに、障がいや加齢に伴う不自由さや不安、心配ごとなど、丁寧な声掛けと愛情をもって優しくコミュニケーションを図り、「心の痛み」の緩和に努める。

・ 入居者の健康管理と速やかな対応

入居者の高齢化と重度化にともない、声なき声に対応すべく、バイタルチェックの回数も増やし、刻々変化する健康状態を介護員と連携して細かに観察することから体調の変化に気づき、速やかに対応する。入居者が安心して安楽に過ごせるように、心を手にして優しい看護にあたる。

また、年に2回の入居者健康診断を実施し、体調把握と疾病の改善に努める。

・ 感染症予防対策の徹底

入居者、職員にインフルエンザワクチンの接種及び新型コロナワクチンの接種を予定している。その反復反応の発現に留意し対応していく。また、マニュアルに沿った標準的な予防対策に加え、新型コロナウイルスの感染現況とその動向に注視し、常に情報収集を行いながら、研修会を随時実施して予防策を徹底する。

・ 褥瘡予防対策の実施

入居者の高齢化と重度化に伴い褥瘡のリスクが高まっている。身体状況を把握し、具体的な対応策を迅速に講じる。また、褥瘡予防の知識習得のため、年2回の研修会を実施する。

・ 埼玉医科大学病院緩和医療科認定施設としての研究と実践

「健康寿命の延伸研究」に取り組み、日々変化する盲老人のADLをバーサルインデックス等の評価ツールにより的確に評価し、QOLの向上と健康維持管理の推進に努める。

また、機能訓練による残存機能の低下の防止として、入居者の状態を把握し、ラジオ体操や散歩、クラブ活動を行うとともに、日常生活での移乗、移動、排泄等の際に残存機能を活かした生活リハビリテーションを実施する。

・ その人らしい最期を迎えるような看取りケアの実践

入居者・ご家族の意思を尊重し、嘱託医や協力病院、各職種と連携し、尊厳のある

穏やかなその人らしい最期が迎えられるように、コミュニケーションをはかり、心から寄り添う看取りケアを行う。

・ **協力病院や専門医療機関への受診と連携**

本人や家族の意向を聞き、必要な医療を受けられるように専門医療機関への受診時には情報の提供をする。入退院がスムーズに図れるよう連携を密にする。

◎**健康診断・予防接種予定**

4月…利用者健康診断（身長・体重・心電図・検尿・血圧）

5月…職員健康診断（身長・体重・視力・聴力・検尿・心電図・胸部X-P・血圧・採血・腹囲）

8月…利用者結核検診（予防医学協会での検診および協力病院への受診）

9月…利用者健康診断（身長・体重・心電図・検尿・血圧）

10月…職員健康診断（身長・体重・視力・聴力・検尿・心電図・血圧・採血・腹囲）

11月…入居者・職員予防接種（インフルエンザワクチン）

5 栄養管理室

【 実施項目とその概要 】

・ 安全、安心な食事の提供

食品の取り扱いは、業務マニュアルの順守と食中毒や感染症予防の衛生管理を徹底し、盲老人が安全で安心に食事ができるようにサポートを行う。

・ 健康寿命の延伸研究と、栄養バランスのとれた献立で嗜好に添った食事の提供

各課とともに埼玉医科大学の健康寿命延伸研究に取り組み、入居者の心身の状況や食事摂取状況、嗜好の把握に努め、栄養所要量に基づく献立と、食事内容や形態の個別対応を充実させ、栄養管理を行うことにより健康寿命の延伸を図る。また、年々嗜好の幅が広がっており、入居者が満足感を得られるように献立内容のさらなる充実を図る。

・ 楽しみと笑顔があふれる食事の提供

「パーソナルケア」の考えに基づき、生活相談員が調査した入所前面接時の細かな情報と人生写真を共有し、入居者の生まれてから歩んだ人生の歴史を全人的に理解し、深い愛情をもって尊厳を守り、寄り添う食事サービスの提供を行う。また、好きなものを食べたいという意思を尊重した献立作成と、食で季節が感じられるよう、郷土食や旬の食材の量や質に工夫を凝らした食事を提供する。

常に入居者の声に耳を傾け、満足感が得られるよう献立内容の更なる充実を図る。

・ 視覚障がい者の食事について

食事中、静かな環境を提供するとともに、クロックポジション（時計の文字盤）によるわかりやすい献立説明で食事内容を伝達し、安心して食事ができるようにする。

また、職員は盲老人の身になりケアを提供すべく、視覚障がい者の疑似体験で食事をする研修や、食堂、配膳、テーブルの配置、食器の選別など、安全で安心できる食に関する環境づくりにも配慮していく。

・ 非常食の備蓄管理

東日本大震災から 10 年、常に緊張を緩めることなく法人事業所間と連携を図り、災害時、緊急時の為に食料を備える。備蓄食料品については、入居者と職員を合わせた 人数分の備蓄、福祉避難所として地域の皆様が避難してきた時を想定した量を備蓄し、管理・保管と、併せて定期的に点検をする。

・ 給食委託業者、各職種との連携

月に一回に給食会議及び給食委員会を開催する。メンバー編成は、給食委託業者、施設長、栄養士、各職種から出席し、行事食や季節料理、希望食等の情報共有や、感染症対策をはじめとする衛生管理について連携し意思統一を図る。

【年間行事食計画】

月	季節行事・節句・その他行事	月	季節行事・節句・その他行事
4	花祭り、開苑記念日、観桜会、寿司バイキング	10	体育の日、スポーツ大会、ハロウィンフェア 野外食
5	端午の節句、母の日、麺選択食	11	文化の日、寿司バイキング
6	旧端午の節句、父の日、おやつバイキング	12	冬至、クリスマス忘年会、クリスマス喫茶 もちつき大会、大晦日
7	七夕、土用の丑の日、野外食	1	正月、七草粥、鏡開き、もちバイキング、 水木団子作り
8	お盆献立、納涼祭、ソフトクリームの会、 スイカ割り大会	2	節分、建国記念日、バレンタイン喫茶
9	重陽の節句、秋分の日、十五夜、敬老会、 おはぎバイキング	3	ひなまつり、春分の日、サンドイッチ選択食

○毎月の取り組み

- ・誕生会：月1回、お祝い膳とケーキを提供して誕生者を祝う。
- ・パンの日：月1回、昼食にパンを中心とした昼食を提供する。
- ・希望昼食会：月2回、6種類の献立からメインの主食や主菜の選択食を実施する。
- ・朝食選択食：月1回、洋食献立と和食献立が選択できる選択食を実施する。
- ・ふれあいクッキング：利用者同士の交流を図り、作る楽しみや味わう喜びを感じるとともに、
残存機能の維持を目的として実施する。

年間行事計画

月	行事等	活動目的	月	行事等	活動目的
4	開苑記念日	施設の開苑を祝う。	12	忘年会・クリスマス会	1年間の労をねぎらい入居者の交流を図る。
	観桜会	桜を楽しみながら季節を感じ入居者間の交流を図る。		餅つき大会	視覚障がい者協会大船渡支部との交流を図る。
	花祭り	お釈迦様の誕生を祝う。		お正月・初詣	新年を迎えたことをともに祝う。
5~6	食事会(外食会)	外食の機会を提供する。	1	水木団子作り	小正月行事として五穀豊穣を願い、団子を作り苑内に飾る。
7	納涼祭	入居者で交流しながら夏を涼しく楽しく過ごす。	2	節分豆まき	豆まきをし厄をはらう。
8	盛町七夕見物	地域交流を図る。		レクレーション大会	冬期間の運動不足の解消と入居者間の交流。
	夏祭り	地域、家族との交流を図る。		バレンタイン	入居者間の交流を図る。
	盆供養	故人や先祖の供養と心のやすらぎを感じる。	3	ひな祭り	ひな人形を飾り節句を祝う。
9	敬老会	長寿を祝う。		彼岸供養	故人や先祖の供養と心のやすらぎを感じる。
	彼岸供養・墓参り	故人や先祖の供養と心のやすらぎを感じる。		誕生会、回転寿司外食会、バスハイク	
10	共同募金	社会活動を推進する。	毎月	ショッピング、観音様の御縁日	
	運動会	スポーツやレクリエーションを通して入居者間の交流を図る。		地域商店出張販売	
11	文化祭	社会参加、地域交流を図る。		アービルカットボランティア	
				せきれいの会交流会	

クラブ活動等の計画

クラブ名	活動日	指導者	活動目標
わいわいクラブ	毎日 (月～日曜日)	支援員	入居者が裁縫、手芸等の作品作り、おやつ作り、園芸、野外散歩、レクリエーション、スポーツ等を楽しみながら交流できるように支援し、心身の安定を図るとともに機能低下防止に努める。また、制作した作品を文化祭に出展し、地域の方々に見てもらうことで意欲を引き出す。
コーラスクラブ	月2回 (第2・4火曜日)	ボランティア 千葉賀子先生	入居者が楽しみながら歌えるよう援助する。また、発表の機会を提供し、次回への励みと参加意識の向上を図る。
短歌教室	月2回 (第2・4金曜日)	ボランティア 佐藤不二雄先生	作品を通じて仲間との交流を深め、参加意欲の向上へとつなげる。また、作品は東海新報や広報誌へ掲載するとともに文化祭で発表し、活動の励みとする。
カラオケクラブ	週1回 (水曜日)	支援員	入居者自身が楽しみながら歌える場を提供し、生活の活性化を図る。

※その他、地域新聞、点字新聞代読等により、社会情報、地域の情報を伝達する場を設け、入居者間の交流を図る。感染症の影響で講師の来苑が難しい場合は職員が対応する。

令和3年度

事業計画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

地域密着介護老人福祉施設 蔵ハウス大船渡

地域密着型介護老人福祉施設 蔵ハウス大船渡

～ やるなら今でしょ！ ～

【施設理念】

- 1 私たちは、入居者に優しくし、人としての尊厳を守り、大切にします。
- 2 私たちは、自分や家族、地域のみんなが入りたいと思うような、施設にします。
- 3 私たちは、地域に根差し、地域福祉の拠点となり、地域に愛される施設にします。

【方針】

- (1)自宅より施設「在宅より施設での生活を快適に過ごしていただく我が家づくり」
- (2)生活リズムの自由「時間にとらわれず自分らしく生きる生活」
- (3)個人の尊重「入居者の尊厳を支えるサービスと個性を活かした自由な生活スタイル」
- (4)プライバシー「完全個室によるプライバシーの確保。家族が一緒に宿泊できる」
- (5)生活歴実態調査の充実
- (6)生活の継続性「暮らしの継続」
- (7)法人本部及び各事業所との緊密な連携

【目標】

①入居者の尊厳を支えるケア

創業者精神に基づき「入居者の尊厳を支えるケア」を実践する。

②ユニット型施設における望ましい多様な生活空間の確保

「個人スペース」や「公共スペース」と呼ばれる空間を確保し、入居者や家族に多様な居場所を保障し、居心地のよい空間を確保する。

③地域密着型介護老人福祉施設の役割について

入居者の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活ができるように、各専門職種による支援を目指す。また、大船渡市の全ての社会的資源を活用し、また提供し、地域密着型としての役割を果たす。

④生活歴実態調査の充実

パーソナルケアの一番大事なことは、その人を全人的にみつめ理解することです。そのため利用前訪問時の生活歴実態調査のあり方を明確にする。自宅での私の一日表、通院状況や服薬状況、さらに人生写真と共に、その時の出来事を記載したその方の歴史

を感じる人生写真を充実させ、実態調査面接記録をスタッフで共有しながら、尊厳あるパーソナルケアに結びつける。

④ユニットケアを活かしたパーソナルケアの実践

(ア)入居者のケアに対する考え方

「自分らしく」「普通の暮らし」といった、個人の尊厳ある生活ケアを提供する。介護度4・5の方々が、日々の生活の中で、本当に何を求めているのかリサーチし、安楽な身体状況を保ち、精神的に満足いただくために、個々のニーズに合わせた介護をする。

(イ)プライバシーの確保に対する配慮

完全個室に、なじみの家具等を持ち込むことで、安心感、また、ゆったりとした時間を過ごせるように支援する。

(ウ)入浴に対する取り組み

個浴を設置し、人権と尊厳を守り、ゆっくりとした時間で、心のケアの実現もできる。

(エ)排せつに対する取り組み

全個室にトイレを設置し、誰にも気付かれずに排泄ケアができ、個人の尊厳が守られる。また、排泄パターンや時間の分析により適切な選定をし、特に夜間においては、安眠を保障することができるよう支援する。

(オ)食事提供に対する取り組み（やるなら今でしょ！～後回しにしない～）

ユニットで、生活感のある食事空間を提供する。また、今食べたいものを出来るだけ今、提供できるように努める。

(カ)看取りに対する取り組み（やるなら今でしょ！～後回しにしない～）

「入居したときから既に看取りは始まっている」という思いで、入居者は住み慣れた自分の部屋で、家族と共に最期を迎えることができるよう、医療機関・嘱託医・職員一丸となり、コロナ禍であっても、後悔しない終末をサポートしていく。

(キ)24時間シートの活用

入居者の変わらぬ日常生活の支援を行うため、家族等の協力のもと24時間のデータを収集し、在宅から施設への暮らしが継続できるよう、24時間シートの活用をしていく。

(ク)地域福祉の拠点となり、地域と共に

郷土料理や手芸の先生をお願いし、共に作り共に楽しんでいただく機会を設ける。

(ケ)パーソナルケアの追求（やるなら今でしょ！～後回しにしない～）

ご家族を巻き込み、もっと深くパーソナルケアの追求をし、入居前の実態調査においては、その方の歴史を感じ取れるような生涯の時々の写真を添付し、人生写真を充実させ、職員間で共有して、尊厳あるパーソナルケアに結びつけていく。介護度が重くなり、意思の疎通が困難な方々には特に全職種一丸となり対応をする。また「常に相手の身になって」疑似体験を通して、質の高いケアを目指す。今年のテーマ「やるなら今でしょ！」の言葉どおり、後回しにせず身近な要望に応える。

(コ) 科学的介護による介護の質の向上

埼玉医科大学病院のプロジェクトに参画し、一丸となって実証実験に取り組む。

⑤外部からの意見聴取(運営推進会議)

行政担当者・地域住民・家族代表等による運営推進委員会を、隔月で開催し、幅広い分野からの意見を聴取しサービスの向上に努める。

⑥社会貢献事業

盛町の市日に「出張相談所」として出向き（コロナ禍の状況次第で）、市日に出店している方やお客様を対象に、成仁会グループの在宅サービスを中心としたサービス提供や、各種ボランティアや各職員募集などの窓口となり、また、地域の方々の話し相手となって、心のよりどころとなれるように努める。

1 生活相談課

【実施項目とその概要】

- ・ **介護サービスの情報開示・計画作成及び介護給付費の請求事務**

入居者に適切で、良質なサービスが提供できるように、入居者・家族が参加してのケアプランの相談・立案と併せて介護記録の開示を推し進める。また、確実な請求事務を行う。

- ・ **介護事故防止と身体拘束廃止への取り組み**

各委員会活動を通じ、個人の尊厳をいかに支えていくかに主眼を置き、介護事故防止と身体拘束廃止に向けて分析、改善を行う。

- ・ **相談、苦情への迅速な対応**

入居者・家族、地域の皆様からの相談、苦情には、関係機関との連携を図りながら誠心誠意・迅速に対応を行う。

- ・ **地域に密着したサービスの展開**

住み慣れた地域社会の一員として、地域行事等様々な活動に参加し、適切に感染症対策の上での地域との交流や地域に密着したサービスを実施する。

- ・ **社会貢献事業**

新型コロナ感染症終息までの間、地域の方々との直接的な交流をしなくとも、地域の一員として貢献できるよう、施設敷地内外の環境整備やイルミネーション等で季節を感じができる装飾やイベントを企画し実施する。

- ・ **パーソナルケアの追求(やるなら今でしょ)**

コロナ禍での活動が制限されている中で、入居者様一人ひとりのニーズに早急に対応できるよう、各課と協力し、家族への情報提供や協力を得るために連絡を密に図る。

入居前の実態調査の手順を明確にし、生涯の時々の写真を添付するとともに、居住環境等も確認し、その方の歴史を深く理解するため入居前面接記録を充実させる。施設入所し、たとえ介護度が重くなり自らの意思を伝えにくい状態になったとしても、入居前のリサーチと「今」の状況を踏まえ潜在ニーズに柔軟に対応し、入居者に安心して生活していただける施設の体制を整備する。

日常生活の中で、自然と『ありがとう』と言葉で感謝の気持ちを伝えられるよう、情報収集を

徹底しパーソナルケアにつなげる。また、普段のコミュニケーションの中で『ほめる』声掛けを積極的に行い、入居者の達成感や存在価値を高め、意欲の維持向上を図る。

3か月に1回カンファレンス開催し、パーソナルケアプランを計画する。個別ケアに向けて、職員一人一人が、日常的に ADL 評価ができるよう、法人本部と連携を図りながら評価スケールや 24 時間シートを活用しチーム間の調整を行う。

- ・ **家族との連携**

コロナ禍での面会制限による不便や寂しさを軽減できるよう、日常的に入居者の生活の様子や近況報告を行う。また、オンラインでの面会や行事の実施、個別に家族への動画送信で生活の様子や状況のお知らせをし、要望・意向などの確認を行う。

ケアプランや埼玉医科大学の実証実験に向けて家族への説明と同意の確認を行い、協力をいただけけるよう連携を図る。

2 介護課

【実施項目とその概要】

・ パーソナルケアの追求

今年度のテーマ「やるなら今でしょ！」に沿って、感染症対策をしながら入居者や家族の意見を尊重し、個別ケアを実践する。普段の会話やコミュニケーションの中で、入居者の潜在的なニーズも引き出し、24時間シートを活用しながら、「今」に素早く対応できるよう、入居者の「今」を理解し、施設内で情報共有を図りパーソナルケアの追求をする。また、話をよく聞くことで、悩みや不安を小さいうちに和らげ、心の安定や痛みの緩和などの精神的なケアに繋げ、個別にマッサージ等も行い、手のひらでぬくもりを伝えながら(タクティールケア風に)、特に、介護度の重い意思の疎通が困難な方には、入居前はもちろん、入居してからのわずかな変化などを深く見つめ直しカンファレンスすることで、今すべきことを「今」し、入居者を理解し寄り添うケアを実践する。

・ 質の高い介護サービスの提供

職員はユニットケアの専門知識の習得に努め、疑似体験を通し入居者の視点で個々の状態に合わせた介助方法を検討し、三大介護技術の再確認を行うことで質の高いサービスを提供する。

入居者に対しての感謝『ありがとう』と良いところを口に出して『ほめる』ことで入居者の意欲の維持・向上につなげる。

また、埼玉医科大学との実証実験に向けて情報やデータがスムーズに提供でき、効果的な実験の運用が図れるよう協力する。

・ 各課との緊密な連携

コンピュータシステムやカンファレンスを通し、ケアの統一を図り、入居者の「ちょうど」の要望に対応する。

・ 入居者・職員懇談会

月1回、全職種と入居者で懇談会を実施し、入居者の意見を聞き、希望・相談・苦情・ニーズの把握に努め、楽しく生活しやすい雰囲気作りに心がける。

・ 事故の予防と身体拘束ゼロ

委員会を中心に事故やヒヤリハット報告書から発生原因の考察、環境のチェックや事例検討を通し、可能な限りインシデントを取り除くことで事故発生防止に努める。また、身体拘束の廃止に向け、入居者の安全、安楽の確保に努める。

・ ターミナルケア

重度の入居者が増え、終末期には、家族のサポートも含め、安楽な悔いのない施設

での生活を送っていただく。

- ・ **園芸活動による自然とのふれあい**

土づくりから収穫までの野菜作りの過程で自然とのかかわりを通して、感染症対策での活動の制限等で生じるストレスの緩和、心身の健康の維持・回復を図る。

- ・ **居心地の良い空間作り**

入居者をより深く知り家族と連携しながら居室を設え、生花を使用したフラワー・アレンジメント自分で作り、飾ることで暮らしに彩りを添えた空間作りができる。

3 看護課

【実施項目とその概要】

・健康管理

① 入居者の健康管理

毎日バイタルチェック・全身観察を行い、異常の早期発見に努め、嘱託医の指示のもと早期対応をする。年2回の健康診断、各種ワクチンの予防接種を実施する

② 職員の健康管理

年2回、健康診断・予防接種・ストレスチェック、予防接種を実施する。

・機能低下防止対策

ADLを個別に評価し、嚥下訓練、歩行訓練、楽トレなど個別に計画を立て実施し、機能低下予防に努める。誤嚥性肺炎や筋力低下を防止するため、口腔衛生や嚥下・レク体操を強化し、健康維持に向け援助する。

・感染症予防及びまん延防止

玄関でのうがい・手洗いを徹底し、面会者にも声掛けをする。各種感染症に関する勉強会や情報収集をし、予防対策と発症時の早期対応に努める。

・協力医療機関との連携

県立大船渡病院、山崎内科医院、阿部歯科医院等と連携し、早期診断・早期治療に資する。

・ターミナルケア（看取り介護）

介護・看護体制を検討し入居者の尊厳や家族の意思を尊重し、嘱託医・各課と連携を図り、入居者や家族に満足していただける対応を行う。

【看護課業務計画】

嘱託医への報告	定時報告 緊急時は随時報告
回診	火曜日・木曜日
健康診断及び予防接種	年2回 その他、嘱託医の指示により対応
オンコール体制	夜間救急時は待機看護師が嘱託医の指示のもと対応

【パーソナルケアの追及】

毎日の生活がストレスなく過ごせるように、個別に看護職員がマッサージ等を行う。手のひらでぬくもりを伝えながら(タクティールケア風に)、特に、介護度の重い意思の疎通が困難な方には、入居前はもちろん、入居してからのわずかな変化などを深く見つめ直し、各課とカンファレンスすることでよく理解し、今すべきことを「今」し、看護職員としての、心の安定や痛みの緩和などの精神的なケアに繋げる。疑似体験では、主に食事やボディメカニクスについて専門的な視点で介護の質を高められるよう各課と共同して進める。

また、コミュニティサロンを開催し、だれでも参加し交流する機会を作る。

【社会貢献事業】

盛町の市日に出向き、血圧測定などをし、健康についての話しや相談を聞き、心のよりどころとなれるよう、心の援助をする。

4 栄養管理室

【実施項目とその概要】

・ 安全衛生・危機管理の徹底

安全でおいしい食事作りを第一に考え、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項について、点検・記録を行うと共に、必要な改善処置を講じる。感染症予防等の勉強会を開催し、施設スタッフの衛生知識の普及・啓発に努める。

・ 入居者の状況把握・健康な生活へのサポート

本人や家族の意向、健康の保持・増進及び疾病の発症予防・重症化予防をし、QOLの向上を図る。各課と情報を共有し、入居者一人ひとりの嗜好調査を実施する。そこに、特に介護度の重い方のご家族と連携し、お好きだった食べ物を現在の食形態に合わせ、召し上がっていただけるようにする。また、常に相手の身になって疑似体験を通し、地域の風土や個人の嗜好に沿ったメニューを考案したり、嚥下困難な方の身になり代わり、身体的・精神的状況に合わせた食事の提供をし、食べていただいたことへの感謝を『ありがとう』の言葉で伝える。

・ 給食委託業者との連携・調理業務の管理

朝のミーティング、給食委員会を開催し、委託業者、各部署と連携する。

作業仕様書の確認、適正な衛生管理のもと調理業務の確認を行う。

・ 快適な食事環境

入居者の特性に合わせ、様々な事情に配慮しながら、地域の特色や食文化を考慮した献立を立案する。

季節の食材を取り入れ、週2選択食、ユニットでのおやつ作りや夕食作り、ホーム喫茶やバイキング、寿司、餅つきなどの年間行事を企画し、生活を楽しんでいただく。

・ 栄養ケアマネジメントの遂行

人としての尊厳を守ることを前提に、各専門職種及び入居者やその家族の意向を参考に、スクリーニング・アセスメント・モニタリング(課題の分析と評価)を行う。

また、定期的にモニタリング(実施状況の確認)をし、再アセスメントを実施する。

・ 成仁会グループとの連携

各事業所の栄養士と連携し、栄養連絡会議や地域の方を対象に、「栄養だより」の発行をする。

【行事食】

月	行事食
4月	花祭り、観桜会、昭和の日、寿司バイキング
5月	憲法記念日、みどりの日、端午の節句
6月	運動会
7月	七夕、海の日、野外食、土用の丑の日、スポーツの日
8月	開所記念日、夏祭り、盆メニュー
9月	重陽の節句、敬老会、秋分の日
10月	十五夜、野外食
11月	文化の日、勤労感謝の日、作品展示会・選択食
12月	冬至、クリスマス・忘年会、餅つき、年越し
1月	お正月メニュー、餅の日、七草、小正月・水木団子作り
2月	節分、餅バイキング、建国記念日
3月	桃の節句、春分の日

※郷土料理作りを、隨時行う。

【 ちょっとクッキング 】

入居者が日常的に作ってきた料理を、入居者と職員で一緒に調理する。

オリジナルのレシピがある場合は、食材や調味料も入居者と一緒に選び、いつでも懐かしい自分の味を思い出し作っていただく。

【 全国うまいもの巡り 】

(北海道) 焼きとり弁当	(青 森) けらいん	(岩 手) はらこめし
(宮 城) すんだ団子	(秋 田) きりたんぽ鍋	(福 島) ソースかつ丼
(山 形) しそ巻き味噌	(茨 城) そばいなり	(栃 木) いもフライ
(群 馬) なすの蒲焼丼	(埼 玉) くるみそば	(千 葉) いわし丼
(東 京) 品川飯	(神奈川) わかさぎ天ぷら	(新 潟) いももち
(石 川) 治部煮	(山 梨) 五平餅	(富 山) いもがいもち
(長 野) 山賊焼き	(岐 阜) けいちゃん	(福 井) 永平寺揚げ風
(静 岡) つけナポリタン	(愛 知) 小倉トースト	(三 重) 伊勢うどん
(滋 賀) 焼きサバ寿司	(京 都) ハッ橋	(大 阪) 白菜ラーメン
(兵 庫) そばめし	(和歌山) 僧兵汁	(奈 良) よもぎ焼き
(鳥 取) 鳥取カレー	(島 根) 焼き飯茶漬け	(岡 山) きび団子
(広 島) 備後府中焼き	(山 口) けんちょう	(徳 島) ならえ
(香 川) いりこ天ぷら	(愛 媛) あんかけよもぎそば	(高 知) 香南ニラ塩焼きそば
(福 岡) かしわ飯	(佐 賀) 肥前茶粥	(長 崎) ハトリ
(熊 本) 太平燕	(大 分) やせうま	(宮 崎) そば汁
(鹿児島) がね	(沖 縄) タコライス	

全国47都道府県の有名な食べ物を、委託業者と連携して食事やおやつとして提供し、楽しんでいただく。

年間行事計画

月	行 事	内容と目的
4月	花祭り	お釈迦様の誕生を祝い、盛こども園児や地域住民との交流を図る。
	観桜会	桜の花の下で、お花見弁当と余興でお花見をする。
5月	母の日	プレゼントとメッセージを渡し、家族との時間を過ごす。
	バスハイク	春の風と新緑を体と目で感じていただく。
6月	端午の節句	節句を祝い、柏餅を召し上がりながらお茶会を楽しむ。
	父の日	プレゼントとメッセージを渡し、家族との時間を過ごす。
	町民運動会	屋外での活動を行い、家族・地域との交流を図る。
8月	盛町道中踊り参加	地域行事に参加し、地域交流を図る。
	盛町七夕見物	地域行事見物で、地域交流を図り、雰囲気と季節感を味わう。
	ビアガーデン	ビールとともに収穫した野菜を味わい、花火やイベントで夏の雰囲気を味わう。
	開所記念日	蔵ハウス大船渡の開所を入居者・職員で祝う。
	迎え火、送り火	先祖の供養を行う。
	盆踊り	盆踊りを楽しみ、家族と地域の交流を図る。
9月	敬老会	地域の方々、家族、職員で入居者の長寿をお祝いする。
11月	作品展示会	日頃の活動作品を展示し、次年度の作成意欲を引き出す。
	紅葉狩り	バスハイクで紅葉狩りし、秋の風情を楽しむ。
12月	クリスマス	プレゼントとホーム喫茶でケーキをいただく。
	忘年会	入居者と職員で1年を振り返り、ごちそうと余興を楽しむ。
	餅つき大会	入居者、職員で餅つきをし、正月を迎える準備をし、年の瀬の雰囲気を味わう。
1月	お正月	悪魔払い・福笑い・書初めをして、お正月気分を味わう。
	初詣	神社にお参りし、1年の祈願を行う。
	水木団子作り	水木団子作りし飾りつけ、旧正月の雰囲気を味わう。
2月	節分	恵方巻き作りと豆まきで、1年の厄をはらう。
	バレンタインデー	チョコレート作りにて、ホーム喫茶を楽しむ。
3月	雛祭り	雛壇を飾りホーム喫茶で甘酒と桜餅をいただき、桃の節句をお祝いする。
	ホワイトデー	クッキー作りで、ホーム喫茶を楽しむ。
随時	誕生会	入居者の誕生日を本人・家族・入居者・職員でお祝いする。
	バスハイク	随時・季節感や各行事等を楽しんでもらう。
	外出	市日・買物・美容室・図書館等希望に対応する。
	習字クラブ	第4木曜日、外部講師(津田静月先生)による。
	押し花クラブ	月1回、外部講師(千葉洋子先生)による。
	音楽療法	月1回、外部講師(淑徳大学教授 高橋多喜子先生)による。
	フリーアレンジメントクラブ	月1回、外部講師(及川紀子先生)による。
	蔵ファーム	ミニ農園での作業を通して、自然に触れ収穫の喜びを味わう。

※ 偶数月に運営推進会議を開催する。

※ 地域行事や施設内行事は新型コロナウィルス感染症の発生状況により内容の変更や中止となる場合がある。

令和3年度

事業計画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

認知症対応型共同生活介護事業所 まちぐるみ

認知症対応型共同生活介護事業所 まちぐるみ

～ やるなら今でしょ ～

【施設理念】

- 1 私たちは、入居者に優しくし、人としての尊厳を守り、大切にします。
- 2 私たちは、自分や家族、地域のみんなが入りたいと思うような、施設にします。
- 3 私たちは、地域に根差し、地域福祉の拠点となり、地域に愛される施設にします。

【方針】

- (1) 「その人らしい生活」ができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下、認知症高齢者の方と職員が一緒に、共に生活を送る「寄り添うケア」を実践する。
- (2) 入居者の尊厳を守り、入居者個々の思いを受け止め、心地よい居場所となるよう努める。
- (3) 生活歴実態調査の充実
- (4) 生活の活性や意欲低下を予防するために、調理や趣味活動などの実践に努める。
- (5) 法人本部及び各事業所と緊密な連携を図る。

【目標】

① 安心した生活への援助

新型コロナウイルスの流行によって新しい生活様式が求められ、外出の自粛や3密の回避など、制約を求められる日常となっている。入居者一人一人の生活に理解を深め、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、安心した生活が送られるよう援助し、生活の活性と意欲向上、維持に努める。

② 入居者と職員、家族との信頼関係

入居者と職員が共に生活を送る関係性を大切にし、共に喜び、共に楽しむ暮らしを実践する。また、コロナ禍においても家族と入居者との関係が疎遠にならないよう、交流の機会を持てるよう援助し、生活や身体状況を隨時知らせ、常に安心していただく。

③ 安心で安全な暮らし

入居者の身体状態を把握し、異常の早期発見、早期治療、職員の健康チェックを実施し感染症等の予防に努める。蔵ハウス大船渡と連携をし、栄養献立指導や看護指導を受けながら、安全で安心した暮らしに努める。適切な医療支援が受けられるよう援助する。

④ よりよいサービスは職員の質の向上から

サービスの質の向上を図ることを目的とした、外部団体による外部評価の実施、認知症実践者研修等、各研修に参加しスキルアップを図る。また、入居者の視点で支援の方法を確認し合い、疑似体験をしながら（介護される側の）、三大介護を重点としたケアを実践し、居心地の良い空間（環境、職員の声掛け等）を提供する。

⑤ 外部からの意見聴取(運営推進会議)

行政担当者・地域住民・家族代表等による運営推進委員会を、隔月で開催し、幅広い分野から意見を聴取しサービスの向上に努める。

⑥ 生活歴実態調査の充実

パーソナルケアの一番大事なことは、その人を全人的にみつめ理解することです。のために利用前訪問時の生活歴実態調査のあり方を明確にする。自宅での私の一日表、通院状況や服薬状況、さらに人生写真と共に、その時の出来事を記載したその方の歴史を感じる人生写真を充実させ、実態調査面接記録をスタッフで共有しながら、尊厳あるパーソナルケアに結びつける。

⑦ グループホームでのパーソナルケアの実践とその追求

パーソナルケアの実践では、介護度が重くなり、意思の疎通が困難な方々の日々の生活の中でも、本当に何を求めているのかリサーチし、安楽な身体状況を保ち、精神的に満足いただくために、個々のニーズに合わせた介護を全職種一丸となり実践する。

また、生活の時間軸に沿った一人ひとりの生活記録を細かく記した24時間シートを充実させ、職員全体で共有し、パーソナルケアの実践をする。さらに、ご家族を巻き込み、もっと深くパーソナルケアを追求するとともに、本人の「心の向き」（何を望んでいるのか、どうしたいのか等）を把握し、今年のテーマ「やるなら今でしょ」の言葉どおり、実現に向けたお手伝いをする。

⑧ 地域と共に

(ア) 地域交流

地域行事への参加や、地域資源を活用し社会参加に努め、社会からの離脱を防ぐ。また、地域の方と郷土料理やご当地メニュー作りを取り入れ、思い出話をしながら、交流を深め、日常生活の活性化とともに意欲の向上を図る。

(イ) 社会貢献事業

盛町の市日に「出張相談所」として出向き、市日に出店している方やお客様を対象に、健康相談や福祉サービスの紹介等とともに、各種ボランティアや各職員募集などの窓口となる。また、地域の方々の話し相手となって、心のよりどころとなれるように努める。

1 生活相談係

【実施項目とその概要】

・ 認知症対応型共同生活介護計画作成及び介護給付費の請求事務

個々の生活史を理解するとともに、随時、家族との連携を図りながら、可能な限り個人目標の達成に努め、また、その人らしく「今」の生活が充実できるように、意欲の維持・向上につながるケアプランを作成し、正確な請求事務をする。

・ 認知症ケアの基本

認知症を患った方と生活を共にし、援助・介護を行うということはある程度スタッフの知識・経験・技術・想いがあっても現場では困難やストレスを伴うことも多くある。また、入居者の平均年齢が90歳を超えその心身状態も変化し、介護量の重度化・ADLの低下が見られる方もいる。課題や不安を抱えながらも、その人らしく暮らしを継続できるよう、認知症という病気について理解を深め、それぞれの特徴をつかんだケアの実践を目指す。

・ 地域に密着したサービス

Withコロナ時代においても地域とのつながりを継続できるよう、地域への協力、さまざまな行事等への参加、ボランティアや地域の児童との交流を通じて、地域に密着したサービスを実施する。

・ 相談・苦情への迅速な対応

入居者・家族からの相談、苦情には誠心誠意、迅速に対応し、事故再発防止に努める。

・ 介護事故防止と身体拘束廃止

リスクマネジメント委員会を中心として、事故の分析・改善を行い、事故防止に努める。個人の尊厳を念頭に置き、身体拘束廃止を継続する。

・ パーソナルケアの追求

本人の意向や、ADLの状態、家族からの協力を得ながら、入居前の情報収集には生涯の時々の写真や居住環境の確認しその方の歴史についてより深く知ることでパーソナルケアにつなげる。施設入所し、たとえ認知度や介護度が重くなり自らの意思を伝えにくい状態になったとしても、入居前のリサーチと「今」の状況を踏まえ潜在ニーズに柔軟に対応し、入居者に安心して生活していただける施設の体制を整備する。

入居後も本人との関係を深めながら「やるなら今でしょ」の具体的目標をケアプランに取り入れ、達成できるよう援助する。

入居後は本人の持っている力量に応じその方に合った活動・役割を支援しながらできしたことへの『感謝』と『ほめる』ことを言葉にし、入居者・職員が認め合うことを実現していく。

- ・ **家族との連携**

広報誌を家族に送付し、入居者の生活の様子や近況報告をする。隨時、電話・手紙・SNSやビデオ電話などにて状態報告や施設の行事等を案内や、要望の確認をする。また、埼玉医科大学の実証実験に向けて家族への説明、協力をいただけるよう連携を図る。

2 介護係

【実施項目とその概要】

・ パーソナルケアの追求と実践

パーソナルケアの実践のために、入居者の生活史を深く追求し、その方に適切なサービスの提供をするとともに、「勘と経験」による“気づき”的ケアと、データを基に根拠のある科学的ケアの調和を図る。

また、話をよく聞くことで、悩みや不安を小さいうちに和らげ、心の安定や痛みの緩和などの精神的なケアに繋げ、個別にマッサージ等も行い、手のひらでぬくもりを伝えながら(タクティールケア風に)、特に、介護度の重い意思の疎通が困難な方には、入居前はもちろん、入居してからのわずかな変化などを深く見つめ直しカンファレンスすることで、今すべきことを「今」し、入居者を理解し寄り添うケアを実践する。

・ 質の高い介護サービスの提供

専門的な研修会や内部研修などの勉強会に積極的に参加し、職員のスキルアップを図り日常生活で活用することで、本人の心身状態の維持・改善、本人のQOL(生活の質)の向上を目指し、認知症予防ケアに努める。また、入居者に対しての感謝『ありがとう』と、良いところを口に出して『ほめる』ことで入居者の意欲の維持・向上に努め、常に相手の身になった疑似体験をすることで質の高いケアに繋げる。

埼玉医科大学との実証実験に向けて情報やデータがスムーズに提供でき、効果的な実験の運用が図れるよう協力する。

・ 食事・調理

職員と一緒に調理をして、盛り付け等することで、生活の場の一員となる満足感と安心した生活ができるよう支援する。各地の郷土料理やご当地メニューを継続しながら、定期的に入居者個々の食べたい食事(おかずやデザート)や、コロナ禍において外食が難しい状況に応じてテイクアウトメニューや出前を取り入れながら食の楽しみをより深く味わっていただく。特に、介護度の重い方のご家族と連携し、お好きだった食べ物を現在の食事状態に合わせ提供し、召し上がっていただけるようにする。また、入居者の活動レベルに合わせたおやつレクを取り入れる。

・ 入浴・排泄

プライバシーを確保し、マンツーマン入浴により、心身のリフレッシュとコミュニケーションを深めることができる場の提供をする。清潔を心掛け個別の排泄状態を記録するとともに、入居者個々に合わせた排泄用品を使用し、夜間の安眠につなげる。

・ 感染症予防と健康管理

感染症予防に日常的に施設管理の中で徹底した消毒、換気、マスク着用、手洗いう

がいを常時実施する。毎日のバイタルチェックを実施し、入居者の体調の変化の早期発見と職員の健康チェックに努め医療との連携を図る。医療的支援の必要な方には併設施設の看護師の協力や主治医との連携を図りながら対応を行う。

- ・ **地域との交流と生きがいを見出す**

新型コロナウィルスの影響で地域交流への参加や見物ができない中、人とのかかわりが減少することにより、生活力が減少しないよう、オンラインを活用した家族との交流を図る。趣味活動の援助や余暇活動を多用に取り入れ、生きがいを見出せるよう対応する。

- ・ **やるなら今でしょ**

今年度のテーマ「やるなら今でしょ」と掲げ、コロナ禍においても入居者個々の「今、したい身近な要望」を支援し余暇活動の充実を図りながら、意欲の維持・向上につなげる。また、入居者の誕生日には家族とテレビ電話を通じて、お祝いの会に参加していただき、雰囲気を共有できる時間を作れるよう支援する。

年間行事計画

月	行事	内容と目的
4月	観桜会	市内の桜名所を、バスハイクで見物する。 お花見弁当と一緒に作っていただき身体機能の維持を図る。
5月	端午の節句	節句を祝い、入居者間の親睦を深める。
6月	ミニスポーツ大会	団体競技、個人競技を通じて入居者間の親睦を深める。
7月	七夕	入居者の方々と手作りの七夕を作り、雰囲気を味わう。
	盛町道中踊り	地域行事に参加して、地域との交流を図る。
8月	開所記念日	お祝い膳で開所記念日を祝う。
	迎え火・送り火	先祖の供養を行う。
	敬老会	地域の方々、家族、職員で入居者の長寿をお祝いする。
9月	お月見	団子を皆で作り、お月見の雰囲気を味わう。
	お彼岸	先祖の供養を行う。（おはぎ作り）
10月	紅葉狩	季節を実感し、バスハイクで入居者間の交流を図る。
11月	作品展示会（事業所内）	個々の手作り作品を出品し、趣味活動の成果の発表の場とする。
	クリスマス	入居者間の親睦を深める。プレゼントや飾り付けで雰囲気を味わう。
12月	忘年会	1年を振り返りながらごちそうをいただく。
	餅つき	地域の方々とともに餅つきをし、お正月準備をする。
1月	初詣	神社にお参りをし、1年の祈願を行う。
	水木団子づくり	団子作りをし、旧正月の雰囲気を味わう。
2月	節分	豆まきをし1年の厄をはらう。恵方巻きを手作りでいただく。
3月	ひな祭り	節句を祝い、入居者間の親睦を深める。
	お彼岸	先祖の供養を行う。（ぼたもち作り）
随時	誕生会	入居者の誕生日に家族に連絡し、本人・ご家族様・職員でお祝いする。
	バスハイク	隨時・季節感や各行事等を楽しむ。
	外出	市日・買物・美容室・図書館等希望に対応する。
	習字クラブ	・第4木曜日、外部講師(津田静月先生)による。
	押し花クラブ	・月1回、外部講師(千葉洋子先生)による。
	フラワーアレンジメント	・第2火曜日、外部講師(及川紀子先生)による。
	音楽療法	・月1回、外部講師（淑徳大学教授 高橋多喜子先生）による。
	『やるなら今でしょ』	・入居者の希望や能力に応じておやつレク、裁縫、手芸、カラオケ、映画鑑賞、紙芝居、青空キッチン、園芸などの支援を行う。
*偶数月に運営推進会議を開催する。		
*月2回程度、郷土料理を提供、また随時出前やテイクアウトメニューなどで、食の楽しみを味わっていただく。		

令和3年度

事業計画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

大船渡市ディサービスセンター

大船渡市ディサービスセンター

～毎日が心に残る一日に～

【施設理念】

- 1 私たちは、相手の身になって、常に心に寄り添うサービスの提供に努めます。
- 2 私たちは、利用者が「いつでも、何度でも利用したい」と思っていただけるよう“楽しみ”や“喜び”を実感できる施設づくりに努めます。
- 3 私たちは、利用者の“その人らしさ”を大切にしたパーソナルケアを実践し、快適で安全安楽な時間の提供に努めます。

【方針】

- (1) その人らしく一日を過ごしていただくケアの実践
- (2) 利用者の生活歴実態調査の充実
- (3) 利用者一人ひとりが持つ身体機能の維持、向上
- (4) 利用者が抱く社会的孤立感の解消と社会参加の推進
- (5) 利用者とその家族の身体的、精神的負担の軽減
- (6) 安心安全な施設づくり
- (7) 職員の人間成長・資質の向上と働きやすい職場環境の整備
- (8) 関係機関、法人事業所等との緊密な連携

【目標】

① パーソナルケアの取組み実践と生活歴実態調査の充実

利用者のおかれている環境やこれまでの生活状況（自宅での一日の過ごし方、服薬や通院状況等も含めて）を把握することに主眼を置き、生活歴を大切に一人ひとりの人生模様が目に浮かぶような生活歴実態調査票（幼少期からこれまでの本人や家族・生活環境がわかる写真等を含む）を充実させる。その実態調査票の内容を職員が共有することで、利用者一人ひとりのこれまでの人生を把握し、“愛おしさ”や“慈しみ”を感じ取ることで、その方を全人的に見つめる意識を培い、質の高いサービスを提供する。また、意思疎通が困難な状況であったり、身体の自由が利かない状況にある介護度の高い方々に、精神的満足感を得ながら安楽な生活をしていただくために、何が必要であるかを常に追求し、個々のニーズに合わせた介護を実践する。

② 関係機関との連携、情報の共有

居宅介護支援事業所等担当者との連携を密にし、常に利用者に関する情報を共有することによって円滑、適正なサービスの提供に努めるとともに、利用状況の実態が具体的に把握できるよう、可視化できるよう「月毎の集計表」及び「関係機関・部署との連携」のためのインフォメーション活動を継続し、新規利用者の拡大につなげる。

③ 利用者の健康管理

利用者の日々の健康管理を徹底し、身体機能の維持、向上とともに生活上の事故の防止に努める。また、在宅時の介護に関する相談や情報交換を密にし、利用者やその家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

④ 感染症予防対策の徹底

新型コロナウイルス及びインフルエンザ等感染症の予防に関する正しい知識を理解し、日々の清掃、消毒等を徹底するとともに、施設内の温度湿度管理にも留意する。殊にも、新型コロナウイルスに関しては、感染拡大地域からの帰省や訪問等の情報を利用者とその家族及び関係者等から随時収集しながら、あらゆる感染原因に対して万全の予防対策を講じる。

《具体策》

1. 利用前日及び当日の健康状態及び家族の生活状況等について詳細に聞き取る。
2. 送迎時の乗車前検温・手指消毒の実施。車内でのプレミアム電解水噴霧。
3. センター到着後の手指消毒及びうがいの徹底。
4. センター内の定期的な換気、プレミアム電解水の噴霧、オゾン発生装置の稼働、徹底したアルコール消毒と次亜塩素酸水での床掃除等を徹底。
5. 利用者席個々にアクリルパーテーションを設置。
6. 職員・利用者のマスク常時着用を徹底。
7. レクリエーション活動における、飛沫が予測される活動の自粛。
8. サービス利用開始後の健康観察を徹底し、状態変化の早期発見に努める。
9. 職員は新型コロナウイルスに係る情報を積極的に収集し、その情報を本部に随時報告するとともに、職員間で情報を共有し、適切な対応に繋げよう努める。
10. 職員は施設職員であることを自覚し、不要不急の行動を最小限に留めながら、市民生活を送ることとし、自らの感染予防を徹底するとともに家

族も含めた健康管理を徹底するように努める。

11. その他、水際対策を徹底し、感染予防に努める。

⑤ 科学的根拠に基づく介護のデータ収集と取り組み

令和3年度介護報酬改定に伴い、「介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進」が掲げられ、その実践が評価される。当法人が埼玉医科大学病院と共に今年度より取り組むプロジェクトは、正に科学的根拠に基づく取り組みであり、介護の質を高め利用者の生活の質の向上に繋がるものである。当センターとしても科学的根拠となるデータ収集に取り組みながら、『科学的介護推進体制加算』の算定を検討する。

⑥ 地域貢献、ボランティア団体との交流

センターの事業展開は、地域の信頼を得て、地域密着型の運営が求められます。地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携、アウトリーチ活動（積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること）、ボランティア等の受け入れなどを積極的に行い開かれた事業所を目指します。

⑦ 災害時・非常時の安全対策

利用者及び職員の生命を最優先とし、さまざまな状況を想定した訓練を定例的に実施して、自然災害や火災等、災害時、非常時の安全対策を徹底する。また、有事に備え、安心安全な施設の整備に努める。

⑧ 定例事務の点検、見直し

定例事務の執行に当たっては、不斷に点検、見直し、工夫を進め、一層の効率化、迅速化を図る。また、法人諸規程の規定、岩手県による事務指導の指摘事項を遵守し、適正、正確な事務処理に努める。

⑨ 職員の人間成長・スキルアップと健康管理の推進

日々の業務と関係するすべての人との関わりから、一期一会の思いを大切に人間としての成長ができるよう努めるとともに、全職員を対象として各種研修会への参加を積極的に進め、専門的な知識や技術、社会人としての教養の習得に努める。また、定期健康診断やストレスチェックを確実に受検し、その結果により心身の健康管理を徹底する。

⑩ 広報活動の充実

広報、ホームページ等を通じて当施設の特徴や優位性を広く紹介して、さらなる知名度、関心の向上に努め、もって新たな施設利用希望者の確保につなげる。

⑪ 法人本部及び各事業所との緊密な連携

法人本部及び各事業所と連携を密にし、情報の共有を図ることで、法人組織の機能としての役割が効率的かつ的確に果たせる体制を構築する。

年間営業計画

*施設設置者 大船渡市

*指定管理者 社会福祉法人 成仁会

*指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日

(1) 営業日数 365日

※原則として年中無休とするが、当日の気象状況や道路事情、また、感染症の流行など、やむを得ない理由により休業する場合がある。

(2) サービス時間 午前9時30分～午後3時30分（6時間）

(3) 利用定員 30名

(4) 利用回数 利用者の希望により回数を決定する。

(5) サービス内容

①送迎サービス

自宅と事業所間の送迎を行い、利用者及び家族の心身の負担の軽減を図るとともに、家族との情報交換を行いサービスの質の向上を図ります。

②健康チェックサービス

来所時や入浴等身体への負担の大きいプログラムを前に、または利用者の状況に応じ随時実施します。

③入浴サービス

健康チェックの結果をもとに、十分な注意を払いながら快適に入浴ができるよう支援を行うことにより、清潔の保持・心身のリフレッシュを図るとともに、全身の観察を行い疾患の早期発見に繋げます。

④給食サービス

食べることは大きな楽しみの一つでもあるので、雰囲気に気を配り、四季折々にバランスの取れた季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立を、管理栄養士指導のもと提供し、食べることの楽しみを感じていただきます。

⑤レクリエーションサービス

各種アクティビティを通して、心身機能の維持向上、同年代の方々と交流を持つことにより社会的役割の獲得と孤立感の解消を図り、精神面の安定を促します。

年間行事計画

月	定例行事	月例行事	会議・研修等
4月	軽体操/機能訓練体操 口腔機能向上訓練 共同作品作り 誕生会 利用者懇談会 室内ゲーム バスハイク 脳トレーニング カラオケ会 (以上年間を通じて実施)	お花見週間 *1：高田松原道の駅バスハイク *2：市内飲食店への外食 【注】 *1と*2については、4月～10月までの間に各曜日1回ずつ実施する。	通所介護計画検討会 活動内容検討会 サービス担当者会議 市内事業者連絡会 地域ケア会議 内部研修会 (以上年間を通じて実施) 令和2年度事業報告書作成 業務内容及び役割分担検討会
5月		藤棚見物	広報作成検討会 職員健康診断
6月		つつじ見物	
7月		七夕短冊作り 野外食	広報作成検討会 消防訓練（デイ主体）
8月		スイカ割り 夏まつり	
9月		敬老会	広報作成検討会
10月		山崎会長杯スポーツ大会 文化祭出展作品作り	職員健康診断 インフルエンザ予防接種 消防訓練（デイ主体）
11月		紅葉見物 りんご狩り	広報作成検討会
12月		クリスマス・忘年会 餅つき カレンダー作り	職員ストレスチェック
1月		初詣 書初め	広報作成検討会 非常伝達訓練
2月		節分豆まき	令和4年度事業計画作成
3月		お雛様	広報作成検討会

【備考】

※バスハイク及び外食は、感染症等の社会情勢を配慮しながら可能な範囲内で実施する。

※各事業所で隨時行われる慰問活動を見学する。

※その他、利用者懇談会での意見、要望等に沿って、アクティビティを検討する。

令和3年度

事業計画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

小規模多機能型居宅介護施設 ひころいちの郷

小規模多機能型居宅介護施設 ひころいちはの郷

感謝のこころを大切に自立支援の実現に向けて ～地域の中で支え合い、助け合い～

【施設理念】

- 1 私たちは、利用者の尊厳を守り、相手の身になっての実践と感謝のこころを持って、地域の中で利用者お一人おひとりが自分らしく過ごせるように寄り添いながら支援していきます。
- 2 私たちは、自分を磨き、認知症ケアやアセスメント力などの専門的な知識と技術を習得し、チームケアで笑顔があふれる家庭的な施設をつくります。
- 3 私たちは、地域との関わりを大切に、在宅生活の拠点としての役割を果たせるよう努めます。

【方針】

- (1) 24時間介護支援体制の整備
- (2) 全人的理解に基づいた質の高いパーソナルケアの実践
- (3) 生活歴実態調査の充実
- (4) 埼玉医科大学病院緩和医療科の実証実験への取り組み
- (5) 在宅介護者（ご家族等）への協力体制
- (6) 新型コロナウイルス感染症などの予防対策の維持継続
- (7) 心身の健康維持管理、医療との連携
- (8) 認知症対応力向上の取組や各研修による各職員の資質の向上
- (9) 法人本部及び各事業所との密な連携
- (10) 安定した施設運営と法令遵守
- (11) 地域との連携と貢献活動
- (12) 活発な運営推進会議の開催（書面議決含）
- (13) 防災対策の徹底と地域との連携強化

【目標】

① 24時間介護支援体制の整備

「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを柔軟に組み合わせて、お一人おひとりの利用者に必要なサービスが利用できるように努める。

② 全人的理解に基づいた質の高いパーソナルケアの実践

ご本人やご家族からの聞き取りで、一日の暮らし、通院状況や服薬状況、歩んでこられた人生がわかる写真などを提供いただき、継続的な情報収集を行いながら、趣味や生きがい、日常生活の流れ、心身の状態や疾病、受診状況、薬の内容などの情報から利用者を全人的に見つめ、充実した人生写真により全職員が深く理解することにより尊厳を

守りながらより質の高いパーソナルケアを実践していく。

家族との連携を密に行い、適切なケアマネジメントを実施し、多職種連携によるチームケアによる質の高い介護サービスの提供を目指す。

当施設は、要支援1、要支援2、要介護1～要介護5までの利用者が利用できる施設であり、それぞれのニーズに合わせた支援が求められている。施設内外で地域に密着した取り組みを企画し、生活リハビリテーションや多彩なレクリエーションにより、毎日を楽しく、生きがいを実感しながら自立した生活が送れるように支援する。また、要介護度4、5になっても、日々の生活の中で、安楽な身体状況の維持と精神的に満足いただけるように、気づきの心を持って、個々のニーズに合わせたケアを実践していく。

③ 生活歴実態調査の充実

パーソナルケアの一番大事なことは、その人を全人的にみつめ理解することです。するために利用前訪問時の生活歴実態調査のあり方を明確にする。自宅での私の一日表、通院状況や服薬状況、さらに人生写真と共に、その時の出来事を記載したその方の歴史を感じる人生写真を充実させ、実態調査面接記録をスタッフで共有しながら、尊厳あるパーソナルケアに結びつける。

④ 埼玉医科大学病院緩和医療科の実証実験への取り組み

埼玉医科大学病院緩和医療科「医療介護連携プロジェクト」へ参加し、実証実験が成功するよう各職員のスキルアップを図りながらADL評価や認知機能評価に取り組み、分析により得られたデータに基づいた病状の変化の早期感知により適切なケアに繋げ、利用者の心身の安定を図る。

⑤ 在宅介護者（ご家族等）への協力体制

在宅介護への協力・支援体制として、各職種が持つ専門的な技術や情報等を提供し、施設機能を利用していただくことにより、介護者の負担軽減を図るとともに、中重度の高齢者でも在宅生活を継続できるように支える。

⑥ 新型コロナウイルス感染症などの予防対策の維持継続

新型コロナウイルス感染症などに関する情報を的確に収集し、法人本部との連携を図りながら、利用前日や利用当日の検温の実施、体調の把握を行い、うがい、手洗い、公用車や施設内の消毒、換気、施設内温度や湿度の管理などの感染症予防対策を徹底的に行い、感染症予防の強化を図る。

⑦ 心身の健康維持管理、医療との連携

利用者の健康異常の早期発見に努め、主治医と連携し、早期治療につなげる。また、協力医療機関との連携により、利用者の健康維持に努める。

⑧ 認知症対応力向上の取組や各研修による各職員の資質の向上

個々の職員に合わせ、認知症ケアに係る研修など各種研修会へ参加し、アセスメント力などの知識や技術などの習得に努め、介護力アップを図り、適切な介護技術の提供を行う。

⑨ 法人本部及び各事業所との密な連携

法人本部との連携（伺い・相談・連絡・報告）を密に行うとともに、各事業所と常に連携を図り、施設の運営状況報告やさまざまな情報共有を図る。

⑩ 安定した施設運営と法令遵守

定員に応じた利用登録者を確保し、柔軟なサービス提供により、安定した施設運営につなげる。また、職員個々がコスト削減や施設運営を意識するようとする。

介護保険制度や各種法令等を深く理解し遵守する。

感染症や自然災害などが発生した場合には、業務が継続できるように法人本部と相談・検討し、体制の構築に努める。

⑪ 地域との連携と貢献活動

法人の方針に基づき、地域への貢献活動に努める。各職種が持つノウハウを地域の皆様に提供し、高齢者がより一層、在宅で健康的な生活が継続できるよう支援する。地域のイベントや活動、取り組み（公民館活動・まちづくり・助け合い協議会等）にも参加し交流を深める。また、地域との関わり方を模索し、地域貢献を図っていく。

⑫ 活発な運営推進会議の開催

地域代表・利用者家族・関係機関・法人役職員から構成する運営推進委員により、隔月に運営推進会議を開催する。コロナ禍で開催が困難な場合は、書面議決により実施していく。

施設が提供するサービス内容を報告し、意見や要望を伺い、地域において開かれた質の高いサービスが提供出来るよう努めていく。また、危機管理体制の強化を図る。さらに、年度末には運営委員による施設サービス外部評価を実施し、より良い施設運営とサービスの向上に努める。

⑬ 防災対策の徹底と地域との連携強化

東日本大震災より 10 年が経過し、アウターライズ地震発生が懸念されており、防災意識を高め、備えることが求められている。防災マニュアルや防災訓練計画により、地域との防災連絡体制を構築し、法人本部や消防署との連携を行い、毎月の消防訓練を行うことにより火災・自然災害に備える。毎日の公用車の運行時の災害を想定した対応内容などもシミュレーションを行い、身の安全を確保する。福祉避難所として大船渡市より依頼があった場合には、速やかに受け入れ態勢を整える。

1 総務相談係

【 実施項目とその概要 】

・パーソナルケアの実践と適切な心身の評価・アセスメント能力の強化

住み慣れた地域で、「通い」を中心とした「泊り」「訪問」の施設サービスを最大限に活用し、柔軟に組み合わせたサービスを提供することで在宅介護を支援する。

- (1) 利用者の尊厳を守り、利用者、家族の意向を尊重し、多様なニーズに寄り添い地域の中で、自分らしく暮らせることができるケアプランの充実を図る。
- (2) 多職種協働によりチームアプローチを図り、切れ目のない自立支援を実践する。
- (3) 利用前面接時や利用後の心身の変化の把握ができるように情報収集しアセスメント能力の向上を図り、心身の適切な評価を行う。
- (4) 認知症ケア研修により知識習得を図り、穏やかな生活実現のため支援をする。
- (5) 地域との関わりを得ながら、地域資源としての役割を果たせるように努める。

・安定した施設運営

登録者定員や「通い」「泊まり」の人数など適切に確保し、業務体制を図り、サービスの提供が出来るように努める。また、感染症や自然災害が発生した場合においても、業務継続ができるよう法人本部と相談し体制の構築に努める。

・介護給付費の確実な請求事務

誤りのないように毎月期限内に確実な請求業務を行う。

・チームケアの実践

全職員が利用者の情報を共有し、多職種で同じサービスの提供ができるように、生活相談員としてケアマネジメントの周知徹底を図り、チームケアの実践に努める。

・迅速な情報収集と実践

介護保険制度の改正の内容や新型コロナウイルス感染症、災害などに関する情報を迅速かつ的確に収集して理解し、市や各種団体からの情報、利用者を取り巻く環境の変化を的確にキャッチし、周知を図り、法人本部と相談をしながら適切な対策を図り実施し、施設運営が継続的に行えるように努める。

・相談・苦情への対応・事故発生時の適切な対応

相談や苦情があった場合は、誠心誠意対応を行う。事故発生時は、家族への連絡や関係機関との連携と迅速な対応を行い、事故報告書やヒヤリハットを作成し、再発防止に努める。

2 介護係

【 実施項目とその概要 】

・パーソナルケアの実践と心身の評価と基とした自立支援

利用者の尊厳を守り、これまでの生活歴や身体状態、家族背景や自宅環境などの把握を行い、理解を深め、自立した在宅生活が継続出来る様に各職種間で情報を共有、心身の適切な評価を行い、パーソナルケアの実践につなげる。

・専門的な知識の習得

認知症等の様々な施設内外の研修への参加により、アセスメント力強化など専門的な知識や介護技術の習得に努め、各職員の介護力向上を図ると共に、利用者や家族の意向を尊重し適切なケアを行う。

・新型コロナウイルス感染症などの対策と予防

新型コロナウイルス感染症などの予防や対策についての研修を行い、感染症に関する知識を習得し、実践に活かし、うがい、手洗い、利用日前日や利用日の検温、公用車や施設内の消毒、換気や室内温度、湿度の管理を徹底的に行う。また、体調観察の実施で利用者の体調変化の早期発見に努め、各職種間の連携を図り、適切な対応に繋げる。

発生時には法人本部、保健所、行政、家族への報告・連携を密に行い、迅速かつ適切な対応を行っていく。

・事故防止対策・リスクマネジメントの強化

全職種間において利用者的心身の状態を連携し、ヒヤリハットや事故報告書作成し、原因究明と環境などのアセスメントを行い、危険の予知を行い予防に努める。

・家族との連携

家族との関わりを持ちながら、利用者の小さな変化も見逃さず、家族との連携を密に行っていく。

・地域との連携

地域で生活の中で、地域と関わりを持ちながら暮らしていけるように、感染症の流行状況や対策に配慮しながら、地域資源の把握や地域や学校などのイベントや行事などに参加ができるよう支援をしていく。

・取り組み内容

日々のレクリエーション活動や軽体操、口腔機能体操等を通じ体力増進を図り、在宅生活の継続ができる様に支援をしていく。また、余暇活動では、季節に合わせた装飾つくりやイベント、行事に参加をしていただくことで季節感を感じながら日常生活を楽しんでいただけるように支援する。

3 看護係

【 実施項目とその概要 】

・ 医療専門職の役割

利用者の健康の維持、増進を図り、健全な日常生活が送れるように支援する。

- (1) 利用者のバイタル測定を毎日実施により健康状態を把握し、異常の早期発見・早期治療に努め家族や個々の主治医や医療機関各事業所と連携を密に行う。
- (2) 口腔環境や食事摂取状況、栄養状態などの把握に努め、栄養士と連携し、適切なケアにつなげる。
- (3) 軽体操やレクリエーション活動により心身の機能維持を図る。
- (4) 新型コロナウイル感染症などの予防の強化を図る。

・ 事故防止対策・リスクマネジメントの強化

事故の無い安全で安心した生活が送れるよう支援する。

- (1) 利用者的心身の状態を把握し危険予測を行う。また、事故発生時は速やかに適切な対応を行い、事故の発生原因を考察し、事故防止に努める。
- (2) 施設内での薬の管理を徹底し、服薬を確実に行う。

・ 新型コロナウイル感染症などの予防対策

新型コロナウイル感染症などに係る取組の徹底を図る。

- (1) 利用者やご家族、職員、各業者などの来所者の健康状態の観察と記録を行い、感染の予防・早期発見に努める。
- (2) 家族の協力をいただきながら、手洗い、うがい、検温を実施する。また、公用車や施設内の消毒や換気を実施し、室温、湿度調整に配慮する。
- (3) 各感染症の研修を行い、まん延を防ぐためのシミュレーション等を行うなど感染症の強化に努める。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の発生時は、法人本部、保健所、行政の指示に従い、適切な対応を職員一丸となって行う。
- (5) 職員の健康診断を年2回実施し、健康指導を行う。

・ 緊急時の対応

緊急を要する多様なケース、専門性を發揮して適切な対応を行う。

- (1) 職員間の連携と、家族への連絡を密にし、適切な対応を行う。
- (2) 急変時は状況を把握した上で、上司に連絡して指示を仰ぐとともに、緊急を要する場合は家族と相談し救急要請を行う。

年間行事計画

月	行 事	内 容 と 目 的
4	開所記念日	4月1日の開所記念日をお祝いし、祝い膳を昼食にいただく。
	花まつり	お釣迦様の誕生を祝い、甘茶でお茶会をする。
	回転寿司バイキング	職人が目の前で握ったすしを、お好みに合わせて提供し、鮨屋の雰囲気を味わう。
	お花見	市内の桜見物を行い春の雰囲気を楽しむ。
5	端午の節句	手作りおやつをつくる。節句を祝い、入居者間の親睦を深める。
	母の日	手作りプレゼントで感謝の気持ちを伝える。
	小学校田植え見学	小学校との行事を通し、交流を図る。
	寄せ植え	地域の広澤園芸より購入した季節の花々を寄せ植えしながら交流し楽しむ。
	お菓子づくり	交流をしながらお菓子つくりを行う。
6	つつじバスハイク週間	バスハイクでつつじを見物し、初夏を満喫する。
	七夕飾り作り週間	七夕に向けた施設内の飾りつくりを行う。
	ミニ運動会	施設内で小さな運動会を開催し、運動機能強化と交流を図る。
	父の日	手作りプレゼントで感謝の気持ちを伝える。
7	旧端午の節句	かまちつくりを行い、交流を図る。
	七夕飾り作り	七夕飾りに願いをかけ、七夕の雰囲気を味わう。
	野菜収穫	季節の野菜を栽培し、収穫の喜びを持っていいいただきを味わう。
	梅収穫・梅ジュースつくり	梅の収穫を楽しみ、梅を使用してのジュースつくりと行い味わう。
	魚釣り大会	鯉のぼりの塗り絵を魚に見立てて、チーム戦にて行う。
8	スイカ割り大会	スイカの場所を教えながら交流を図り、スイカ割を楽しむ。
	迎え火・送り火	ご先祖様の迎え火と送り火の行事を行う。
	ひこらいちの郷夏祭り	縁日の雰囲気の中、盆踊りや屋台を楽しむ。
	バーベキュー	焼きたてのお肉や野菜を提供し、普段と違う雰囲気の中で食事を楽しむ。
9	長寿を祝う会	利用者の長寿をお祝いする。
	お彼岸	先祖の供養を行う。
	小学校稻刈り見学	小学校との行事を通し、交流を図る。案山子などを作成し応援する。
	文化祭作品作り	文化祭に向けた共同作品・個人作品作りを行う。
10	十五夜	五穀豊穣に感謝し、利用者で団子を作りお月見をする。
	ひこらいちの郷大運動会	体育の日にちなみ、施設内で大運動会を開催する。
	ハロウィン	仮想をしながらバイキング形式での昼食や綿あめ等を楽しんでいただく。
11	紅葉狩り	バスハイクで紅葉を見物し、秋を満喫する。
	ひこらいちの郷小さな文化祭	各季節ごとに作成した作品や共同作品、個人作品などを出品し楽しむ。
	柿取り・干し柿作り	地域からの提供で柿を収穫し、干し柿作りを行う。
	寄せ植え	地域の広澤園芸より購入した季節の花々を寄せ植えしながら交流し楽しむ。
12	寿司バイキング	職人が目の前で握ったすしを、お好みに合わせて提供し、鮨屋の雰囲気を味わう。
	保育園へプレゼント	クリスマスカードを作成し、日頃市保育園へプレゼントする。
	小学校へプレゼント	クリスマスカードを作成し、日頃市小学校へプレゼントする。
	クリスマス・忘年会	利用者と一緒にクリスマスパーティーを行い楽しむ。クリスマスプレゼントを渡す。
1	正月飾り・餅つき	正月を迎える準備として、門松作り、飾り付け、餅つきを行う。
	初詣	地元の五葉神社へお参りし、新年の祈願を行う。
	水木団子作り	施設内で小正月行事として水木団子作りを楽しむ。
	節分豆まき	昼食に恵方巻きを食す。また、豆まきを行い、厄ばらいをする。
2	初釜会	年初めのお茶会を開催する。
	バレンタインデー	バレンタインデーのお菓子作りを楽しむ。
3	ひな祭り	ひな人形を飾り、「桃の節句」を祝い、お茶会を行う。
	お彼岸	先祖の供養を行う。

【毎月の取り組み】

- ・利用者懇談会…毎月1日に利用者との懇談会を開催し、意見・要望を伺いサービス提供に活かす。
- ・誕生会…月に1回、その月の誕生者のお祝い会をし長寿を祝う。
- ・移動図書館「かもしか号」の巡回…月に1回、施設に来所。
- ・床屋の日…地域の床屋さんに来所いただき、希望者の散髪を行う。
- ・介護教室など地域との関わり方について検討し、地域貢献を行う。

職員研修計画

認知症などの知識等の取得や職員が質の高いケアを提供することを目的とし施設内外への研修会に参加する。

開催日	施設内研修		施設外研修	
	毎月・全職種参加		内容	参加者
4	事業計画(運営方針)について	パーソナルケアについて 新型コロナウイルス感染症予防研修		
5	ADL評価(BI)について	認知症ケア評価について (DBDの評価)		
6	感染症について	リスクマネジメントについて	虐待予防研修	介護員
7	食中毒予防について	認知症ケアについて	摂取・嚥下研修	看護師
8	倫理・個人情報・プライバシーについて	自立支援について		
9	緊急時の対応について	介護保険制度について	・苦情解決研修 ・認知症研修	・計画作成担当者 ・介護員
10	労働安全について	「サービス評価」について	感染症研修	看護師
11	感染症について	事業所自己評価について	主任介護支援専門員更新研修	所長
12	コミュニケーション技術について	「サービス評価」について	リスクマネジメント研修	介護員
1	身体拘束について	地域ケア会議について		
2	内部評価について	外部評価について	成年後見制度普及研修会	計画作成担当者
3	防災について			

※研修計画については、事業所で別途詳細に職員個々の計画書を作成する。

※認知症基礎研修等については、法人本部と連携し実施していく。

令和3年度

事 業 計 画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

富美岡荘ホームヘルプ事業所

富美岡荘ホームヘルプ事業所

～ お一人 おひとりに寄り添って 介護の不安を安心に ～

【事業所理念】

- 1 私たちは、社会福祉法人成仁会の基本理念に基づき、利用者を心から尊敬し、感謝し、手を添えて優しく接します。
- 2 私たちは、利用者が住み慣れた居宅において、自立した生活を安心して営むことができるよう支援します。
- 3 私たちは、常に利用者・家族の立場に立ち、温かみが感じられる介護サービスを提供することで、不安や負担の軽減につながるよう支援します。

【方針】

- (1) 利用者・ご家族様の意思及び意向を尊重し、利用者様の歩んでこられた人生を理解し全人的サポートケアを目指す。居宅介護事業所や関係機関等と情報共有・連携することで全体で支えるパーソナルケアの推進に繋げる。
- (2) 利用者及びそのご家族様の個人情報の取り扱いに関しては、関係法令を遵守し適法かつ適正に管理するものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため、情報収集に努め本部や各事業所と情報共有を密にし感染防止策を講じた対応を行う。
- (4) 埼玉医科大学病院緩和医療科認定施設として、健康寿命延伸研究に携わり実践する。
- (5) 東日本大震災を教訓とした有事の管理体制の再確認を行い自然災害の対応に備える。
- (6) 適切な事業運営並びに業務遂行のため、居宅介護支援事業所や法人本部との連携を密にする。

【目標】

①パーソナルケアに向けた全人的ケアの実践に努める

「全人的ケア」の実践のため、契約時にフェースシートを用いて、利用者様がこれまでどのような人生を歩んでこられたのか身体・心理・社会的あらゆる角度からの細かい情報を本人・ご家族様から事前に把握することに努め、その情報を共有し利用者様お一人お一人を理解し尊敬し対応することで、自立した尊厳あるパーソナルケアへ繋げる。

②東日本大震災を教訓とした有事の体制の再確認と意識した行動をする

東日本大震災から10年が経ち自然災害への対策として、個々の備えや事業所の備蓄対応、緊急時の連絡連携の在り方などを再確認する。また常に情報を収集し行動する。

③新型コロナウィルス感染症等の感染予防の徹底

利用者様の世帯状況の確認、また体温や体調の事前確認の実施を行い状態把握したうえで対応し、特変時は速やかに連携を図る。またヘルパーは自身の体調確認・体調管理を常に行い必要に応じて抗原検査等の実施を行う。訪問時は予防衣（ディスポーザル）・フェイスシールド・マスク等を着用する。訪問先以外に行動を記録しておく。ヘルパー一人一人が感染予防を意識し、消毒液やマスクは常時携帯し感染予防の徹底を図る。

④健康寿命の延伸研究の実践

埼玉医科大学病院緩和医療科認定施設として、バーサルインデックス等を用いて利用者様の ADL 評価を適切に行ない、体調変化を早期に察知し他職種と連携することにより重症化防止に努める。

⑤苦情・相談等への迅速な対応

サービス内容等にかかる利用者及びご家族様からの苦情・相談等には、迅速かつ適切に対応し、苦情については再発防止の対策を講じ、相談については丁寧に応じる。

⑥自己の健康管理の徹底

ヘルパー自身が感染症やその他の疾患の媒体とならないよう、自己の健康管理には細心の注意を払い、予防対策を速やかに講じることができるように日々情報の収集に努め、実践する。体調不良時は速やかに申し出ることができる環境作りをする。

⑦介護予防への対応

介護予防に関しては、利用者様自身が有している残存能力が損なわれることがないよう十分に配慮しつつ、出来る限り利用者様とともにを行うことで、在宅生活での自立支援に結びつく援助となるように努める。また、在宅介護支援センターと連携し地域に向けた介護予防教室などの活動も行っていく。

⑧安定したサービス運営と利用者の拡大を図る

事業所の PR 活動を継続し、定期的に訪問利用空き状況等の情報を市内の居宅介護支援事業所へ積極的に提供することで、新規利用者や定期利用者の訪問回数の増加につなげる。

⑨総合的な訪問体制の構築

契約ヘルパーを中心とした訪問対応としているが、件数の増加や利用者様の状態把握、対応がケアプランに沿っているか把握できるように職員も積極的に訪問対応する。

【事業内容】

- | | |
|------------|--|
| ・営業日及び営業時間 | 営業日：年中無休
時間帯：24 時間 |
| ・ヘルパー派遣地域 | 大船渡市内全域 |
| ・利用申し込み | 当事業所の窓口または各居宅介護支援事業所で受け付けを行い、本人との契約締結後にサービス提供を行うものとする。 |

【サービス内容】

- ① 身体介護中心型（介護度 1～5）
健康チェック、排泄介助、食事介助、入浴介助、身体整容、清拭、着脱介助、移乗、移動介助、通院介助、外出介助を主な業務としたサービスを行う。
- ② 生活援助中心型（介護度 1～5）
調理（配膳、後片付け）、日用品などの買い物の代行、洗濯、衣類の整理、補修、掃除、ベットメイキング、薬の受取り、服薬管理、用足し等を主な業務としたサービスを行う。
- ③ 身体生活型（介護度 1～5）
上記以外に身体介護と生活援助を複合的に組み合わせたサービスの提供を行う。
- ④ 訪問型サービス（要支援者、総合事業対象者）
身体介護、生活援助型の枠は設けず、利用者と一体型のサービスを開発していく。自立した生活が継続できるよう生活機能の維持向上に配慮したサービスの提供を行う。

【会議・研修計画】

- ・ ヘルパー合同会議の実施
統一した介護サービス提供のため、職員ヘルパーと契約ヘルパーとの合同会議を開催する。新規利用者の概要説明、各利用者の状況報告及び担当者会議の報告等を行い徹底事項の周知と連携を図る。
- ・ 内部研修の実施（月 1 回）と研修会等への参加
事業所内部の研修会を定期的に企画・実施するほか、法人内外の研修に積極的に参加することで、最新情報を収集し専門職としての知識習得・資質向上に努める。
- ・ カンファレンスの実施（随時）
各ケースごとに、検討が必要な課題等が生じた際に、必要に応じて担当するヘルパーはもとより、介護支援専門員と連携を図りながら、問題解決に向けた取り組みを行う。
- ・ 大船渡市地域ケア会議等への参加
保健、福祉、医療関係者等との意見交換及び情報収集に努め、地域のネットワークの構築を図る。

ヘルパー合同会議・研修計画

月	ヘルパー合同会議内容	ヘルパー研修内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度ホームヘルプ事業所事業計画 ・事故の発生、緊急時の対応に関する研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況説明 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇に関する研修
6	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護に関する研修
7	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する研修
8	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理、法令遵守に関する研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する研修
10	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核に関する研修
11	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する研修
12	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒等に関する研修
1	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生予防に関する研修
2	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例、問題事例について
3	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者の概要説明 ・各利用者の状況報告 ・担当者会議の報告 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・反省会を含み今後の方向性について ・今年度の苦情報告、ひやりハット報告
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教育①富美岡荘介護技術実習 ②ホームヘルプ事業所の説明 ③ヘルパーとしての心得 ④訪問時の注意事項 ⑤同行訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修会参加による復命及び介護技術研修は、事業所内で企画・調整し決定する。 ・利用者に対するサービス内容等についてのアンケート調査（年1回実施）

令和3年度

事業計画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

大船渡市福祉の里指定居宅介護支援事業所

大船渡市福祉の里指定居宅介護支援事業所

～ 心を受け取るのが愛、住みなれた地域で最後まで ～

【事業所理念】

私たちは創業者の思い「人間愛」に倣い、かつ介護保険法等の関係法令を遵守しながら利用者へは優しさをもって向き合い、その有する能力に応じて自立した居宅生活を営むことができるよう支援する。

【方針】

- (1) 居宅サービス計画の作成に当たっては、自立の促進と状態の悪化を防止するため、計画的、総合的な内容とし、利用者の意思及び人格を最大限尊重した、寄り添ったケアとなるよう配慮する。
- (2) 事業所運営については居宅介護支援事業所としての適切な業務遂行のため、法人本部及び各事業所と連携を密にするとともに、地域住民が等しくサービスを受けられるよう、特定の事業所に不当に偏ることのないようにする。

【目標】

① 総合的なサービス提供

利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス・福祉サービスが、多様な事業所から継続的かつ効果的に提供されるよう、関係自治体及び関係機関等と連携を密にして総合的なサービスの提供に努める。

② 個人情報管理の徹底

個人の人格尊重の理念のもとに関係法令を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱う。

③ 公正なサービスの提供

介護サービス計画の作成に当たっては、提供されるサービスが特定の種類や特定の事業者のみに不当に偏ることのないよう配慮する。

④ 情報提供及び連絡調整

介護サービス計画の作成と提供に当たっては、利用者及び家族の同意を得ながら趣味活動や生きがい、その人や家族の歴史がわかる写真などを提供いただき、サービス事業者がパーソナルケアの一番大事なその人を全人的に見つめて、個々のニーズに合わせたケアの徹底を図れるように、情報の提供や連絡調整を行っていく。

⑤ 施設入所に向けての支援

施設入所相談・希望者に対しては、介護保険施設等の紹介・情報の提供を行う。

⑥ 最新情報の収集と活用

改正に伴い最新の情報を迅速に収集し、効率的に活用することで、利用者や家族の利益が損なわれないよう努める。

⑦ 計画内容の充実を図るための職員の資質向上

適切かつ優しさを反映したサービス利用計画を作成できるよう、介護支援専門員の資質向上を目的とし、個別に具体的な研修計画を立てて実施する。併せて特定事業所加算の算定に資する。

⑧ 新型コロナウイルス等感染症に関する対策と対応

大船渡市や、法人のコロナ対策発信文書を周知し、各デスクのパーテーションの設置、食事時等のソーシャルディスタンスをとり飛沫対策、事業所内の定時随時の消毒、地域の感染に関する情報を収集し、職員一人ひとりの一日の行動記録を行い、手洗いうがいの徹底と消毒液を携帯し、利用者のためにサービス事業所と連携調整を行う。

⑨ 経費節減対策と健全運営への配慮

電話連絡等は、常に経費節減に配慮した節度ある会話に心掛け、状況確認は訪問時に対面で直接行う。また、車両運行は最短距離に配慮し、事務所内の冷暖房等も必要最小限に心掛ける。さらにホームページを活用して、内外に利用状況を情報として提供し、効率的な相談受付につなげ健全運営に資する。

⑩ 科学的介護によるケアの質の向上

科学的介護情報システム LIFE の導入と埼玉医科大学病院緩和医療科＜岩瀬哲教授＞「医療介護連携プロジェクト」に参画し、実証実験がスムーズに行われるよう家族への情報提供と説明を丁寧に行う。

⑪ 自然災害への対策

東日本大震災の経験を踏まえ、長期避難に備えた備蓄や、地震などによる緊急対応と初動体制について再確認し、自然災害への対策に引き続き務める。

【業務内容】

・ サービス利用に当たっての内容及び手続等の説明・同意

居宅介護支援の提供開始に際しては、利用者・家族に対し受けることができるサービスの内容や重要事項文書を丁寧に説明し、契約を締結する。

・ 利用者の状況に適したサービス実施のための課題分析・計画作成

利用希望者に関わる情報を収集してアセスメントを実施する。その後、居宅サービス計画を作成しサービス事業者との担当者会議を開催して、利用者・家族の同意を得る。また、サービス実施については定期的な経過観察・評価を行い、利用者に心身の変化などがあった場合には再アセスメントを実施し、より適切な居宅サービス計画の見直しを図る。

- ・ **介護保険制度・介護認定等についての相談・援助・申請代行**
利用者・家族から介護保険制度や要介護認定等についての相談を受けた場合、要介護認定の申請・更新申請・区分変更申請等が円滑に行えるように支援する。
- ・ **要介護認定調査の実施**
保険者から委託を受け、対象者の要介護認定調査を行う。
- ・ **保険者・関係機関・介護サービス事業者との連携調整**
総合的・継続的なサービス提供に努めるため、保険者・地域包括支援センターなど地域の関係機関・介護サービス事業者等との連携調整を図る。また、入退院時や障害福祉と介護保険との移行時等においては、連携を密にすることにより移行がスムーズに行えるように努める。
- ・ **苦情・相談への対応**
利用者・家族からのサービス内容等に関する苦情・相談に対しても、内容を精査し迅速・丁寧かつ適切に対応する。特に苦情に関しては問題点、反省点について十分検討し、再発の防止に努める。
- ・ **給付管理**
居宅サービス計画作成後、サービス提供実績に基づき毎月給付管理票を作成し、遅滞なく岩手県国民健康保険団体連合会へ提出する。
- ・ **事業実績の確保**
各介護支援専門員の担当人数を要介護 35 件、要支援 8 件維持できるよう新規開拓に努める。
- ・ **事故発生時の対応**
介護サービス計画に基づくサービスの提供中に事故が発生した場合、速やかに保険者、その代理人等に連絡を行うとともに必要な処置を講じる。
- ・ **介護予防と総合事業の対応**
大船渡市地域包括支援センターから委託を受け、利用者がこれからどのような生活を希望するのか話し合い支援します。
- ・ **地域貢献事業**
法人内事業所と連携・協力し合いながら、介護保険制度全般についての相談を受け支援します。

【特定事業所加算Ⅱ算定要件】

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

- ② 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を3人以上配置すること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ⑦ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑧ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40人未満であること。
- ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力体制を確保していること。

【会議・研修計画】

各種会議への参加

- ・W・G地域ケア会議

会議に出席することで、各介護保険事業者等とサービス情報を交換し、利用者への適切なサービス提供に資する。また、市からの求めにより、事例を提供し事例検討会に参加する。

- ・主任介護支援専門員等打合せ会

年に2~3回、事例検討会を実施する

- ・研修会等への参加と内部研修の実施

外部の研修会に積極的に参加することで、個々に立てた研修目的を達成できるようとする。また、最新情報を収集し、介護支援専門員としての知識・資質向上に努める。事業所内部の事例検討会を定期的に実施する。

事業所会議の開催（特定事業所加算を取得した場合は概ね週1回以上）

主任ケアマネージャーが中心になって実施する。

- ① 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針の検討
- ② 過去に取り扱ったケースについての問題点およびその改善方針の振り返り
- ③ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況把握
- ④ 保健医療及び福祉に関する諸制度の理解
- ⑤ 困難事例の情報共有によるケアマネジメントに関する技術習得
- ⑥ 利用者の苦情に対する内容精査および改善方針の検討
- ⑦ その他必要な事項について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る情報の伝達を目的とし、職員がその情報を共有し、日常業務に効率的に活用できるよう努める。

職 員 研 修 計 画

	職員 A	職員 B	職員 C	職員 D
4月	セルフネグレクトについて	福祉用具と新しい体位交換について	福祉用具と新しい体位交換について	セルフネグレクトについて
5月	支援困難ケースへの支援と関わりについて	支援困難ケースへの支援と関わりについて	支援困難ケースへの支援と関わりについて	メンタルヘルス研修会
6月	高齢者虐待について	高齢者虐待について	高齢者虐待について	高齢者虐待について
7月	高次脳機能障害の理解と現場での関わりについて	高次脳機能障害の理解と現場での関わりについて	高次脳機能障害の理解と現場での関わりについて	高次脳機能障害の理解と現場での関わりについて
8月	認知症に関する研修	セルフネグレクトについて	傾聴に関する研修	福祉用具と新しい体位交換について
9月	メンタルヘルス研修	褥瘡についての研修	メンタルヘルス研修	褥瘡についての研修
10月	権利擁護	地域包括ケア研修	地域包括ケア研修	権利擁護
11月	倫理・法令遵守に関する研修	個人情報、プライバシー保護に関する研修	倫理・法令遵守に関する研修	個人情報、プライバシー保護に関する研修
12月	感染症に関する研修	倫理・法令遵守に関する研修	感染症に関する研修	倫理・法令遵守に関する研修
1月	個人情報、プライバシー保護に関する研修	権利擁護	権利擁護	地域包括ケア研修
2月	褥瘡についての研修	メンタルヘルス研修	個人情報、プライバシー保護に関する研修	介護予防従事者研修
3月	地域包括ケア研修	認知症に関する研修	リスクマネジメントに関する研修	認知症に関する研修

令和3年度

事業計画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

富美岡荘指定居宅介護支援事業所

富美岡荘指定居宅介護支援事業所

～ 地域の皆様に寄り添って「笑顔と幸せの輪を」 ～

【事業所理念】

私たちは創業者の思い「人間愛」に倣い、かつ介護保険法等の関係法令を遵守しながら利用者へは優しさをもって向き合い、その有する能力に応じて自立した居宅生活を営むことができるよう支援する。

【方針】

- (1) 居宅サービス計画の作成に当たり、自立の促進と状態の悪化を防止するため、計画的、総合的な内容とし、利用者の意思及び人格を最大限尊重した、寄り添ったケアとなるよう配慮する。
- (2) 事業所運営については居宅介護支援事業所としての適切な業務遂行のため、法人本部及び各事業所と連携を密にするとともに、地域住民が等しくサービスを受けられるよう、特定の事業所に不当に偏ることのないようにする。

【目標】

① 総合的なサービス提供

利用者及び家族の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス・福祉サービスが、多様な事業所から継続的かつ効果的に提供されるよう、関係自治体及び関係機関等と連携を密にして総合的なサービスの提供に努める。

② 個人情報管理の徹底

法人及び施設の個人情報保護方針に基づき、秘密保持厳守及び個人情報の取り扱いを適切に行い、管理の徹底に努める。

③ 公正なサービスの提供

介護サービス計画の作成に当たっては、提供されるサービスが特定の種類や特定の事業者のみに不当に偏ることのないよう配慮する。

④ 情報提供及び連絡調整

介護サービス計画の作成と提供に当たっては、利用者及び家族の同意を得ながら趣味活動や生きがい、その人や家族の歴史がわかる写真などを提供いただき、サービス事業者がパーソナルケアの一番大事なその人を全人的に見つめて、個々のニーズに合わせたケアの徹底を図れるように、情報の提供や連絡調整を行っていく。

⑤ 施設入所に向けての支援

施設入所相談・希望者に対しては、介護保険施設等の紹介・情報の提供を行う。

⑥ 最新情報の収集と活用

改正に伴い最新の情報を迅速に収集し、効率的に活用することで、利用者や家族の利益が損なわれないよう努める。

⑦ 職員の資質向上・人材育成

専門的知識や優しさを反映したサービス利用計画を作成できるよう、介護支援専門員の資質向上を図り、法人や地域に貢献できる人材育成を目指す。併せて特定事業所加算の算定に資する。

⑧ 新型コロナウイルス等感染症に関する対策と対応

大船渡市や法人のコロナ対策発信文書を周知し、各デスクにパーテーションの設置、食事時のソーシャルディスタンスをとり飛沫対策を行い、事業所内の定期随時の消毒、地域の感染に関わる情報収集し、職員一人ひとり一日の行動記録を行い、手洗い嗽の徹底と消毒液を携帯し、利用者のためにサービス事業所と調整を行う。

⑨ 経費節減対策と健全運営への配慮

電話連絡等は、常に経費節減に配慮した節度ある会話に心掛け、状況確認は訪問時に対面で直接行う。また、車両運行は最短距離に配慮し、事務所内の冷暖房等も必要最小限に心掛ける。さらにホームページを活用して、内外に利用状況を情報として提供し、効率的な相談受付につなげ健全運営に資する。

⑩ 科学的介護によるケアの質の向上

科学的介護情報システム LIFE の導入と埼玉医科大学病院緩和医療〈岩瀬哲教授〉「医療介護連携プロジェクト」に参画し、実証実験がスムーズに行われるよう、家族への情報提供と説明を丁寧に行う。

⑪ 自然災害への対策

東日本大震災の経験を踏まえ、長期避難の備蓄や地震による緊急対応と初動体制について再確認し、自然災害への対策に引き続き務める。

【業務内容】

・ サービス利用に当たっての内容及び手続等の説明・同意

居宅介護支援の提供開始に際しては、利用者・家族に対し受けることができるサービスの内容や重要事項文書を丁寧に説明し、契約を締結する。

・ 利用者の状況に適したサービス実施のための課題分析・計画作成

利用希望者に関する情報を収集してアセスメントを実施する。その後、居宅サービス計画を作成しサービス事業者との担当者会議を開催して、利用者・家族の同意を得る。また、サービス実施については定期的な経過観察・評価を行い、利用者に心身の変化などがあった場合には再アセスメントを実施し、より適切な居宅サービス計画の見直しを図る。

- ・ **介護保険制度・介護認定等についての相談・援助・申請代行**
利用者・家族から介護保険制度や要介護認定等についての相談を受けた場合、要介護認定の申請・更新申請・区分変更申請等が円滑に行えるように支援する。
- ・ **要介護認定調査の実施**
保険者から委託を受け、対象者の要介護認定調査を行う。
- ・ **保険者・関係機関・介護サービス事業者との連携調整**
総合的・継続的なサービス提供に努めるため、保険者・地域包括支援センターや医療関係機関・介護サービス事業者等との連携調整を図る。また、障害福祉と介護保険との移行時等においては、連携を密にすることにより移行がスムーズに行えるように努める。
- ・ **苦情・相談への対応**
利用者・家族からのサービス内容等に関する苦情・相談に対しても、内容を精査し迅速・丁寧かつ適切に対応する。特に苦情に関しては問題点、反省点について十分検討し、再発の防止に努める。
- ・ **給付管理**
居宅サービス計画作成後、サービス提供実績に基づき毎月給付管理票を作成し、遅滞なく岩手県国民健康保険団体連合会へ提出する。
- ・ **事業実績の確保**
各介護支援専門員の担当人数を要介護35件、要支援8件、維持できるよう新規開拓に努める。
- ・ **事故発生時の対応**
介護サービス計画に基づくサービスの提供中に事故が発生した場合、速やかに保険者、その代理人等に連絡を行うとともに必要な処置を講じる。
- ・ **介護予防と総合事業の対応**
大船渡市地域包括支援センターから委託を受け、利用者がこれからどのような生活を希望するのか話し合い支援します。
- ・ **地域貢献事業**
法人内事業所と連携・協力し合いながら、介護保険制度全般についての相談を受け支援します。

【特定事業所加算Ⅱ算定要件】

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を3人以上配置していること。

- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ⑦ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑧ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40人未満であること。
- ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力体制を確保していること。

【会議・研修計画】

特定事業所加算を取得するために必要な算定要件に含まれる③⑤⑦により各種会議への参加

- W・G地域ケア会議

会議に出席することで、各介護保険事業者等とサービス情報を交換し、利用者への適切なサービス提供に資する。また、市からの求めにより、事例を提供し事例検討会に参加する。

- 主任介護支援専門員等打合せ会

年に2~3回、事例検討会を実施する。

- 研修会等への参加と内部研修の実施

外部の研修会に積極的に参加することで、個々に立てた研修目的を達成できるようする。また、最新情報を収集し、介護支援専門員としての知識・資質向上に努める。事業所内部の事例検討会を定期的に実施する。

事業所会議の開催（特定事業所加算を取得した場合は概ね週1回以上）

主任ケアマネージャーが中心になって実施する。

- ① 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針の検討
- ② 過去に取り扱ったケースについての問題点およびその改善方針の振り返り
- ③ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況把握
- ④ 保健医療及び福祉に関する諸制度の理解
- ⑤ 困難事例の情報共有によるケアマネジメントに関する技術習得
- ⑥ 利用者の苦情に対する内容精査および改善方針の検討
- ⑦ その他必要な事項について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る情報の伝達を目的とし、職員がその情報を共有し、日常業務に効率的に活用できるよう努める。

職 員 研 修 計 画

	職員 A	職員 B	職員 C	職員 D
4月	介護保険制度 に関する研修	介護保険制度 に関する研修	介護保険制度 に関する研修	介護保険制度 に関する研修
5月	リハビリテーション に関する研修	がん在宅療養 研修会	地域助け合い 創出研究会	事例検討研修会
6月	事例検討研修会	医療との連携 に関する研修	事例検討研修会	医療との連携 に関する研修
7月	アルコール依存症 に係る 支援者向け研修会	アルコール依存症 に係る 支援者向け研修会	リハビリテーション に関する研修	ケアマネジメント 研修会
8月	高齢者の栄養管理 に関する研修	口腔ケア研修会	傾聴に関する研修	認知症に係る 研修会
9月	メンタルヘルス 研修会	薬剤師会研修会	気仙地区介護支援 専門員研修会	気仙地区介護支援 専門員研修会
10月	認知症に係る 研修会	職業倫理、個人情報、 プライバシー保護 に関する研修会	地域包括ケア 研修会	地域包括ケア 研修会
11月	倫理・法令遵守 に関する研修	倫理・法令遵守 に関する研修	医療との連携 に関する研修	医療との連携 に関する研修
12月	感染症 に関する研修 事例検討研修会	感染症 に関する研修 事例検討研修会	事例検討研修会	事例検討研修会
1月	ターミナルケア・ 緩和ケア に関する研修	多職種連携研修会	高齢者虐待・権利擁護 研修	高齢者虐待・権利擁護 研修
2月	心身の障害 に関する研修	心身の障害 に関する研修	介護予防従事者 研修会	介護予防従事者 研修会
3月	認知症と家族支援 研修会	認知症と家族支援 研修会	リスクマネジメント に関する研修会	リスクマネジメント に関する研修会

令和3年度

事 業 計 画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

大船渡市福祉の里在宅介護支援センター

大船渡市福祉の里在宅介護支援センター

～ 4つの助（自助・互助・共助・公助）の安心窓口を目指して ～

【事業所理念】

高齢になっても住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を続けることができるように、家庭だけでなく地域住民全体で見守る地域共生社会の実現を図るべく、保険、医療、介護、福祉などさまざまな分野にわたり連絡調整し支援する。

【方針】

地域包括支援センターのブランチとして、地域高齢者とそのご家族からの福祉に関する相談を受け、高齢者の介護予防と生活の質の向上を支援する。

【目標】

地域包括支援センターとの連携のもと、多職種協働で繋げる支援を、継続的かつ包括的に提供していくための役割の一端を担うこととする。

【業務内容】

・ 相談窓口設置に関わる業務

在宅介護支援センターの周知活動、地域の会議への参加、地域から依頼を受けた講話等への対応や包括事業への協力、相談対応、事業計画・報告等。

・ 実態把握調査

主に盛町・猪川町・日頃市町・立根町の担当地域の実態把握調査を行う。

在宅介護支援センターに本人、家族、関係者等から直接相談があり訪問した場合と地域包括支援センターから訪問依頼のあった場合。

・ 介護予防教室等

地域から依頼を受けた講話等への対応や地域包括支援センター事業への協力。

転倒予防、認知症予防、低栄養予防等の介護予防に関する講話や実技指導を、在宅介護支援センター主催の企画運営、もしくは他団体・組織主催の依頼で行う。

【行事・研修計画】

- (1) 在宅介護支援センター意見交換会へ参加する。
- (2) 随時、地域で開催される会議・各種研修会へ参加する。

令和3年度

事 業 計 画

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

社会福祉法人 成仁会 SGビル

社会福祉法人成仁会 SG ビル

【事業の名称】

社会福祉法人成仁会 SG ビル

【事業の所在地】

岩手県大船渡市盛町字町 6 番地 8

【事業の設立年月日】

平成 20 年 8 月 1 日

【事業の目的】

社会福祉法人においても、収益を目的とする事業を行うことが認められたことに伴い、法人の自立性を高める観点から、収益事業を行う。

【事業の種類】

不動産賃貸ビルの経営

医療検査サービスシステム事業に係る医療・健診用器材の販売等

【賃貸借物件】

所 在 岩手県大船渡市盛町字町

家屋番号 6 番 8

種 類 居宅・旅館

構 造 鉄骨・木造陸屋根・瓦葺 4 階建

床 面 積 1 階 240.15 m² 2 階 388.66 m² 3 階 207.61 m² 4 階 34.47 m²